

新地方公会計モデルにおける
連結財務書類作成実務手引
(改訂版)

【基準モデル編】

総務省自治財政局財務調査課

平成21年4月

(平成23年12月 改訂)

新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引

【基準モデル編】

～基準モデルによる連結財務書類の作成～

【目次】

| | | |
|------|-----------------|----|
| 1 | 連結特有の考え方について | 2 |
| (1) | のれん（連結調整勘定） | 2 |
| (2) | 少数株主持分 | 2 |
| 2 | 法定決算書類の読替（組替）方法 | 3 |
| (1) | 水道事業 | 5 |
| (2) | 下水道事業 | 13 |
| (3) | 工業用水道事業 | 21 |
| (4) | 病院事業 | 29 |
| (5) | 交通事業 | 37 |
| (6) | 観光施設事業 | 45 |
| (7) | 宅地造成事業 | 53 |
| (8) | ガス事業 | 61 |
| (9) | 電気事業 | 69 |
| (10) | 土地開発公社 | 77 |
| (11) | 株式会社 | 85 |
| (12) | 財団法人 | 92 |

● 略語

本手引で使用する研究会報告書等の略語は次のとおりです。

「新地方公会計モデル」：基準モデルと総務省方式改訂モデルの総称

「基準モデル」：基準モデル

「改訂モデル」：総務省方式改訂モデル

「制度研究会報告書」：新地方公会計制度研究会報告書

「実務研究会報告書」：新地方公会計制度実務研究会報告書

「ワーキンググループ」：地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ

基準モデル編では、基準モデルにより連結財務書類を作成する際の特有の考え方、連結対象法人等の法定決算書類を基準モデルの勘定科目に組み替える方法とその考え方を整理します。

1 連結特有の考え方について

基準モデルにより連結財務書類を作成する際には「のれん」と「少数株主持分」を認識することとされていますが、それぞれ次の取扱いとします。

(1) のれん（連結調整勘定）

ここで取り上げる「のれん」は、従前の民間企業の連結財務諸表における連結調整勘定であり、投資と資本の差額を記載するための科目としての性格を有し、営業権を意味するものではありません。

原則として、当該連結対象法人等に関して、はじめて連結を行う際に、当該連結対象法人等の簿価純資産と出資額との差額をのれんとして計上します。ただし、地方公共団体が出資を行う場合、団体設立時に行うケースが多く、既存の団体に出資を行うケースは少ないと考えられることや、現時点では早期に一定程度の精度を有する連結財務書類の作成を優先させること等の観点から、当面はのれんの計上を行わずに段階的に精度を高める方法も認めることとします。

(2) 少数株主持分

原則として、純資産のうち、地方公共団体の持分以外の部分について少数株主持分を認識することとします。ただし、公益法人や社会福祉法人など、出資（持分）という概念になじまない団体も多いこと、また現時点では早期に一定の精度を有する連結財務書類の作成を優先させること等の観点から、当面は設立時の出資額や設立当初の純資産額に対する少数株主持分のみ計上する方法、持分概念の明確な株式会社などの第3セクター等や共同設立の地方独立行政法人・地方三公社についてのみ少数株主持分の計上を行う方法などの取扱いも認めることとします。

2 法定決算書類の読替（組替）方法

- ① 以下に示す例示は、連結対象法人等において作成している財務諸表を、基準モデル財務書類に読み替えるための「組替表」と「組替方針説明文」で構成されています。組替表では、番号を付すことで科目対応を明確にし、説明文と合わせた利用により、基準モデルへの組替が可能となるよう配慮しています。

なお、本手引に示す組替表は、あくまでも例示であり、実際の連結財務書類作成にあたっては、各地方公共団体の実情に応じた対応が必要となります。

- ② 組替表の中でも、資金収支計算書や純資産変動計算書は未作成の連結対象法人等も多いことから、組替というよりも作成方法（どの数字を根拠として集計するか）の説明を中心に解説しています。

- ③ 市町村において連結対象となることが多く見込まれる団体等について組替表を整理しています。発生主義に基づく法定決算書類がない国民健康保険事業特別会計などの連結対象法人等については、歳入歳出の執行データを仕訳変換して、新たに個別財務書類を作成することを想定していますので、組替表は掲載していません。

- ④ 組替を行うに当たり留意すべき点は以下のとおりです。

ア 水道事業会計等の公営事業会計の固定資産の区分

→独立事業としての採算確保の視点からすべて事業用資産とする方法、住民の生活に密着するライフラインとしてすべてインフラ資産とする方法が考えられますが、基本的には実務研究会報告書に基づき後者の考え方を基礎とし、備品・車両等は事業用資産として取り扱うこととしています。

イ 連結開始時の純資産をどのように組み替えるか

→連結初年度期首の純資産については、すべてをその他純資産とする方法、すべてを開始時未分析残高とする方法等が考えられますが、普通会計や単体財務書類の処理との整合性を図る観点から、すべてを開始時未分析残高とする方法を採用しました。

ウ 減価償却費、収益の計上区分

→減価償却費、収益の計上区分については、実務研究会報告書に基づくこととし、

公営事業会計の場合、収益は行政コスト計算書、インフラ資産とされた固定資産の減価償却費は純資産変動計算書、事業用資産とされた固定資産の減価償却費は行政コスト計算書に計上されます。

(1) 水道事業

【水道事業BS】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|------------------|--------------|
| 1 固定資産 | | | 資産合計 |
| (1) 有形固定資産 | | 25 | 1. 金融資産 |
| イ 土地 | 1 | | 資金 |
| ロ 建物 | 2 | | 金融資産(資金以外) |
| 減価償却累計額 | 3 | — | 債権 |
| ハ 構築物 | 4 | 26 | 税等未収金 |
| 減価償却累計額 | 5 | 22,29 | 未収金 |
| ニ 機械及び装置 | 6 | 30,31,32 | 貸付金 |
| 減価償却累計額 | 7 | | その他の債権 |
| ホ 車両及び運搬具 | 8 | 20・21(政策目的以外),27 | (控除)貸倒引当金 |
| 減価償却累計額 | 9 | | 有価証券 |
| ヘ 工具器具及び備品 | 10 | 20・21(政策目的) | 投資等 |
| 減価償却累計額 | 11 | | 出資金 |
| ト 建設仮勘定 | 12 | — | 基金・積立金 |
| チ その他有形固定資産 | 13 | 23 | 財政調整基金 |
| 減価償却累計額 | 14 | 23 | 減債基金 |
| (2) 無形固定資産 | | 24 | その他の基金・積立金 |
| イ 水利権 | 15 | | その他の投資 |
| ロ 借地権 | 16 | | 2. 非金融資産 |
| ハ 地上権 | 17 | | 事業用資産 |
| ニ 特許権 | 18 | — | 有形固定資産 |
| ホ 施設利用権 | 19 | — | 土地 |
| 無形固定資産合計 | | — | 立木竹 |
| (3) 投資 | | — | 建物 |
| イ 投資有価証券 | 20 | — | 工作物 |
| ロ 出資金 | 21 | 8-9,10-11 | 機械器具 |
| ハ 長期貸付金 | 22 | — | 物品 |
| ニ 基金 | 23 | — | 船舶 |
| ホ その他投資 | 24 | 13-14 | 航空機 |
| 投資合計 | | — | その他の有形固定資産 |
| 固定資産合計 | | — | 建設仮勘定 |
| 2 流動資産 | | 18 | 無形固定資産 |
| (1) 現金預金 | 25 | — | 地上権 |
| (2) 未収金 | 26 | — | 著作権・特許権 |
| (3) 有価証券 | 27 | 19 | ソフトウェア |
| (4) 貯蔵品 | 28 | 28 | 電話加入権 |
| (5) 短期貸付金 | 29 | | その他の無形固定資産 |
| (6) 前払費用 | 30 | 1 | 棚卸資産 |
| (7) 前払金 | 31 | 2-3,4-5 | インフラ資産 |
| (8) その他流動資産 | 32 | 6-7,15,16,17 | 公共用財産用地 |
| 流動資産合計 | | 12 | 公共用財産施設 |
| | | 34,36 | その他の公共用財産 |
| 3 繰延勘定 | | | 公共用財産建設仮勘定 |
| (1) 企業債発行差金 | 33 | →PLへ | 繰延資産 |
| (2) 開発費 | 34 | | |
| (3) 退職給与金 | 35 | →NWへ | |
| (4) 試験研究費 | 36 | | |
| (5) 災害損失 | 37 | →NWへ | |
| (6) 控除対象外消費税額 | 38 | →PLへ | |

【注】「2-3」は、(2の計上数値)から(3の計上数値)を減ずることを指す。
以下同様。

| | | | |
|---------------|----|---------------------|-----------------|
| 4 固定負債 | | | 負債合計 |
| (1) 企業債 | 39 | 45,46 | 1. 流動負債 |
| (2) 他会計借入金 | 40 | 47 | 未払金及び未払費用 |
| (3) 引当金 | | | 前受金及び前受収益 |
| イ 退職給与引当金 | 41 | — | 引当金 |
| ロ 修繕引当金 | 42 | — | 賞与引当金 |
| (4) その他固定負債 | 43 | 39・50(一年以内償還予定) | 預り金(保管金等) |
| 固定負債合計 | | 44 | 公債(短期) |
| | | 48 | 短期借入金 |
| | | | その他の流動負債 |
| 5 流動負債 | | | 2. 非流動負債 |
| (1) 一時借入金 | 44 | 39・50(長期) | 公債 |
| (2) 未払金 | 45 | 40,51 | 借入金 |
| (3) 未払費用 | 46 | — | 責任準備金 |
| (4) 前受金 | 47 | — | 引当金 |
| (5) その他流動負債 | 48 | 41 | 退職給付引当金 |
| 流動負債合計 | | 42 | その他の引当金 |
| 負債合計 | | 43 | その他の非流動負債 |
| | | | 純資産合計 |
| 6 資本金 | | 当期末財源残高(NWより) | 財源 |
| (1) 自己資本金 | 49 | — | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| (2) 借入資本金 | | — | 税金 |
| イ 企業債 | 50 | — | 社会保険料 |
| ロ 他会計借入金 | 51 | — | 移転収入 |
| 借入資本金合計 | | — | 公債等 |
| 資本金合計 | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) | その他の財源の調達 |
| | | — | 評価・換算差額等 |
| 7 剰余金 | | | その他の純資産 |
| (1) 資本剰余金 | | 当期末開始時未分析残高(NWより) | 開始時未分析残高 |
| イ 再評価積立金 | 52 | 当期末その他純資産残高(NWより) | その他純資産 |
| ロ 受贈財産評価額 | 53 | | |
| ハ 寄附金 | 54 | | |
| ニ その他資本剰余金 | 55 | | |
| 資本剰余金合計 | | | |
| (2) 利益剰余金 | | | |
| イ 減債積立金 | 56 | | |
| ロ 利益積立金 | 57 | | |
| ハ その他積立金 | 58 | | |
| ニ 当年度未処分利益剰余金 | 59 | | |

【水道事業PL】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|---------------------------|-------------------|----------------|
| 1 営業収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 給水収益 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 受託工事収益 | 2 | | | ①人件費 |
| (3) その他の営業収益 | 3 | | 4,5,6,7,8,10 | 議員歳費 |
| 2 営業費用 | | | | 職員給料 |
| (1) 原水費 | 4 | 節単位で組み替え | | 賞与引当金繰入 |
| (2) 浄水費 | 5 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,8,10 | 退職給付費用 |
| (3) 配水費 | 6 | 節単位で組み替え | | その他の人件費 |
| (4) 給水費 | 7 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,8,10 | ②物件費 |
| (5) 受託工事費 | 8 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,8,10 | 消耗品費 |
| (6) 業務費 | 9 | | 11(事業用資産) | 維持補修費 |
| (7) 総係費 | 10 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,8,10 | 減価償却費 |
| (8) 減価償却費 | 11 | 事業用資産分(PL)とインフラ資産分(NW)に区分 | | その他の物件費 |
| (9) 資産減耗費 | 12 | | 4,5,6,7,8,9,10 | ③経費 |
| (10) その他営業費用 | 13 | | 4,5,6,7,8,10 | 業務費 |
| 営業利益(又は営業損失) | | | | 委託費 |
| 3 営業外収益 | | | BS38,4,5,6,7,8,10 | 貸倒引当金繰入 |
| (1) 受取利息及び配当金 | 14 | | | その他の経費 |
| (2) 他会計補助金 | 15 | →NWへ | BS33,18(企業債) | ④業務関連費用 |
| (3) 補助金 | 16 | →NWへ | 18(借入) | 公債費(利払分) |
| (4) 雑収益 | 17 | | 24 | 借入金支払利息 |
| 4 営業外費用 | | | 12,13,19,20 | 資産売却損 |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 18 | | | その他の業務関連費用 |
| (2) 繰延勘定償却 | 19 | | | 2. 移転支出 |
| (3) 雑支出 | 20 | | | ①他会計への移転支出 |
| 経常利益(又は経常損失) | | | | ②補助金等移転支出 |
| 5 特別利益 | | | 4,5,6,7,8,10 | ③社会保障関係費等移転支出 |
| (1) 固定資産売却益 | 21 | | | ④その他の移転支出 |
| (2) 過年度損益修正益 | 22 | →NWへ | | 経常収益合計 |
| (3) その他特別利益 | 23 | →NWへ | | 1. 経常業務収益 |
| 6 特別損失 | | | 1,2 | ①業務収益 |
| (1) 固定資産売却損 | 24 | | 3 | 自己収入 |
| (2) 臨時損失 | 25 | →NWへ | | その他の業務収益 |
| (3) 過年度損益修正損 | 26 | →NWへ | 14 | ②業務関連収益 |
| (4) その他特別損失 | 27 | →NWへ | 21 | 受取利息等 |
| 当年度純利益(又は当年度純損失) | | | 17 | 資産売却益 |
| | | | | その他の業務関連収益 |

【水道事業NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|--|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産明細書より集計 B: 固定資産明細書より集計 C: 固定資産明細書より集計</p> <p>PL11(インフラ資産) BS35,BS37,PL25,PL26,PL27</p> <p>PL15</p> <p>PL16 PL16 PL16</p> <p>固定資産明細書、売却資料より集計 D: 固定資産明細書より集計 PL22,PL23,PL11(事業用資産・インフラ資産)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>PL11(事業用資産・インフラ資産) 固定資産明細書より集計</p> <p>A+B</p> <p>D C</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 49,52～59の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置 ②固定資産形成への財源措置 事業用資産形成への財源措置 インフラ資産形成への財源措置 ③長期金融資産形成への財源措置 ④その他の財源の使途 直接資本減耗 その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収 ②社会保険料 ③移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 国庫支出金 都道府県等支出金 市町村等支出金 その他の移転収入 ④その他の財源の調達 固定資産売却収入(元本分) 長期金融資産償還収入(元本分) その他財源調達</p> <p>当期財源増減額 前期末財源残高 当期末財源残高</p> <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少 減価償却費・直接資本減耗相当額 除売却相当額 ②固定資産の増加 固定資産形成 無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少 ②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少 再評価損 その他評価額等減少 ②評価・換算差額等の増加 再評価益 その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額 前期末資産形成充当財源残高 当期末資産形成充当財源残高</p> <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高 当期開始時未分析残高増減額 前期末開始時未分析残高 当期末開始時未分析残高</p> <p>2. その他純資産の変動 その他純資産の減少 その他純資産の増加 当期その他純資産増減額 前期末その他純資産残高 当期末その他純資産残高</p> |

→BSへ

→BSへ

→BSへ

→BSへ

【水道事業CF】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|--|
| <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>— —</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>—</p> | <p>期末資金残高 期首資金残高 当期資金収支額 基礎的財政収支 I. 経常的収支 1. 経常的支出 ① 経常業務費用支出 人件費支出 物件費支出 経費支出 業務関連費用支出(財務的支出を除く) ② 移転支出 他会計への移転支出 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出 2. 経常的収入 ① 租税収入 ② 社会保険料収入 ③ 経常業務収益収入 業務収益収入 業務関連収益収入 ④ 移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 その他の移転収入 II. 資本的収支 1. 資本的支出 ① 固定資産形成支出 ② 長期金融資産形成支出 ③ その他の資本形成支出 2. 資本的収入 ① 固定資産売却収入 ② 長期金融資産償還収入 ③ その他の資本処分収入 III. 財務的収支 1. 財務的支出 ① 支払利息支出 公債費(利払分)支出 借入金支払利息支出 ② 元本償還支出 公債費(元本分)支出 公債(短期)元本償還支出 公債元本償還支出 借入金元本償還支出 短期借入金元本償還支出 借入金元本償還支出 その他の元本償還支出 2. 財務的収入 ① 公債発行収入 公債(短期)発行収入 公債発行収入 ② 借入金収入 短期借入金収入 借入金収入 ③ その他の財務的収入</p> |

【水道事業BS】

| 項目 | 組替方針 |
|------------|--|
| 1. 有形固定資産 | <p>①土地、建物、構築物、機械及び装置については、「水道事業」というライフラインに着目し、インフラ資産の「公共用財産用地」「公共用財産施設」「その他の公共用財産」に組み替える。</p> <p>②車両及び運搬具、工具器具及び備品については、事業用資産の中の「物品」に組み替える。</p> <p>③建設仮勘定については、ライフライン建設に関するものが多いと考えられるため、インフラ資産の「公共用財産建設仮勘定」に組み替える。</p> <p>④その他有形固定資産については、「その他の有形固定資産」に組み替える。</p> <p>⑤固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を貸借対照表に計上する。</p> |
| 2. 無形固定資産 | <p>①水利権、借地権、地上権については、有形固定資産同様、ライフラインに直接関係するものとして、インフラ資産の「その他の公共用財産」に組み替える。</p> <p>②それ以外の無形固定資産については、科目に応じて事業用資産の無形固定資産の適切な科目に組み替える。</p> |
| 3. 投資 | <p>①投資有価証券、出資金については、政策（支配）目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。</p> <p>②基金については、その内容に応じて「減債基金」「その他の基金」に組み替える。</p> |
| 4. 流動資産 | <p>①未収金については、税等未収金ではなく、「未収金」に組み替える。</p> <p>②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> <p>③前払費用、前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。</p> |
| 5. 繰延勘定 | <p>①企業債発行差金については、企業会計上も費用処理のため、行政コスト計算書の「公債費」に組み替える。</p> <p>②退職給与金については、過年度の退職手当支給分であるため、過年度損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>③災害損失については、当年度（あるいは過年度）特別損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>④控除対象外消費税額については、当年度損益相当として、行政コスト計算書「その他の経費」に組み替えることを原則としていたが、地方公営企業会計制度等研究会報告書（平成21年12月24日）において引き続き繰延経理が認められる方向となったため、繰延資産に組み替えることもできることとする。</p> <p>⑤上記以外の開発費、試験研究費について、「繰延資産」に組み替える。</p> |
| 6. 固定負債 | <p>①企業債については、短期・長期の分類をした上で、「公債（短期）」「公債」に組み替える。</p> <p>②他会計借入金については、連結消去手続の中で消去される項目であり、短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |
| 7. 流動負債 | <p>①一時借入金は全て「短期借入金」に組み替える。</p> |
| 8. 資本金、剰余金 | <p>①自己資本金、剰余金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。</p> <p>②借入資本金は、建設にあてるための企業債及び他会計借入金を区分上資本金にしているものである。従って、基準モデル上は負債ととらえ、企業債については短期・長期の分類をした上で「公債（短期）」「公債」に、他会計借入金については短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |

【水道事業PL】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|---|
| 1. 営業収益 | ①給水収益、受託工事収益については、「自己収入」に組み替える。 ②その他の営業収益については、「その他の業務収益」に組み替える。 |
| 2. 営業費用 | ①原水費、浄水費、配水費、給水費、受託工事費、総係費については、節単位で人件費、物件費、経費等を判断した上で、以下の科目に組み替える。 <p style="margin-left: 40px;">給料 : 職員給料 手当 : その他の人件費 賞金 : その他の人件費 法定福利費 : その他の人件費 旅費 : 業務費 被服費 : その他の物件費 備用品費 : 消耗品費 燃料費 : 消耗品費 光熱水費 : その他の物件費 印刷製本費 : その他の物件費 通信運搬費 : その他の物件費 委託料 : 委託費 手数料 : その他の経費 賃借料 : その他の経費 修繕費 : 維持補修費 路面復旧費 : その他の物件費 動力費 : その他の物件費 薬品費 : その他の物件費 受水費 : その他の物件費 材料費 : 消耗品費 補償金 : その他の移転支出 研修費 : その他の経費 厚生費 : その他の経費 負担金 : 補助金等移転支出 保険料 : その他の経費 公課費 : その他の経費 工事請負費 : 維持補修費 雑費 : その他の経費</p> ②業務費は、経費の「業務費」に組み替える。 ③減価償却費は、事業用資産に係る金額を行政コスト計算書の「減価償却費」に、インフラ資産に係る金額を純資産変動計算書の「直接資本減耗」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 ④資産減耗損、その他営業費用は、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 3. 営業外収益 | ①受取利息及び配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②他会計補助金については、純資産変動計算書の「他会計からの移転収入」に組み替える。 ③補助金については、その受け入れ先の区分に基づき、純資産変動計算書の「国庫支出金」「都道府県等支出金」「市町村等支出金」に組み替える。 ④雑収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 4. 営業外費用 | ①支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②繰延勘定償却、雑支出については、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 5. 特別利益 | ①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②過年度損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 6. 特別損失 | ①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②臨時損失、過年度損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 |

【水道事業NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|--|
| 1. 全般 | ①BS,PLからの数値及び固定資産明細書から数値を集計を基礎として、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の用途のうち、「事業用資産形成への財源措置」「インフラ資産形成への財源措置」については、固定資産明細書から、土地・建物・構築物・機械及び装置の増加についてはインフラ資産として、それ以外の増加については事業用資産として集計を行う。 ②財源の用途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、固定資産明細書（投資）の増加額を基に集計を行う。 ③財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産明細書及び売却時の資料等から、売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ④財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、固定資産明細書より金融資産の元本回収額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産明細書の固定資産減少額（減価償却費除く）を基に、除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に固定資産明細書の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所に計上する。 |

【水道事業CF】

| 項目 | 組替方針 |
|-------|--|
| 1. 全般 | ①水道事業決算報告書の収益的収入・支出、資本的収入・支出の数値を基礎に集計を行う。 ②資金収支計算書の増減結果としての資金残高を、BS資金に計上する。 |

(2) 下水道事業

【下水道事業BS】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|------------------|--------------|
| 1 固定資産 | | | 資産合計 |
| (1) 有形固定資産 | | 25 | 1. 金融資産 |
| イ 土地 | 1 | | 資金 |
| ロ 建物 | 2 | | 金融資産(資金以外) |
| 減価償却累計額 | 3 | — | 債権 |
| ハ 構築物 | 4 | 26 | 税等未収金 |
| 減価償却累計額 | 5 | 22,29 | 未収金 |
| ニ 機械及び装置 | 6 | 30,31,32 | 貸付金 |
| 減価償却累計額 | 7 | | その他の債権 |
| ホ 車両及び運搬具 | 8 | 20・21(政策目的以外),27 | (控除)貸倒引当金 |
| 減価償却累計額 | 9 | | 有価証券 |
| ヘ 工具器具及び備品 | 10 | 20・21(政策目的) | 投資等 |
| 減価償却累計額 | 11 | | 出資金 |
| ト 建設仮勘定 | 12 | — | 基金・積立金 |
| チ その他有形固定資産 | 13 | 23 | 財政調整基金 |
| 減価償却累計額 | 14 | 23 | 減債基金 |
| (2) 無形固定資産 | | 24 | その他の基金・積立金 |
| イ 借地権 | 15 | | その他の投資 |
| ロ 地上権 | 16 | | 2. 非金融資産 |
| ハ 特許権 | 17 | | 事業用資産 |
| ニ 施設利用権 | 18 | — | 有形固定資産 |
| ホ その他無形固定資産 | 19 | — | 土地 |
| 無形固定資産合計 | | — | 立木竹 |
| (3) 投資 | | — | 建物 |
| イ 投資有価証券 | 20 | — | 工作物 |
| ロ 出資金 | 21 | 8-9,10-11 | 機械器具 |
| ハ 長期貸付金 | 22 | — | 物品 |
| ニ 基金 | 23 | — | 船舶 |
| ホ その他投資 | 24 | 13-14 | 航空機 |
| 投資合計 | | — | その他の有形固定資産 |
| 固定資産合計 | | — | 建設仮勘定 |
| 2 流動資産 | | 17 | 無形固定資産 |
| (1) 現金預金 | 25 | — | 地上権 |
| (2) 未収金 | 26 | — | 著作権・特許権 |
| (3) 有価証券 | 27 | 18,19 | ソフトウェア |
| (4) 貯蔵品 | 28 | 28 | 電話加入権 |
| (5) 短期貸付金 | 29 | | その他の無形固定資産 |
| (6) 前払費用 | 30 | 1 | 棚卸資産 |
| (7) 前払金 | 31 | 2-3,4-5 | インフラ資産 |
| (8) その他流動資産 | 32 | 6-7,15,16 | 公共用財産用地 |
| 流動資産合計 | | 12 | 公共用財産施設 |
| 3 繰延勘定 | | 34,36 | その他の公共用財産 |
| (1) 企業債発行差金 | 33 | —PLへ | 公共用財産建設仮勘定 |
| (2) 開発費 | 34 | | 繰延資産 |
| (3) 退職給与金 | 35 | —NWへ | |
| (4) 試験研究費 | 36 | | |
| (5) 災害損失 | 37 | —NWへ | |
| (6) 控除対象外消費税額 | 38 | | |

【注】「2-3」は、(2の計上数値)から(3の計上数値)を減ずることを指す。
以下同様。

| | | | |
|---------------|----|---------------------|-----------------|
| 4 固定負債 | | | 負債合計 |
| (1) 企業債 | 39 | 45,46 | 1. 流動負債 |
| (2) 他会計借入金 | 40 | 47 | 未払金及び未払費用 |
| (3) 引当金 | | | 前受金及び前受収益 |
| イ 退職給与引当金 | 41 | — | 引当金 |
| ロ 修繕引当金 | 42 | — | 賞与引当金 |
| (4) その他固定負債 | 43 | 39・50(一年以内償還予定) | 預り金(保管金等) |
| 固定負債合計 | | 44 | 公債(短期) |
| | | 48 | 短期借入金 |
| | | | その他の流動負債 |
| 5 流動負債 | | | 2. 非流動負債 |
| (1) 一時借入金 | 44 | 39・50(長期) | 公債 |
| (2) 未払金 | 45 | 40,51 | 借入金 |
| (3) 未払費用 | 46 | — | 責任準備金 |
| (4) 前受金 | 47 | — | 引当金 |
| (5) その他流動負債 | 48 | 41 | 退職給付引当金 |
| 流動負債合計 | | 42 | その他の引当金 |
| 負債合計 | | 43 | その他の非流動負債 |
| | | | 純資産合計 |
| 6 資本金 | | 当期末財源残高(NWより) | 財源 |
| (1) 自己資本金 | 49 | — | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| (2) 借入資本金 | | — | 税金 |
| イ 企業債 | 50 | — | 社会保険料 |
| ロ 他会計借入金 | 51 | — | 移転収入 |
| 借入資本金合計 | | — | 公債等 |
| 資本金合計 | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) | その他の財源の調達 |
| | | — | 評価・換算差額等 |
| 7 剰余金 | | | その他の純資産 |
| (1) 資本剰余金 | | 当期末開始時未分析残高(NWより) | 開始時未分析残高 |
| イ 再評価積立金 | 52 | 当期末その他純資産残高(NWより) | その他純資産 |
| ロ 受贈財産評価額 | 53 | | |
| ハ 寄附金 | 54 | | |
| ニ その他資本剰余金 | 55 | | |
| 資本剰余金合計 | | | |
| (2) 利益剰余金 | | | |
| イ 減債積立金 | 56 | | |
| ロ 利益積立金 | 57 | | |
| ハ その他積立金 | 58 | | |
| ニ 当年度未処分利益剰余金 | 59 | | |

【下水道事業PL】

| 現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---------------------------|-------|---------------------------|----------------|----------------|
| 1 営業収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 下水道使用料 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 受託工事収益 | 2 | | | ①人件費 |
| (3) その他の営業収益 | 3 | | 4,5,6,7,9 | 議員歳費 |
| 2 営業費用 | | | | 職員給料 |
| (1) 管渠費 | 4 | 節単位で組み替え | | 賞与引当金繰入 |
| (2) ポンプ場費 | 5 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,9 | 退職給付費用 |
| (3) 処理場費 | 6 | 節単位で組み替え | | その他の人件費 |
| (4) 受託事業費 | 7 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,9 | ②物件費 |
| (5) 業務費 | 8 | | 4,5,6,7,9 | 消耗品費 |
| (6) 総係費 | 9 | 節単位で組み替え | 10(事業用資産) | 維持補修費 |
| (7) 減価償却費 | 10 | 事業用資産分(PL)とインフラ資産分(NW)に区分 | 4,5,6,7,9 | 減価償却費 |
| (8) 資産減耗費 | 11 | | | その他の物件費 |
| (9) その他営業費用 | 12 | | 4,5,6,7,8,9 | ③経費 |
| 営業利益(又は営業損失) | | | 4,5,6,7,9 | 業務費 |
| 3 営業外収益 | | | | 委託費 |
| (1) 受取利息及び配当金 | 13 | | BS38,4,5,6,7,9 | 貸倒引当金繰入 |
| (2) 他会計補助金 | 14 | →NWへ | | その他の経費 |
| (3) 補助金 | 15 | →NWへ | BS33,17(企業債) | ④業務関連費用 |
| (4) 雑収益 | 16 | | 17(借入) | 公債費(利払分) |
| 4 営業外費用 | | | 23 | 借入金支払利息 |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 17 | | 11,12,18,19 | 資産売却損 |
| (2) 繰延勘定償却 | 18 | | | その他の業務関連費用 |
| (3) 雑支出 | 19 | | | 2. 移転支出 |
| 経常利益(又は経常損失) | | | | ①他会計への移転支出 |
| 5 特別利益 | | | | ②補助金等移転支出 |
| (1) 固定資産売却益 | 20 | | 4,5,6,7,9 | ③社会保障関係費等移転支出 |
| (2) 過年度損益修正益 | 21 | →NWへ | | ④その他の移転支出 |
| (3) その他特別利益 | 22 | →NWへ | | 経常収益合計 |
| 6 特別損失 | | | | 1. 経常業務収益 |
| (1) 固定資産売却損 | 23 | | 1,2 | ①業務収益 |
| (2) 臨時損失 | 24 | →NWへ | 3 | 自己収入 |
| (3) 過年度損益修正損 | 25 | →NWへ | | その他の業務収益 |
| (4) その他特別損失 | 26 | →NWへ | 13 | ②業務関連収益 |
| 当年度純利益(又は当年度純損失) | | | 20 | 受取利息等 |
| | | | 16 | 資産売却益 |
| | | | | その他の業務関連収益 |

【下水道事業NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|--|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産明細書より集計 B: 固定資産明細書より集計 C: 固定資産明細書より集計</p> <p>PL11(インフラ資産) BS35,BS37,PL25,PL26,PL27</p> <p>PL15</p> <p>PL16 PL16 PL16</p> <p>固定資産明細書、売却資料より集計 D: 固定資産明細書より集計 PL22,PL23,PL11(事業用資産・インフラ資産)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>PL11(事業用資産・インフラ資産) 固定資産明細書より集計</p> <p>A+B</p> <p>D C</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 49,52～59の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置 ②固定資産形成への財源措置 事業用資産形成への財源措置 インフラ資産形成への財源措置 ③長期金融資産形成への財源措置 ④その他の財源の使途 直接資本減耗 その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収 ②社会保険料 ③移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 国庫支出金 都道府県等支出金 市町村等支出金 その他の移転収入 ④その他の財源の調達 固定資産売却収入(元本分) 長期金融資産償還収入(元本分) その他財源調達</p> <p>当期財源増減額 前期末財源残高 当期末財源残高</p> <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少 減価償却費・直接資本減耗相当額 除売却相当額 ②固定資産の増加 固定資産形成 無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少 ②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少 再評価損 その他評価額等減少 ②評価・換算差額等の増加 再評価益 その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額 前期末資産形成充当財源残高 当期末資産形成充当財源残高</p> <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高 当期開始時未分析残高増減額 前期末開始時未分析残高 当期末開始時未分析残高</p> <p>2. その他純資産の変動 その他純資産の減少 その他純資産の増加 当期その他純資産増減額 前期末その他純資産残高 当期末その他純資産残高</p> |

→BSへ

→BSへ

→BSへ

→BSへ

【下水道事業CF】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|--|
| <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>— —</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>—</p> | <p>期末資金残高 期首資金残高 当期資金収支額 基礎的財政収支 I. 経常的収支 1. 経常的支出 ① 経常業務費用支出 人件費支出 物件費支出 経費支出 業務関連費用支出(財務的支出を除く) ② 移転支出 他会計への移転支出 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出 2. 経常的収入 ① 租税収入 ② 社会保険料収入 ③ 経常業務収益収入 業務収益収入 業務関連収益収入 ④ 移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 その他の移転収入 II. 資本的収支 1. 資本的支出 ① 固定資産形成支出 ② 長期金融資産形成支出 ③ その他の資本形成支出 2. 資本的収入 ① 固定資産売却収入 ② 長期金融資産償還収入 ③ その他の資本処分収入 III. 財務的収支 1. 財務的支出 ① 支払利息支出 公債費(利払分)支出 借入金支払利息支出 ② 元本償還支出 公債費(元本分)支出 公債(短期)元本償還支出 公債元本償還支出 借入金元本償還支出 短期借入金元本償還支出 借入金元本償還支出 その他の元本償還支出 2. 財務的収入 ① 公債発行収入 公債(短期)発行収入 公債発行収入 ② 借入金収入 短期借入金収入 借入金収入 ③ その他の財務的収入</p> |

【下水道事業BS】

| 項目 | 組替方針 |
|------------|--|
| 1. 有形固定資産 | <p>①土地、建物、構築物、機械及び装置については、「下水道事業」というライフラインに着目し、インフラ資産の「公共用財産用地」「公共用財産施設」「その他の公共用財産」に組み替える。</p> <p>②車両及び運搬具、工具器具及び備品については、事業用資産の中の「物品」に組み替える。</p> <p>③建設仮勘定については、ライフライン建設に関するものが多いと考えられるため、インフラ資産の「公共用財産建設仮勘定」に組み替える。</p> <p>④その他の有形固定資産については、「その他の有形固定資産」に組み替える。</p> <p>⑤固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を貸借対照表に計上する。</p> |
| 2. 無形固定資産 | <p>①借地権、地上権については、有形固定資産同様、ライフラインに直接関係するものとして、インフラ資産の「その他の公共用財産」に組み替える。</p> <p>②それ以外の無形固定資産については、科目に応じて事業用資産の無形固定資産の適切な科目に組み替える。</p> |
| 3. 投資 | <p>①投資有価証券、出資金については、政策(支配)目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。</p> <p>②基金については、その内容に応じて「減債基金」「その他の基金」に組み替える。</p> |
| 4. 流動資産 | <p>①未収金については、税等未収金ではなく、「未収金」に組み替える。</p> <p>②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> <p>③前払費用、前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。</p> |
| 5. 繰延勘定 | <p>①企業債発行差金については、企業会計上も費用処理のため、行政コスト計算書の「公債費」に組み替える。</p> <p>②退職給与金については、過年度の退職手当支給分であるため、過年度損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>③災害損失については、当年度(あるいは過年度)特別損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>④控除対象外消費税額については、当年度損益相当として、行政コスト計算書「その他の経費」に組み替えることを原則としていたが、地方公営企業会計制度等研究会報告書(平成21年12月24日)において引き続き繰延経理が認められる方向となったため、繰延資産に組み替えることもできることとする。</p> <p>⑤上記以外の開発費、試験研究費について、「繰延資産」に組み替える。</p> |
| 6. 固定負債 | <p>①企業債については、短期・長期の分類をした上で、「公債(短期)」「公債」に組み替える。</p> <p>②他会計借入金については、連結消去手続の中で消去される項目であり、短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |
| 7. 流動負債 | <p>①一時借入金は全て「短期借入金」に組み替える。</p> |
| 8. 資本金、剰余金 | <p>①自己資本金、剰余金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を經由して純資産の各項目の残高を算定する。</p> <p>②借入資本金は、建設にあてるための企業債及び他会計借入金を区分上資本金にしているものである。従って、基準モデル上は負債ととらえ、企業債については短期・長期の分類をした上で「公債(短期)」「公債」に、他会計借入金については短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |

【下水道事業PL】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|--|
| 1. 営業収益 | <p>①下水道使用料、受託工事収益については、「自己収入」に組み替える。</p> <p>②その他の営業収益については、「その他の業務収益」に組み替える。</p> |
| 2. 営業費用 | <p>①管渠費、ポンプ場費、処理場費、受託事業費、総係費については、節単位で人件費、物件費、経費等を判断した上で、以下の科目に組み替える。</p> <p>給料 : 職員給料 手当 : その他の人件費 賞金 : その他の人件費 法定福利費 : その他の人件費 旅費 : 業務費 被服費 : その他の物件費 備用品費 : 消耗品費 燃料費 : 消耗品費 光熱水費 : その他の物件費 印刷製本費 : その他の物件費 通信運搬費 : その他の物件費 委託料 : 委託費 手数料 : その他の経費 賃借料 : その他の経費 修繕費 : 維持補修費 路面復旧費 : その他の物件費 動力費 : その他の物件費 薬品費 : その他の物件費 受水費 : その他の物件費 材料費 : 消耗品費 補償金 : その他の移転支出 研修費 : その他の経費 厚生費 : その他の経費 負担金 : 補助金等移転支出 保険料 : その他の経費 公課費 : その他の経費 工事請負費 : 維持補修費 雑費 : その他の経費</p> <p>②業務費は、経費の「業務費」に組み替える。</p> <p>③減価償却費は、事業用資産に係る金額を行政コスト計算書の「減価償却費」に、インフラ資産に係る金額を純資産変動計算書の「直接資本減耗」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。</p> <p>④資産減耗損、その他営業費用は、「その他の業務関連費用」に組み替える。</p> |
| 3. 営業外収益 | <p>①受取利息及び配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。</p> <p>②他会計補助金については、純資産変動計算書の「他会計からの移転収入」に組み替える。</p> <p>③補助金については、その受け入れ先の区分に基づき、純資産変動計算書の「国庫支出金」「都道府県等支出金」「市町村等支出金」に組み替える。</p> <p>④雑収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。</p> |
| 4. 営業外費用 | <p>①支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。</p> <p>②繰延勘定償却、雑支出については、「その他の業務関連費用」に組み替える。</p> |
| 5. 特別利益 | <p>①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。</p> <p>②過年度損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。</p> |
| 6. 特別損失 | <p>①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。</p> <p>②臨時損失、過年度損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> |

【下水道事業NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|--|
| 1. 全般 | ①BS,PLからの数値及び固定資産明細書から数値を集計を基礎として、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の用途のうち、「事業用資産形成への財源措置」「インフラ資産形成への財源措置」については、固定資産明細書から、土地・建物・構築物・機械及び装置の増加についてはインフラ資産として、それ以外の増加については事業用資産として集計を行う。 ②財源の用途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、固定資産明細書(投資)の増加額を基に集計を行う。 ③財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産明細書及び売却時の資料等から、売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ④財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、固定資産明細書より金融資産の元本回収額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産明細書の固定資産減少額(減価償却費除く)を基に、除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に固定資産明細書の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所に計上する。 |

【下水道事業CF】

| 項目 | 組替方針 |
|-------|--|
| 1. 全般 | ①水道事業決算報告書の収益的収入・支出、資本的収入・支出の数値を基礎に集計を行う。 ②資金収支計算書の増減結果としての資金残高を、BS資金に計上する。 |

(3) 工業用水道事業

【工業用水道事業BS】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|------------------|--------------|
| 1 固定資産 | | | 資産合計 |
| (1) 有形固定資産 | | 25 | 1. 金融資産 |
| イ 土地 | 1 | | 資金 |
| ロ 建物 | 2 | | 金融資産(資金以外) |
| 減価償却累計額 | 3 | — | 債権 |
| ハ 構築物 | 4 | 26 | 税等未収金 |
| 減価償却累計額 | 5 | 22.29 | 未収金 |
| ニ 機械及び装置 | 6 | 30,31,32 | 貸付金 |
| 減価償却累計額 | 7 | | その他の債権 |
| ホ 車両及び運搬具 | 8 | 20・21(政策目的以外),27 | (控除)貸倒引当金 |
| 減価償却累計額 | 9 | | 有価証券 |
| ヘ 工具器具及び備品 | 10 | 20・21(政策目的) | 投資等 |
| 減価償却累計額 | 11 | | 出資金 |
| ト 建設仮勘定 | 12 | — | 基金・積立金 |
| チ その他有形固定資産 | 13 | 23 | 財政調整基金 |
| 減価償却累計額 | 14 | 23 | 減債基金 |
| (2) 無形固定資産 | | 24 | その他の基金・積立金 |
| イ 水利権 | 15 | | その他の投資 |
| ロ 借地権 | 16 | | 2. 非金融資産 |
| ハ 地上権 | 17 | | 事業用資産 |
| ニ 特許権 | 18 | — | 有形固定資産 |
| ホ 施設利用権 | 19 | — | 土地 |
| 無形固定資産合計 | | — | 立木竹 |
| (3) 投資 | | — | 建物 |
| イ 投資有価証券 | 20 | — | 工作物 |
| ロ 出資金 | 21 | 8-9,10-11 | 機械器具 |
| ハ 長期貸付金 | 22 | — | 物品 |
| ニ 基金 | 23 | — | 船舶 |
| ホ その他投資 | 24 | 13-14 | 航空機 |
| 投資合計 | | — | その他の有形固定資産 |
| 固定資産合計 | | — | 建設仮勘定 |
| 2 流動資産 | | 18 | 無形固定資産 |
| (1) 現金預金 | 25 | — | 地上権 |
| (2) 未収金 | 26 | — | 著作権・特許権 |
| (3) 有価証券 | 27 | 19 | ソフトウェア |
| (4) 貯蔵品 | 28 | 28 | 電話加入権 |
| (5) 短期貸付金 | 29 | | その他の無形固定資産 |
| (6) 前払費用 | 30 | 1 | 棚卸資産 |
| (7) 前払金 | 31 | 2-3,4-5 | インフラ資産 |
| (8) その他流動資産 | 32 | 6-7,15,16,17 | 公共用財産用地 |
| 流動資産合計 | | 12 | 公共用財産施設 |
| | | 34,36 | その他の公共用財産 |
| | | | 公共用財産建設仮勘定 |
| 3 繰延勘定 | | | 繰延資産 |
| (1) 企業債発行差金 | 33 | →PL← | |
| (2) 開発費 | 34 | | |
| (3) 退職給与金 | 35 | →NW← | |
| (4) 試験研究費 | 36 | | |
| (5) 災害損失 | 37 | →NW← | |
| (6) 控除対象外消費税額 | 38 | →PL← | |

【注】「2-3」は、(2の計上数値)から(3の計上数値)を減ずることを指す。
以下同様。

| | | | |
|---------------|----|---------------------|-----------------|
| 4 固定負債 | | | 負債合計 |
| (1) 企業債 | 39 | 45,46 | 1. 流動負債 |
| (2) 他会計借入金 | 40 | 47 | 未払金及び未払費用 |
| (3) 引当金 | | | 前受金及び前受収益 |
| イ 退職給与引当金 | 41 | — | 引当金 |
| ロ 修繕引当金 | 42 | — | 賞与引当金 |
| (4) その他固定負債 | 43 | 39・50(一年以内償還予定) | 預り金(保管金等) |
| 固定負債合計 | | 44 | 公債(短期) |
| | | 48 | 短期借入金 |
| | | | その他の流動負債 |
| 5 流動負債 | | | 2. 非流動負債 |
| (1) 一時借入金 | 44 | 39・50(長期) | 公債 |
| (2) 未払金 | 45 | 40,51 | 借入金 |
| (3) 未払費用 | 46 | — | 責任準備金 |
| (4) 前受金 | 47 | — | 引当金 |
| (5) その他流動負債 | 48 | 41 | 退職給付引当金 |
| 流動負債合計 | | 42 | その他の引当金 |
| 負債合計 | | 43 | その他の非流動負債 |
| | | | 純資産合計 |
| 6 資本金 | | 当期末財源残高(NWより) | 財源 |
| (1) 自己資本金 | 49 | — | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| (2) 借入資本金 | | — | 税金 |
| イ 企業債 | 50 | — | 社会保険料 |
| ロ 他会計借入金 | 51 | — | 移転収入 |
| 借入資本金合計 | | — | 公債等 |
| 資本金合計 | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) | その他の財源の調達 |
| | | — | 評価・換算差額等 |
| 7 剰余金 | | | その他の純資産 |
| (1) 資本剰余金 | | 当期末開始時未分析残高(NWより) | 開始時未分析残高 |
| イ 再評価積立金 | 52 | 当期末その他純資産残高(NWより) | その他純資産 |
| ロ 受贈財産評価額 | 53 | | |
| ハ 寄附金 | 54 | | |
| ニ その他資本剰余金 | 55 | | |
| 資本剰余金合計 | | | |
| (2) 利益剰余金 | | | |
| イ 減債積立金 | 56 | | |
| ロ 利益積立金 | 57 | | |
| ハ その他積立金 | 58 | | |
| ニ 当年度未処分利益剰余金 | 59 | | |

【工業用水道事業PL】

| 現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---------------------------|-------|---------------------------|-------------------|----------------|
| 1 営業収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 給水収益 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 受託工事収益 | 2 | | | ①人件費 |
| (3) その他の営業収益 | 3 | | 4,5,6,7,8,10 | 議員歳費 |
| 2 営業費用 | | | | 職員給料 |
| (1) 原水費 | 4 | 節単位で組み替え | | 賞与引当金繰入 |
| (2) 浄水費 | 5 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,8,10 | 退職給付費用 |
| (3) 配水費 | 6 | 節単位で組み替え | | その他の人件費 |
| (4) 給水費 | 7 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,8,10 | ②物件費 |
| (5) 受託工事費 | 8 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,8,10 | 消耗品費 |
| (6) 業務費 | 9 | | 11(事業用資産) | 維持補修費 |
| (7) 総係費 | 10 | 節単位で組み替え | 4,5,6,7,8,10 | 減価償却費 |
| (8) 減価償却費 | 11 | 事業用資産分(PL)とインフラ資産分(NW)に区分 | | その他の物件費 |
| (9) 資産減耗費 | 12 | | 4,5,6,7,8,9,10 | ③経費 |
| (10) その他営業費用 | 13 | | 4,5,6,7,8,10 | 業務費 |
| 営業利益(又は営業損失) | | | | 委託費 |
| 3 営業外収益 | | | BS38,4,5,6,7,8,10 | 貸倒引当金繰入 |
| (1) 受取利息及び配当金 | 14 | | | その他の経費 |
| (2) 他会計補助金 | 15 | →NWへ | BS33,18(企業債) | ④業務関連費用 |
| (3) 補助金 | 16 | →NWへ | 18(借入) | 公債費(利払分) |
| (4) 雑収益 | 17 | | 24 | 借入金支払利息 |
| 4 営業外費用 | | | 12,13,19,20 | 資産売却損 |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 18 | | | その他の業務関連費用 |
| (2) 繰延勘定償却 | 19 | | | 2. 移転支出 |
| (3) 雑支出 | 20 | | | ①他会計への移転支出 |
| 経常利益(又は経常損失) | | | | ②補助金等移転支出 |
| 5 特別利益 | | | 4,5,6,7,8,10 | ③社会保障関係費等移転支出 |
| (1) 固定資産売却益 | 21 | | | ④その他の移転支出 |
| (2) 過年度損益修正益 | 22 | →NWへ | | 経常収益合計 |
| (3) その他特別利益 | 23 | →NWへ | | 1. 経常業務収益 |
| 6 特別損失 | | | 1,2 | ①業務収益 |
| (1) 固定資産売却損 | 24 | | 3 | 自己収入 |
| (2) 臨時損失 | 25 | →NWへ | | その他の業務収益 |
| (3) 過年度損益修正損 | 26 | →NWへ | 14 | ②業務関連収益 |
| (4) その他特別損失 | 27 | →NWへ | 21 | 受取利息等 |
| 当年度純利益(又は当年度純損失) | | | 17 | 資産売却益 |
| | | | | その他の業務関連収益 |

【工業用水道事業NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|--|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産明細書より集計 B: 固定資産明細書より集計 C: 固定資産明細書より集計</p> <p>PL11(インフラ資産) BS35,BS37,PL25,PL26,PL27</p> <p>PL15</p> <p>PL16 PL16 PL16</p> <p>固定資産明細書、売却資料より集計 D: 固定資産明細書より集計 PL22,PL23,PL11(事業用資産・インフラ資産)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>PL11(事業用資産・インフラ資産) 固定資産明細書より集計</p> <p>A+B</p> <p>D C</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 49,52～59の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置 ②固定資産形成への財源措置 事業用資産形成への財源措置 インフラ資産形成への財源措置 ③長期金融資産形成への財源措置 ④その他の財源の使途 直接資本減耗 その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収 ②社会保険料 ③移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 国庫支出金 都道府県等支出金 市町村等支出金 その他の移転収入 ④その他の財源の調達 固定資産売却収入(元本分) 長期金融資産償還収入(元本分) その他財源調達</p> <p>当期財源増減額 前期末財源残高 当期末財源残高</p> <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少 減価償却費・直接資本減耗相当額 除売却相当額 ②固定資産の増加 固定資産形成 無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少 ②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少 再評価損 その他評価額等減少 ②評価・換算差額等の増加 再評価益 その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額 前期末資産形成充当財源残高 当期末資産形成充当財源残高</p> <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高 当期開始時未分析残高増減額 前期末開始時未分析残高 当期末開始時未分析残高</p> <p>2. その他純資産の変動 その他純資産の減少 その他純資産の増加 当期その他純資産増減額 前期末その他純資産残高 当期末その他純資産残高</p> |

→BSへ

→BSへ

→BSへ

→BSへ

【工業用水道事業CF】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|--|
| <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>— —</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>—</p> | <p>期末資金残高 期首資金残高 当期資金収支額 基礎的財政収支 I. 経常的収支 1. 経常的支出 ① 経常業務費用支出 人件費支出 物件費支出 経費支出 業務関連費用支出(財務的支出を除く) ② 移転支出 他会計への移転支出 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出 2. 経常的収入 ① 租税収入 ② 社会保険料収入 ③ 経常業務収益収入 業務収益収入 業務関連収益収入 ④ 移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 その他の移転収入 II. 資本的収支 1. 資本的支出 ① 固定資産形成支出 ② 長期金融資産形成支出 ③ その他の資本形成支出 2. 資本的収入 ① 固定資産売却収入 ② 長期金融資産償還収入 ③ その他の資本処分収入 III. 財務的収支 1. 財務的支出 ① 支払利息支出 公債費(利払分)支出 借入金支払利息支出 ② 元本償還支出 公債費(元本分)支出 公債(短期)元本償還支出 公債元本償還支出 借入金元本償還支出 短期借入金元本償還支出 借入金元本償還支出 その他の元本償還支出 2. 財務的収入 ① 公債発行収入 公債(短期)発行収入 公債発行収入 ② 借入金収入 短期借入金収入 借入金収入 ③ その他の財務的収入</p> |

【工業用水道事業BS】

| 項目 | 組替方針 |
|------------|--|
| 1. 有形固定資産 | <p>①土地、建物、構築物、機械及び装置については、「工業用水道事業」というライフラインに着目し、インフラ資産の「公共用財産用地」「公共用財産施設」「その他の公共用財産」に組み替える。</p> <p>②車両及び運搬具、工具器具及び備品については、事業用資産の中の「物品」に組み替える。</p> <p>③建設仮勘定については、ライフライン建設に関するものが多いと考えられるため、インフラ資産の「公共用財産建設仮勘定」に組み替える。</p> <p>④その他有形固定資産については、「その他の有形固定資産」に組み替える。</p> <p>⑤固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を貸借対照表に計上する。</p> |
| 2. 無形固定資産 | <p>①水利権、借地権、地上権については、有形固定資産同様、ライフラインに直接関係するものとして、インフラ資産の「その他の公共用財産」に組み替える。</p> <p>②それ以外の無形固定資産については、科目に応じて事業用資産の無形固定資産の適切な科目に組み替える。</p> |
| 3. 投資 | <p>①投資有価証券、出資金については、政策（支配）目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。</p> <p>②基金については、その内容に応じて「減債基金」「その他の基金」に組み替える。</p> |
| 4. 流動資産 | <p>①未収金については、税等未収金ではなく、「未収金」に組み替える。</p> <p>②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> <p>③前払費用、前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。</p> |
| 5. 繰延勘定 | <p>①企業債発行差金については、企業会計上も費用処理のため、行政コスト計算書の「公債費」に組み替える。</p> <p>②退職給与金については、過年度の退職手当支給分であるため、過年度損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>③災害損失については、当年度（あるいは過年度）特別損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>④控除対象外消費税額については、当年度損益相当として、行政コスト計算書「その他の経費」に組み替えることを原則としていたが、地方公営企業会計制度等研究会報告書（平成21年12月24日）において引き続き繰延経理が認められる方向となったため、繰延資産に組み替えることもできることとする。</p> <p>⑤上記以外の開発費、試験研究費について、「繰延資産」に組み替える。</p> |
| 6. 固定負債 | <p>①企業債については、短期・長期の分類をした上で、「公債（短期）」「公債」に組み替える。</p> <p>②他会計借入金については、連結消去手続の中で消去される項目であり、短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |
| 7. 流動負債 | <p>①一時借入金は全て「短期借入金」に組み替える。</p> |
| 8. 資本金、剰余金 | <p>①自己資本金、剰余金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を經由して純資産の各項目の残高を算定する。</p> <p>②借入資本金は、建設にあてるための企業債及び他会計借入金を区分上資本金にしているものである。従って、基準モデル上は負債ととらえ、企業債については短期・長期の分類をした上で「公債（短期）」「公債」に、他会計借入金については短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |

【工業用水道事業PL】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|--|
| 1. 営業収益 | ①給水収益、受託工事収益については、「自己収入」に組み替える。 ②その他の営業収益については、「その他の業務収益」に組み替える。 |
| 2. 営業費用 | ①原水費、浄水費、配水費、給水費、受託工事費、総係費については、節単位で人件費、物件費、経費等を判断した上で、以下の科目に組み替える。 <p>給料 : 職員給料 手当 : その他の人件費 賞金 : その他の人件費 法定福利費 : その他の人件費 旅費 : 業務費 被服費 : その他の物件費 備用品費 : 消耗品費 燃料費 : 消耗品費 光熱水費 : その他の物件費 印刷製本費 : その他の物件費 通信運搬費 : その他の物件費 委託料 : 委託費 手数料 : その他の経費 賃借料 : その他の経費 修繕費 : 維持補修費 路面復旧費 : その他の物件費 動力費 : その他の物件費 薬品費 : その他の物件費 受水費 : その他の物件費 材料費 : 消耗品費 補償金 : その他の移転支出 研修費 : その他の経費 厚生費 : その他の経費 負担金 : 補助金等移転支出 保険料 : その他の経費 公課費 : その他の経費 工事請負費 : 維持補修費 雑費 : その他の経費</p> ②業務費は、経費の「業務費」に組み替える。 ③減価償却費は、事業用資産に係る金額を行政コスト計算書の「減価償却費」に、インフラ資産に係る金額を純資産変動計算書の「直接資本減耗」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 ④資産減耗損、その他営業費用は、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 3. 営業外収益 | ①受取利息及び配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②他会計補助金については、純資産変動計算書の「他会計からの移転収入」に組み替える。 ③補助金については、その受け入れ先の区分に基づき、純資産変動計算書の「国庫支出金」「都道府県等支出金」「市町村等支出金」に組み替える。 ④雑収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 4. 営業外費用 | ①支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②繰延勘定償却、雑支出については、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 5. 特別利益 | ①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②過年度損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 6. 特別損失 | ①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②臨時損失、過年度損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 |

【工業用水道事業NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|--|
| 1. 全般 | ①BS,PLからの数値及び固定資産明細書から数値を集計を基礎として、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の用途のうち、「事業用資産形成への財源措置」「インフラ資産形成への財源措置」については、固定資産明細書から、土地・建物・構築物・機械及び装置の増加についてはインフラ資産として、それ以外の増加については事業用資産として集計を行う。 ②財源の用途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、固定資産明細書（投資）の増加額を基に集計を行う。 ③財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産明細書及び売却時の資料等から、売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ④財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、固定資産明細書より金融資産の元本回収額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産明細書の固定資産減少額（減価償却費除く）を基に、除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に固定資産明細書の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所計上する。 |

【工業用水道事業CF】

| 項目 | 組替方針 |
|-------|--|
| 1. 全般 | ①水道事業決算報告書の収益的収入・支出、資本的収入・支出の数値を基礎に集計を行う。 ②資金収支計算書の増減結果としての資金残高を、BS資金に計上する。 |

(4) 病院事業

【病院事業BS】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|------------------|--------------|
| | | | 資産合計 |
| 1 固定資産 | | | 1. 金融資産 |
| (1) 有形固定資産 | | 24 | 資金 |
| イ 土地 | 1 | | 金融資産(資金以外) |
| ロ 建物 | 2 | | 債権 |
| 減価償却累計額 | 3 | — | 税等未収金 |
| ハ 構築物 | 4 | 25 | 未収金 |
| 減価償却累計額 | 5 | 20,28 | 貸付金 |
| ニ 機械備品 | 6 | 29,30,31 | その他の債権 |
| 減価償却累計額 | 7 | | (控除)貸倒引当金 |
| ホ 車両 | 8 | 19・21(政策目的以外),26 | 有価証券 |
| 減価償却累計額 | 9 | | 投資等 |
| ヘ 放射性同位元素 | 10 | 19・21(政策目的) | 出資金 |
| 減価償却累計額 | 11 | | 基金・積立金 |
| ト 建設仮勘定 | 12 | — | 財政調整基金 |
| チ その他有形固定資産 | 13 | 22 | 減債基金 |
| 減価償却累計額 | 14 | 22 | その他の基金・積立金 |
| (2) 無形固定資産 | | 23 | その他の投資 |
| イ 借地権 | 15 | | 2. 非金融資産 |
| ロ 地上権 | 16 | | 事業用資産 |
| ハ 電話加入権 | 17 | | 有形固定資産 |
| ニ その他無形固定資産 | 18 | 1 | 土地 |
| 無形固定資産合計 | | — | 立木竹 |
| (3) 投資 | | 2-3 | 建物 |
| イ 投資有価証券 | 19 | 4-5 | 工作物 |
| ロ 長期貸付金 | 20 | 6-7 | 機械器具 |
| ハ 出資金 | 21 | 8-9 | 物品 |
| ニ 基金 | 22 | — | 船舶 |
| ホ その他投資 | 23 | — | 航空機 |
| 投資合計 | | 10-11,13-14 | その他の有形固定資産 |
| 固定資産合計 | | 12 | 建設仮勘定 |
| 2 流動資産 | | 16 | 無形固定資産 |
| (1) 現金預金 | 24 | — | 地上権 |
| (2) 未収金 | 25 | — | 著作権・特許権 |
| (3) 有価証券 | 26 | 17 | ソフトウェア |
| (4) 貯蔵品 | 27 | 15,18 | 電話加入権 |
| (5) 短期貸付金 | 28 | 27 | その他の無形固定資産 |
| (6) 前払費用 | 29 | — | 棚卸資産 |
| (7) 前払金 | 30 | — | インフラ資産 |
| (8) その他流動資産 | 31 | — | 公共用財産用地 |
| 流動資産合計 | | — | 公共用財産施設 |
| 3 繰延勘定 | | 33,35 | その他の公共用財産 |
| (1) 企業債発行差金 | 32 | →PLへ | 公共用財産建設仮勘定 |
| (2) 開発費 | 33 | | 繰延資産 |
| (3) 退職給与金 | 34 | →NWへ | |
| (4) 試験研究費 | 35 | | |
| (5) 災害損失 | 36 | →NWへ | |
| (6) 控除対象外消費税額 | 37 | →PLへ | |

| | | | |
|---------------|----|---------------------|-----------------|
| 4 固定負債 | | | 負債合計 |
| (1) 企業債 | 38 | 44,45 | 1. 流動負債 |
| (2) 他会計借入金 | 39 | 46 | 未払金及び未払費用 |
| (3) 引当金 | | | 前受金及び前受収益 |
| イ 退職給与引当金 | 40 | — | 引当金 |
| ロ 修繕引当金 | 41 | | 賞与引当金 |
| (4) その他固定負債 | 42 | 38・49(一年以内償還予定) | 預り金(保管金等) |
| 固定負債合計 | | 43 | 公債(短期) |
| | | 47 | 短期借入金 |
| 5 流動負債 | | | その他の流動負債 |
| (1) 一時借入金 | 43 | 38・49(長期) | 2. 非流動負債 |
| (2) 未払金 | 44 | 39,50 | 公債 |
| (3) 未払費用 | 45 | | 借入金 |
| (4) 前受金 | 46 | | 責任準備金 |
| (5) その他流動負債 | 47 | 40 | 引当金 |
| 流動負債合計 | | 41 | 退職給付引当金 |
| 負債合計 | | 42 | その他の引当金 |
| 6 資本金 | | | その他の非流動負債 |
| (1) 自己資本金 | 48 | 当期末財源残高(NWより) | 純資産合計 |
| (2) 借入資本金 | | | 財源 |
| イ 企業債 | 49 | — | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| ロ 他会計借入金 | 50 | — | 税金 |
| 借入資本金合計 | | — | 社会保険料 |
| 資本金合計 | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) | 移転収入 |
| | | — | 公債等 |
| 7 剰余金 | | | その他の財源の調達 |
| (1) 資本剰余金 | | 当期末開始時未分析残高(NWより) | 評価・換算差額等 |
| イ 再評価積立金 | 51 | 当期末その他純資産残高(NWより) | その他の純資産 |
| ロ 受贈財産評価額 | 52 | | 開始時未分析残高 |
| ハ 寄附金 | 53 | | その他純資産 |
| ニ その他資本剰余金 | 54 | | |
| 資本剰余金合計 | | | |
| (2) 利益剰余金 | | | |
| イ 減債積立金 | 55 | | |
| ロ 利益積立金 | 56 | | |
| ハ その他積立金 | 57 | | |
| ニ 当年度未処分利益剰余金 | 58 | | |

【病院事業PL】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|----------|---------------|----------------|
| 1 医業収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 入院収益 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 外来収益 | 2 | | | ①人件費 |
| (3) その他医業収益 | 3 | | 4 | 議員歳費 |
| 2 医業費用 | | | | 職員給料 |
| (1) 給料費 | 4 | 節単位で組み替え | | 賞与引当金繰入 |
| (2) 材料費 | 5 | | 4 | 退職給付費用 |
| (3) 経費 | 6 | 節単位で組み替え | | その他の人件費 |
| (4) 減価償却費 | 7 | | 6 | ②物件費 |
| (5) 資産減耗費 | 8 | | 6 | 消耗品費 |
| (6) 研究研修費 | 9 | | 6 | 維持補修費 |
| 営業利益(又は営業損失) | | | 7 | 減価償却費 |
| 3 医業外収益 | | | 5,6 | その他の物件費 |
| (1) 受取利息及び配当金 | 10 | | 6,9 | ③経費 |
| (2) 他会計補助金 | 11 | →NWへ | 6 | 業務費 |
| (3) 補助金 | 12 | →NWへ | | 委託費 |
| (4) 負担金交付金 | 13 | →NWへ | BS37,6,9 | 貸倒引当金繰入 |
| (5) 患者外給食収益 | 14 | | | その他の経費 |
| (6) その他医業外収益 | 15 | | BS32,16(企業債分) | ④業務関連費用 |
| 4 医業外費用 | | | 16(借入分) | 公債費(利払分) |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 16 | | 23 | 借入金支払利息 |
| (2) 繰延勘定償却 | 17 | | 8,17,18,19 | 資産売却損 |
| (3) 患者外給食材料費 | 18 | | | その他の業務関連費用 |
| (4) 雑損失 | 19 | | | 2. 移転支出 |
| 経常利益(又は経常損失) | | | | ①他会計への移転支出 |
| 5 特別利益 | | | | ②補助金等移転支出 |
| (1) 固定資産売却益 | 20 | | 6 | ③社会保障関係費等移転支出 |
| (2) 過年度損益修正益 | 21 | →NWへ | | ④その他の移転支出 |
| (3) その他特別利益 | 22 | →NWへ | | 経常収益合計 |
| 6 特別損失 | | | | 1. 経常業務収益 |
| (1) 固定資産売却損 | 23 | | 1,2,3 | ①業務収益 |
| (2) 臨時損失 | 24 | →NWへ | | 自己収入 |
| (3) 過年度損益修正損 | 25 | →NWへ | | その他の業務収益 |
| (4) その他特別損失 | 26 | →NWへ | 10 | ②業務関連収益 |
| 当年度純利益(又は当年度純損失) | | | 20 | 受取利息等 |
| | | | 14,15 | 資産売却益 |
| | | | | その他の業務関連収益 |

【病院事業NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|--|
| <p>A: 固定資産明細書より集計</p> <p>B: 固定資産明細書より集計</p> <p>BS34,BS36,PL24,PL25,PL26</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の用途</p> <p>①純経常費用への財源措置</p> <p>②固定資産形成への財源措置</p> <p>事業用資産形成への財源措置</p> <p>インフラ資産形成への財源措置</p> <p>③長期金融資産形成への財源措置</p> <p>④その他の財源の用途</p> <p>直接資本減耗</p> <p>その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収</p> <p>②社会保険料</p> <p>③移転収入</p> <p>他会計からの移転収入</p> <p>補助金等移転収入</p> <p>国庫支出金</p> <p>都道府県等支出金</p> <p>市町村等支出金</p> <p>その他の移転収入</p> <p>④その他の財源の調達</p> <p>固定資産売却収入(元本分)</p> <p>長期金融資産償還収入(元本分)</p> <p>その他財源調達</p> <p>当期財源増減額</p> <p>前期末財源残高</p> <p>当期末財源残高</p> |
| <p>PL11</p> <p>PL12</p> <p>PL12</p> <p>PL12</p> <p>PL13</p> <p>固定資産明細書、売却資料より集計</p> <p>C: 固定資産明細書より集計</p> <p>PL21,PL22,PL7</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少</p> <p>減価償却費・直接資本減耗相当額</p> <p>除売却相当額</p> <p>②固定資産の増加</p> <p>固定資産形成</p> <p>無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少</p> <p>②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少</p> <p>再評価損</p> <p>その他評価額等減少</p> <p>②評価・換算差額等の増加</p> <p>再評価益</p> <p>その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額</p> <p>前期末資産形成充当財源残高</p> <p>当期末資産形成充当財源残高</p> |
| <p>PL7</p> <p>固定資産明細書より集計</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 48,51～58の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高</p> <p>当期開始時未分析残高増減額</p> <p>前期末開始時未分析残高</p> <p>当期末開始時未分析残高</p> <p>2. その他純資産の変動</p> <p>その他純資産の減少</p> <p>その他純資産の増加</p> <p>当期その他純資産増減額</p> <p>前期末その他純資産残高</p> <p>当期末その他純資産残高</p> |

→BSへ

→BSへ

→BSへ

→BSへ

【病院事業CF】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|--|
| <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>— —</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>—</p> | <p>期末資金残高 期首資金残高 当期資金収支額 基礎的財政収支 I. 経常的収支 1. 経常的支出 ① 経常業務費用支出 人件費支出 物件費支出 経費支出 業務関連費用支出(財務的支出を除く) ② 移転支出 他会計への移転支出 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出 2. 経常的収入 ① 租税収入 ② 社会保険料収入 ③ 経常業務収益収入 業務収益収入 業務関連収益収入 ④ 移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 その他の移転収入 II. 資本的収支 1. 資本的支出 ① 固定資産形成支出 ② 長期金融資産形成支出 ③ その他の資本形成支出 2. 資本的収入 ① 固定資産売却収入 ② 長期金融資産償還収入 ③ その他の資本処分収入 III. 財務的収支 1. 財務的支出 ① 支払利息支出 公債費(利払分)支出 借入金支払利息支出 ② 元本償還支出 公債費(元本分)支出 公債(短期)元本償還支出 公債元本償還支出 借入金元本償還支出 短期借入金元本償還支出 借入金元本償還支出 その他の元本償還支出 2. 財務的収入 ① 公債発行収入 公債(短期)発行収入 公債発行収入 ② 借入金収入 短期借入金収入 借入金収入 ③ その他の財務的収入</p> |

【病院事業BS】

| 項目 | 組替方針 |
|------------|---|
| 1. 有形固定資産 | ①有形固定資産については、全て事業用資産として、適切な科目に組み替える。 ②固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を貸借対照表に計上する。 |
| 2. 無形固定資産 | ①無形固定資産については、科目に応じて事業用資産の無形固定資産の適切な科目に組み替える。 |
| 3. 投資 | ①投資有価証券、出資金については、政策(支配)目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。 ②基金については、その内容に応じて「財政調整基金」「減債基金」「その他の基金」に組み替える。 |
| 4. 流動資産 | ①未収金については、税等未収金ではなく、「未収金」に組み替える。 ②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。 ③前払費用、前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。 |
| 5. 繰延勘定 | ①企業債発行差金については、企業会計上も費用処理のため、行政コスト計算書の「公債費」に組み替える。 ②退職給与金については、過年度の退職手当支給分であるため、過年度損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 ③災害損失については、当年度(あるいは過年度)特別損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 ④控除対象外消費税額については、当年度損益相当として、行政コスト計算書「その他の経費」に組み替えることを原則としていたが、地方公営企業会計制度等研究会報告書(平成21年12月24日)において引き続き繰延経理が認められる方向となったため、繰延資産に組み替えることもできることとする。 ⑤上記以外の開発費、試験研究費について、「繰延資産」に組み替える。 |
| 6. 固定負債 | ①企業債については、一年以内償還予定(短期)・長期の分類をした上で、「公債(短期)」「公債」に組み替える。 ②他会計借入金については、連結消去手続の中で消去される項目であるため、短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。 |
| 7. 流動負債 | ①一時借入金は全て「短期借入金」に組み替える。 |
| 8. 資本金、剰余金 | ①自己資本金、剰余金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。 ②借入資本金は、建設にあてるための企業債及び他会計借入金を区分上資本金にしているものである。従って、基準モデル上は負債ととらえ、企業債については短期・長期の分類をした上で「公債(短期)」「公債」に、他会計借入金については短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。 |

【病院事業PL】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|--|
| 1. 医業収益 | ①入院収益、外来収益、その他医業収益を、「自己収入」に組み替える。 |
| 2. 医業費用 | ①給料費は、節単位で「職員給料」「その他の人件費」に組み替える。 ②経費は、節単位で物件費、経費等を判断した上で、適切な科目に組み替える(水道事業の組替方針 営業費用を参照)。 ③病院事業の資産は全て事業用資産であるため、減価償却費は行政コスト計算書の「減価償却費」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 ④資産減耗損は、「その他の業務関連費用」に組み替える。 ⑤研究研修費は、経費の「業務費」に組み替える。 |
| 3. 医業外収益 | ①受取利息及び配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②他会計補助金については、純資産変動計算書の「他会計からの移転収入」に組み替える。 ③補助金については、その受け入れ先の区分に基づき、純資産変動計算書の「国庫支出金」「都道府県等支出金」「市町村等支出金」に組み替える。 ④負担金交付金については、純資産変動計算書の「その他の移転収入」に組み替える。 ⑤患者外給食収益、その他医業外収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 4. 医業外費用 | ①支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②繰延勘定償却、患者外給食材料費、雑損失については、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 5. 特別利益 | ①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②過年度損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 6. 特別損失 | ①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②臨時損失、過年度損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 |

【病院事業NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|--|
| 1. 全般 | ①BS,PLからの数値及び固定資産明細書から数値を集計を基礎として、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の用途のうち、「事業用資産形成への財源措置」については、固定資産明細書の固定資産増加額を基に集計を行う。 ②財源の用途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、固定資産明細書(投資)の増加額を基に集計を行う。 ③財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産明細書及び売却時の資料等から、売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ④財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、固定資産明細書より金融資産の元本回収額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産明細書の固定資産減少額(減価償却費除く)を基に、除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に固定資産明細書の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所に計上する。 |

【病院事業CF】

| 項目 | 組替方針 |
|-------|--|
| 1. 全般 | ①病院事業決算報告書の収益的収入・支出、資本的収入・支出の数値を基礎に集計を行う。 ②資金収支計算書の増減結果としての資金残高を、BS資金に計上する。 |

(5) 交通事業

【交通事業BS】

| 現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 組替区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---------------------------|-------|-------------------------------|--------------|
| 1 固定資産 | | | 資産合計 |
| (1) 運送施設有形固定資産 | | 40 | 1. 金融資産 |
| イ 土地 | 1 | | 資金 |
| ロ 建物 | 2 | | 金融資産(資金以外) |
| 建物減価償却累計額 | 3 | | 債権 |
| ハ 線路設備 | 4 | 41 | 税等未収金 |
| 線路設備減価償却累計額 | 5 | 38,44 | 未収金 |
| ニ 電炉設備 | 6 | 45,46,47 | 貸付金 |
| 電炉設備減価償却累計額 | 7 | | その他の債権 |
| ホ その他構築物 | 8 | 42 | (控除)貸倒引当金 |
| その他構築物減価償却累計額 | 9 | | 有価証券 |
| ヘ 車両 | 10 | 36,37 | 投資等 |
| 車両減価償却累計額 | 11 | | 出資金 |
| ト 機械装置 | 12 | | 基金・積立金 |
| 機械装置減価償却累計額 | 13 | | 財政調整基金 |
| チ 工具、器具及び備品 | 14 | | 減債基金 |
| 工具、器具及び備品減価償却累計額 | 15 | 39 | その他の基金・積立金 |
| 運送施設有形固定資産合計 | | | その他の投資 |
| (2) 旅客誘致施設有形固定資産 | | | 2. 非金融資産 |
| イ 土地 | 16 | | 事業用資産 |
| ロ 建物 | 17 | 1,16,29 | 有形固定資産 |
| 建物減価償却累計額 | 18 | 29-30 | 土地 |
| ハ 構築物 | 19 | 2-3,17-18,29-30 | 立木竹 |
| 構築物減価償却累計額 | 20 | 4-5,6-7,8-9,19-20,29-30 | 建物 |
| ニ 車両、運搬具 | 21 | 12-13,23-24,29-30 | 工作物 |
| 車両、運搬具減価償却累計額 | 22 | 10-11,14-15,21-22,25-26,29-30 | 機械器具 |
| ホ 機械装置 | 23 | 29-30 | 物品 |
| 機械装置減価償却累計額 | 24 | 29-30 | 船舶 |
| ヘ 工具、器具及び備品 | 25 | 27-28,29-30 | 航空機 |
| 工具、器具及び備品減価償却累計額 | 26 | 35 | その他の有形固定資産 |
| ト その他有形固定資産 | 27 | | 建設仮勘定 |
| その他有形固定資産減価償却累計額 | 28 | | 無形固定資産 |
| 旅客誘致施設有形固定資産合計 | | | 地上権 |
| (3) 各事業関連有形固定資産 | | | 著作権・特許権 |
| イ 各事業関連有形固定資産 | 29 | | ソフトウェア |
| 各事業関連有形固定資産減価償却累計額 | 30 | 31,32,33,34 | 電話加入権 |
| 各事業関連有形固定資産合計 | | 43 | その他の無形固定資産 |
| (4) 無形固定資産 | | | 棚卸資産 |
| イ 営業権 | 31 | | インフラ資産 |
| ロ 借地権 | 32 | | 公共用財産用地 |
| ハ その他無形固定資産 | 33 | | 公共用財産施設 |
| 無形固定資産合計 | | | その他の公共用財産 |
| (5) 各事業関連無形固定資産 | 34 | 49,51 | 公共用財産建設仮勘定 |
| (6) 建設仮勘定 | 35 | | 繰延資産 |
| (7) 投資 | | | |
| イ 投資有価証券 | 36 | | |
| ロ 出資金 | 37 | | |
| ハ 長期貸付金 | 38 | | |
| ニ その他投資 | 39 | | |
| 投資合計 | | | |
| 固定資産合計 | | | |
| 2 流動資産 | | | |
| (1) 現金預金 | 40 | | |
| (2) 未収金 | 41 | | |
| (3) 有価証券 | 42 | | |
| (4) 貯蔵品 | 43 | | |
| (5) 短期貸付金 | 44 | | |
| (6) 前払費用 | 45 | | |
| (7) 前払金 | 46 | | |
| (8) その他流動資産 | 47 | | |
| 流動資産合計 | | | |
| 3 繰延勘定 | | | |
| (1) 企業債発行差金 | 48 | →PLへ | |
| (2) 開発費 | 49 | | |
| (3) 退職給与金 | 50 | →NWへ | |
| (4) 試験研究費 | 51 | | |
| (5) 災害損失 | 52 | →NWへ | |
| (6) 控除対象外消費税額 | 53 | →PLへ | |
| 繰延勘定合計 | | | |

【注】「2-3」は、(2の計上数値)から(3の計上数値)を減ずることを指す。
以下同様。

| | | | | |
|---------------|----|---------------------|--|-----------------|
| 4 固定負債 | | | | 負債合計 |
| (1) 企業債 | 54 | 60,61 | | 1. 流動負債 |
| (2) 他会計借入金 | 55 | 62 | | 未払金及び未払費用 |
| (3) 引当金 | | | | 前受金及び前受収益 |
| イ 退職給与引当金 | 56 | | | 引当金 |
| ロ 修繕引当金 | 57 | | | 賞与引当金 |
| (4) その他固定負債 | 58 | 54・65(一年以内償還予定) | | 預り金(保管金等) |
| 固定負債合計 | | 59 | | 公債(短期) |
| | | 63 | | 短期借入金 |
| 5 流動負債 | | | | その他の流動負債 |
| (1) 一時借入金 | 59 | 54・65(長期) | | 2. 非流動負債 |
| (2) 未払金 | 60 | 55,66 | | 公債 |
| (3) 未払費用 | 61 | | | 借入金 |
| (4) 前受金 | 62 | | | 責任準備金 |
| (5) その他流動負債 | 63 | 56 | | 引当金 |
| 流動負債合計 | | 57 | | 退職給付引当金 |
| 負債合計 | | 58 | | その他の引当金 |
| | | | | その他の非流動負債 |
| 6 資本金 | | | | 純資産合計 |
| (1) 自己資本金 | 64 | | | 財源 |
| (2) 借入資本金 | | | | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| イ 企業債 | 65 | — | | 税収 |
| ロ 他会計借入金 | 66 | — | | 社会保険料 |
| 借入資本金合計 | | — | | 移転収入 |
| 資本金合計 | | — | | 公債等 |
| | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) | | その他の財源の調達 |
| 7 剰余金 | | | | 評価・換算差額等 |
| (1) 資本剰余金 | | | | その他の純資産 |
| イ 再評価積立金 | 67 | 当期末開始時未分析残高(NWより) | | 開始時未分析残高 |
| ロ 受贈財産評価額 | 68 | 当期末その他純資産残高(NWより) | | その他純資産 |
| ハ 寄附金 | 69 | | | |
| ニ その他資本剰余金 | 70 | | | |
| 資本剰余金合計 | | | | |
| (2) 利益剰余金 | | | | |
| イ 減債積立金 | 71 | | | |
| ロ 利益積立金 | 72 | | | |
| ハ その他積立金 | 73 | | | |
| ニ 当年度未処分利益剰余金 | 74 | | | |
| 利益剰余金合計 | | | | |

【交通事業PL】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|----------|------------------------|--|
| 1 営業収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 運輸収益 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 運輸雑収益 | 2 | | | ① 人件費 |
| 2 営業費用 | | | 3,4,5,6,7,8,9,10 | 議員歳費 職員給料 賞与引当金繰入 退職給付費用 その他の人件費 |
| (1) 路線保存費 | 3 | 節単位で組み替え | | ② 物件費 |
| (2) 電路保存費 | 4 | 節単位で組み替え | | 消耗品費 |
| (3) 車両保存費 | 5 | 節単位で組み替え | 3,4,5,6,7,8,9,10 | 維持補修費 |
| (4) 運転費 | 6 | 節単位で組み替え | | 減価償却費 |
| (5) 運輸管理費 | 7 | 節単位で組み替え | 3,4,5,6,7,8,9,10 | その他の物件費 |
| (6) 旅客誘致費 | 8 | 節単位で組み替え | 3,4,5,6,7,8,9,10 | ③ 経費 |
| (7) 厚生福利施設費 | 9 | 節単位で組み替え | 11 | 業務費 |
| (8) 一般管理費 | 10 | 節単位で組み替え | 3,4,5,6,7,8,9,10 | 委託費 |
| (9) 減価償却費 | 11 | | | 貸倒引当金繰入 その他の経費 |
| 営業利益(又は営業損失) | | | 3,4,5,6,7,8,9,10 | ④ 業務関連費用 |
| 3 営業外収益 | | | 3,4,5,6,7,8,9,10 | 公債費(利私分) 借入金支払利息 資産売却損 その他の業務関連費用 |
| (1) 受取利息及び配当金 | 12 | | | 2. 移転支出 |
| (2) 他会計補助金 | 13 | →NWへ | BS53,3,4,5,6,7,8,9,10 | ① 他会計への移転支出 |
| (3) 補助金 | 14 | →NWへ | | ② 補助金等移転支出 |
| (4) 雑収益 | 15 | | BS48,16(企業債) 16(借入) | ③ 社会保険関係費等移転支出 |
| 4 営業外費用 | | | 16(借入) | ④ その他の移転支出 |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 16 | | 22 | 経常収益合計 |
| (2) 繰延勘定償却 | 17 | | 17,18 | 1. 経常業務収益 |
| (3) 雑支出 | 18 | | | ① 業務収益 |
| 経常利益(又は経常損失) | | | | 自己収入 その他の業務収益 |
| 5 特別利益 | | | | ② 業務関連収益 |
| (1) 固定資産売却益 | 19 | | | 受取利息等 資産売却益 その他の業務関連収益 |
| (2) 過年度損益修正益 | 20 | →NWへ | | |
| (3) その他特別利益 | 21 | →NWへ | | |
| 6 特別損失 | | | | |
| (1) 固定資産売却損 | 22 | | | |
| (2) 臨時損失 | 23 | →NWへ | 1 | |
| (3) 過年度損益修正損 | 24 | →NWへ | 2 | |
| (4) その他特別損失 | 25 | →NWへ | | |
| 当年度純利益(又は当年度純損失) | | | 12 19 15 | |

【交通事業NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産明細書より集計</p> <p>B: 固定資産明細書より集計</p> <p>BS50,BS52,PL23,PL24,PL25</p> <p>PL13</p> <p>PL14</p> <p>PL14</p> <p>PL14</p> <p>固定資産明細書、売却資料より集計</p> <p>C: 固定資産明細書より集計</p> <p>PL20,PL21,PL11</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>PL11</p> <p>固定資産明細書より集計</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 64,67～74の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置</p> <p>②固定資産形成への財源措置</p> <p>事業用資産形成への財源措置</p> <p>インフラ資産形成への財源措置</p> <p>③長期金融資産形成への財源措置</p> <p>④その他の財源の使途</p> <p>直接資本減耗</p> <p>その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収</p> <p>②社会保険料</p> <p>③移転収入</p> <p>他会計からの移転収入</p> <p>補助金等移転収入</p> <p>国庫支出金</p> <p>都道府県等支出金</p> <p>市町村等支出金</p> <p>その他の移転収入</p> <p>④その他の財源の調達</p> <p>固定資産売却収入(元本分)</p> <p>長期金融資産償還収入(元本分)</p> <p>その他財源調達</p> <p>当期財源増減額</p> <p>前期末財源残高</p> <p>当期末財源残高</p> <p>→BSへ</p> <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少</p> <p>減価償却費・直接資本減耗相当額</p> <p>除売却相当額</p> <p>②固定資産の増加</p> <p>固定資産形成</p> <p>無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少</p> <p>②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少</p> <p>再評価損</p> <p>その他評価額等減少</p> <p>②評価・換算差額等の増加</p> <p>再評価益</p> <p>その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額</p> <p>前期末資産形成充当財源残高</p> <p>当期末資産形成充当財源残高</p> <p>→BSへ</p> <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高</p> <p>当期開始時未分析残高増減額</p> <p>前期末開始時未分析残高</p> <p>当期末開始時未分析残高</p> <p>→BSへ</p> <p>2. その他純資産の変動</p> <p>その他純資産の減少</p> <p>その他純資産の増加</p> <p>当期その他純資産増減額</p> <p>前期末その他純資産残高</p> <p>当期末その他純資産残高</p> <p>→BSへ</p> |

【交通事業CF】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|--|
| <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>— —</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>—</p> | <p>期末資金残高 期首資金残高 当期資金収支額 基礎的財政収支 I. 経常的収支 1. 経常的支出 ① 経常業務費用支出 人件費支出 物件費支出 経費支出 業務関連費用支出(財務的支出を除く) ② 移転支出 他会計への移転支出 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出 2. 経常的収入 ① 租税収入 ② 社会保険料収入 ③ 経常業務収益収入 業務収益収入 業務関連収益収入 ④ 移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 その他の移転収入 II. 資本的収支 1. 資本的支出 ① 固定資産形成支出 ② 長期金融資産形成支出 ③ その他の資本形成支出 2. 資本的収入 ① 固定資産売却収入 ② 長期金融資産償還収入 ③ その他の資本処分収入 III. 財務的収支 1. 財務的支出 ① 支払利息支出 公債費(利払分)支出 借入金支払利息支出 ② 元本償還支出 公債費(元本分)支出 公債(短期)元本償還支出 公債元本償還支出 借入金元本償還支出 短期借入金元本償還支出 借入金元本償還支出 その他の元本償還支出 2. 財務的収入 ① 公債発行収入 公債(短期)発行収入 公債発行収入 ② 借入金収入 短期借入金収入 借入金収入 ③ その他の財務的収入</p> |

【交通事業BS】

| 項目 | 組替方針 |
|------------|--|
| 1. 固定資産 | <p>①交通事業に関する有形固定資産・無形固定資産はすべて事業用資産とする。</p> <p>②各事業関連有形固定資産はその内容に照らし、事業用資産の各科目に組み替える。ただし、金額に重要性がないと認められる場合、一括して「その他の有形固定資産」に組み替えることができる。</p> <p>③有形固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を貸借対照表に計上する。</p> <p>④投資有価証券、出資金については、政策(支配)目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。</p> <p>⑤基金については、その内容に応じて「減債基金」「その他の基金」に組み替える。</p> |
| 2. 流動資産 | <p>①未収金については、すべて「未収金」に組み替える。</p> <p>②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> <p>③前払費用、前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。</p> |
| 3. 繰延勘定 | <p>①企業債発行差金については、企業会計上も費用処理のため、行政コスト計算書の「公債費」に組み替える。</p> <p>②退職給与金については、過年度の退職手当支給分であるため、過年度損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>③災害損失については、当年度(あるいは過年度)特別損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>④控除対象外消費税額については、当年度損益相当として、行政コスト計算書「その他の経費」に組み替えることを原則としていたが、地方公営企業会計制度等研究会報告書(平成21年12月24日)において引き続き繰延経理が認められる方向となったため、繰延資産に組み替えることもできることとする。</p> <p>⑤上記以外の開発費、試験研究費について、「繰延資産」に組み替える。</p> |
| 4. 固定負債 | <p>①企業債については、短期・長期の分類をした上で、「公債(短期)」「公債」に組み替える。</p> <p>②他会計借入金については、連結消去手続の中で消去される項目であり、短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |
| 5. 流動負債 | <p>①一時借入金は全て「短期借入金」に組み替える。</p> |
| 6. 資本金、剰余金 | <p>①自己資本金、剰余金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を經由して純資産の各項目の残高を算定する。</p> <p>②借入資本金は、建設にあてるための企業債及び他会計借入金を区分上資本金にしているものである。従って、基準モデル上は負債ととらえ、企業債については短期・長期の分類をした上で「公債(短期)」「公債」に、他会計借入金については短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |

【交通事業PL】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|--|
| 1. 営業収益 | ①運輸収益については、「自己収入」に組み替える。 ②運輸雑収益については、「その他の業務収益」に組み替える。 |
| 2. 営業費用 | ①路線保存費、電路保存費、車両保存費、運転費、運輸管理費、旅客誘致費、厚生福利施設費、一般管理費については、節単位で人件費、物件費、経費等を判断した上で、適当な科目に組み替える。組替科目の選択については、新地方公会計制度実務研究会報告書の別表A6、別表A7を参照する。 ②減価償却費は、すべて行政コスト計算書の「減価償却費」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 |
| 3. 営業外収益 | ①受取利息及び配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②他会計補助金については、純資産変動計算書の「他会計からの移転収入」に組み替える。 ③補助金については、その受け入れ先の区分に基づき、純資産変動計算書の「国庫支出金」「都道府県等支出金」「市町村等支出金」に組み替える。 ④雑収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 4. 営業外費用 | ①支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②繰延勘定償却、雑支出については、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 5. 特別利益 | ①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②過年度損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 6. 特別損失 | ①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②臨時損失、過年度損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 |

【交通事業NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|---|
| 1. 全般 | ①BS,PLからの数値及び固定資産明細書から数値を集計を基礎として、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の用途のうち、「事業用資産形成への財源措置」については、固定資産明細書から、有形・無形固定資産の増加分を記載する。 ②財源の用途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、固定資産明細書（投資）の増加額を基に集計を行う。 ③財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産明細書及び売却時の資料等から、売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ④財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、固定資産明細書より金融資産の元本回収額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産明細書の固定資産減少額（減価償却費除く）を基に、除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に固定資産明細書の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所計上する。 |

【交通事業CF】

| 項目 | 組替方針 |
|-------|--|
| 1. 全般 | ①交通事業決算報告書の収益的収入・支出、資本的収入・支出の数値を基礎に集計を行う。 ②資金収支計算書の増減結果としての資金残高を、BS資金に計上する。 |

(6) 観光施設事業

【観光事業BS】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|-----------|--------------|
| 1 固定資産 | | | 資産合計 |
| (1) 有形固定資産 | | 25 | 1. 金融資産 |
| イ 土地 | 1 | | 資金 |
| ロ 建物 | 2 | | 金融資産(資金以外) |
| 建物減価償却引当金 | 3 | | 債権 |
| ハ 構築物 | 4 | 26 | 税等未収金 |
| 構築物減価償却引当金 | 5 | 22.29 | 未収金 |
| ニ 機械及び装置 | 6 | 30,31.32 | 貸付金 |
| 機械及び装置減価償却引当金 | 7 | | その他の債権 |
| ホ 車両及び運搬具 | 8 | 27 | (控除)貸倒引当金 |
| 車両及び運搬具償却引当金 | 9 | | 有価証券 |
| ヘ 工具、器具及び備品 | 10 | 20.21 | 投資等 |
| 工具、器具及び備品減価償却引当金 | 11 | | 出資金 |
| ト 建設仮勘定 | 12 | | 基金・積立金 |
| チ その他有形固定資産 | 13 | 23 | 財政調整基金 |
| その他有形固定資産減価償却引当金 | 14 | 23 | 減債基金 |
| 有形固定資産合計 | | 24 | その他の基金・積立金 |
| (2) 無形固定資産 | | | その他の投資 |
| イ 借地権 | 15 | | 2. 非金融資産 |
| ロ 地上権 | 16 | | 事業用資産 |
| ハ 引湯権 | 17 | 1 | 有形固定資産 |
| ニ 電話加入権 | 18 | | 土地 |
| ホ その他無形固定資産 | 19 | 2-3 | 立木竹 |
| 無形固定資産合計 | | 4-5 | 建物 |
| (3) 投資 | | 6-7 | 工作物 |
| イ 投資有価証券 | 20 | 8-9,10-11 | 機械器具 |
| ロ 出資金 | 21 | | 物品 |
| ハ 長期貸付金 | 22 | | 船舶 |
| ニ 基金 | 23 | 13-14 | 航空機 |
| ホ その他投資 | 24 | 12 | その他の有形固定資産 |
| 投資合計 | | | 建設仮勘定 |
| 固定資産合計 | | 16 | 無形固定資産 |
| 2 流動資産 | | | 地上権 |
| (1) 現金・預金 | 25 | 18 | 著作権・特許権 |
| (2) 未収金 | 26 | 15,17,19 | ソフトウェア |
| (3) 有価証券 | 27 | 28 | 電話加入権 |
| (4) 貯蔵品 | 28 | | その他の無形固定資産 |
| (5) 短期貸付金 | 29 | | 棚卸資産 |
| (6) 前払費用 | 30 | | インフラ資産 |
| (7) 前払金 | 31 | | 公共用財産用地 |
| (8) その他流動資産 | 32 | | 公共用財産施設 |
| 流動資産合計 | | | その他の公共用財産 |
| 3 繰延勘定 | | | 公共用財産建設仮勘定 |
| (1) 企業債発行差金 | 33 | →PLへ | 繰延資産 |
| (2) 退職給与金 | 34 | →NWへ | |
| (3) 災害損失 | 35 | →NWへ | |
| 繰延勘定合計 | | | |

【注】「2-3」は、(2)の計上数値)から(3)の計上数値)を減ずることを指す。
以下同様。

| | | | | | |
|-----|-------------|----|-----------------|----|---------------------|
| 4 | 固定負債 | | | | 負債合計 |
| (1) | 企業債 | 36 | 42,43 | | 1. 流動負債 |
| (2) | 他会計借入金 | 37 | 44 | | 未払金及び未払費用 |
| (3) | 引当金 | | | | 前受金及び前受収益 |
| イ | 退職給与引当金 | 38 | | | 引当金 |
| ロ | 修繕引当金 | 39 | | | 賞与引当金 |
| (4) | その他固定負債 | 40 | | | 預り金(保管金等) |
| | 固定負債合計 | | 36・47(一年以内償還予定) | 41 | 公債(短期) |
| | | | | 45 | 短期借入金 |
| 5 | 流動負債 | | | | その他の流動負債 |
| (1) | 一時借入金 | 41 | 36・47(長期) | | 2. 非流動負債 |
| (2) | 未払金 | 42 | 37,48 | | 公債 |
| (3) | 未払費用 | 43 | | | 借入金 |
| (4) | 前受金 | 44 | | | 責任準備金 |
| (5) | その他流動負債 | 45 | | 38 | 引当金 |
| | 流動負債合計 | | | 39 | 退職給付引当金 |
| | 負債合計 | | | | その他の引当金 |
| | | | | | その他の非流動負債 |
| 6 | 資本金 | | | | 純資産合計 |
| (1) | 自己資本金 | 46 | | | 財源 |
| (2) | 借入資本金 | | | | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| イ | 企業債 | 47 | | | 税金 |
| ロ | 他会計借入金 | 48 | | | 社会保険料 |
| | 借入資本金合計 | | | | 移転収入 |
| | 資本金合計 | | | | 公債等 |
| | | | | | その他の財源の調達 |
| | | | | | 評価・換算差額等 |
| 7 | 剰余金 | | | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) |
| (1) | 資本剰余金 | | | | — |
| イ | 再評価積立金 | 49 | | | 当期末開始時未分析残高(NWより) |
| ロ | 受贈財産評価額 | 50 | | | — |
| ハ | 寄附金 | 51 | | | 当期末その他純資産残高(NWより) |
| ニ | その他資本剰余金 | 52 | | | |
| | 資本剰余金合計 | | | | |
| (2) | 利益剰余金 | | | | |
| イ | 減債積立金 | 53 | | | |
| ロ | 利益積立金 | 54 | | | |
| ハ | その他積立金 | 55 | | | |
| ニ | 当年度未処分利益剰余金 | 56 | | | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |

【観光施設事業PL】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|----------|--------------------|----------------|
| 1 営業収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 利用収益 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 売店収益 | 2 | | | ①人件費 |
| (3) その他営業収益 | 3 | | | 議員歳費 |
| 2 営業費用 | | | 4 | 職員給料 |
| (1) 施設経営費 | 4 | 節単位で組み替え | | 賞与引当金繰入 |
| (2) 減価償却費 | 5 | | | 退職給付費用 |
| (3) 資産減耗費 | 6 | | 4 | その他の人件費 |
| 営業利益(又は営業損失) | | | | ②物件費 |
| 3 営業外収益 | | | 4 | 消耗品費 |
| (1) 受取利息及び配当金 | 7 | | 4 | 維持補修費 |
| (2) 他会計補助金 | 8 | →NWへ | 5 | 減価償却費 |
| (3) 補助金 | 9 | →NWへ | 4 | その他の物件費 |
| (4) 雑収益 | 10 | | | ③経費 |
| 4 営業外費用 | | | 4 | 業務費 |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 11 | | 4 | 委託費 |
| (2) 繰延勘定償却 | 12 | | | 貸倒引当金繰入 |
| (3) 雑支出 | 13 | | 4 | その他の経費 |
| 経常利益(又は経常損失) | | | | ④業務関連費用 |
| 5 特別利益 | 14 | →NWへ | BS33,11(企業債) | 公債費(利払分) |
| 6 特別損失 | 15 | →NWへ | 11(借入) | 借入金支払利息 |
| 当年度純利益(又は当年度純損失) | | | | 資産売却損 |
| | | | 6(固定資産除却費以外),12,13 | その他の業務関連費用 |
| | | | | 2. 移転支出 |
| | | | | ①他会計への移転支出 |
| | | | | ②補助金等移転支出 |
| | | | | ③社会保障関係費等移転支出 |
| | | | | ④その他の移転支出 |
| | | | | 経常収益合計 |
| | | | | 1. 経常業務収益 |
| | | | 1,2 | ①業務収益 |
| | | | 3 | 自己収入 |
| | | | | その他の業務収益 |
| | | | 7 | ②業務関連収益 |
| | | | | 受取利息等 |
| | | | | 資産売却益 |
| | | | 10 | その他の業務関連収益 |

【観光施設事業NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|--|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産明細書より集計</p> <p>B: 固定資産明細書より集計</p> <p>BS34,BS35,PL15</p> <p>PL8</p> <p>PL9</p> <p>PL9</p> <p>PL9</p> <p>固定資産明細書、売却資料より集計</p> <p>C: 固定資産明細書より集計</p> <p>PL14,PL5</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>PL5</p> <p>固定資産明細書より集計</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 46,49～56の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置</p> <p>②固定資産形成への財源措置</p> <p>事業用資産形成への財源措置</p> <p>インフラ資産形成への財源措置</p> <p>③長期金融資産形成への財源措置</p> <p>④その他の財源の使途</p> <p>直接資本減耗</p> <p>その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収</p> <p>②社会保険料</p> <p>③移転収入</p> <p>他会計からの移転収入</p> <p>補助金等移転収入</p> <p>国庫支出金</p> <p>都道府県等支出金</p> <p>市町村等支出金</p> <p>その他の移転収入</p> <p>④その他の財源の調達</p> <p>固定資産売却収入(元本分)</p> <p>長期金融資産償還収入(元本分)</p> <p>その他財源調達</p> <p>当期財源増減額</p> <p>前期末財源残高</p> <p>当期末財源残高</p> <p>→BSへ</p> <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少</p> <p>減価償却費・直接資本減耗相当額</p> <p>除売却相当額</p> <p>②固定資産の増加</p> <p>固定資産形成</p> <p>無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少</p> <p>②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少</p> <p>再評価損</p> <p>その他評価額等減少</p> <p>②評価・換算差額等の増加</p> <p>再評価益</p> <p>その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額</p> <p>前期末資産形成充当財源残高</p> <p>当期末資産形成充当財源残高</p> <p>→BSへ</p> <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高</p> <p>当期開始時未分析残高増減額</p> <p>前期末開始時未分析残高</p> <p>当期末開始時未分析残高</p> <p>→BSへ</p> <p>2. その他純資産の変動</p> <p>その他純資産の減少</p> <p>その他純資産の増加</p> <p>当期その他純資産増減額</p> <p>前期末その他純資産残高</p> <p>当期末その他純資産残高</p> <p>→BSへ</p> |

【観光施設事業CF】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|---|
| <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>— —</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>—</p> | <p>期末資金残高 期首資金残高 当期資金収支額 基礎的財政収支 I. 経常的収支 1. 経常的支出 ①経常業務費用支出 人件費支出 物件費支出 経費支出 業務関連費用支出(財務的支出を除く) ②移転支出 他会計への移転支出 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出 2. 経常的収入 ①租税収入 ②社会保険料収入 ③経常業務収益収入 業務収益収入 業務関連収益収入 ④移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 その他の移転収入 II. 資本的収支 1. 資本的支出 ①固定資産形成支出 ②長期金融資産形成支出 ③その他の資本形成支出 2. 資本的収入 ①固定資産売却収入 ②長期金融資産償還収入 ③その他の資本処分収入 III. 財務的収支 1. 財務的支出 ①支払利息支出 公債費(利払分)支出 借入金支払利息支出 ②元本償還支出 公債費(元本分)支出 公債(短期)元本償還支出 公債元本償還支出 借入金元本償還支出 短期借入金元本償還支出 借入金元本償還支出 その他の元本償還支出 2. 財務的収入 ①公債発行収入 公債(短期)発行収入 公債発行収入 ②借入金収入 短期借入金収入 借入金収入 ③その他の財務的収入</p> |

【観光施設事業BS】

| 項目 | 組替方針 |
|------------|---|
| 1. 固定資産 | <p>①観光施設事業に関する有形固定資産・無形固定資産はすべて事業用資産とする。</p> <p>②固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を貸借対照表に計上する。</p> <p>③投資有価証券、出資金については、政策(支配)目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。</p> <p>④基金については、その内容に応じて「減債基金」「その他の基金」に組み替える。</p> |
| 2. 流動資産 | <p>①未収金については、税等未収金ではなく、「未収金」に組み替える。</p> <p>②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> <p>③前払費用、前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。</p> |
| 3. 繰延勘定 | <p>①企業債発行差金については、企業会計上も費用処理のため、行政コスト計算書の「公債費」に組み替える。</p> <p>②退職給与金については、過年度の退職手当支給分であるため、過年度損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>③災害損失については、当年度(あるいは過年度)特別損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> |
| 4. 固定負債 | <p>①企業債については、短期・長期の分類をした上で、「公債(短期)」「公債」に組み替える。</p> <p>②他会計借入金については、連結消去手続の中で消去される項目であり、短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |
| 5. 流動負債 | <p>①一時借入金は全て「短期借入金」に組み替える。</p> |
| 6. 資本金、剰余金 | <p>①自己資本金、剰余金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を經由して純資産の各項目の残高を算定する。</p> <p>②借入資本金は、建設にあてるための企業債及び他会計借入金を区分上資本金にしているものである。従って、基準モデル上は負債ととらえ、企業債については短期・長期の分類をした上で「公債(短期)」「公債」に、他会計借入金については短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |

【観光施設事業PL】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|--|
| 1. 営業収益 | ①利用収益、売店収益については、「自己収入」に組み替える。 ②その他の営業収益については、「その他の業務収益」に組み替える。 |
| 2. 営業費用 | ①施設経営費については、節単位で人件費、物件費、経費等を判断した上で、適当な科目に組み替える。組替科目の選択については、新地方公会計制度実務研究会報告書の別表A6、別表A7を参照する。 ②減価償却費は、すべて行政コスト計算書の「減価償却費」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 ③資産減耗費のうち、たな卸資産減耗費は「その他の業務関連費用」に組み替える。固定資産除却損は純資産変動計算書の「除売却相当額」に計上される。 |
| 3. 営業外収益 | ①受取利息及び配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②他会計補助金については、純資産変動計算書の「他会計からの移転収入」に組み替える。 ③補助金については、その受け入れ先の区分に基づき、純資産変動計算書の「国庫支出金」「都道府県等支出金」「市町村等支出金」に組み替える。 ④雑収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 4. 営業外費用 | ①支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②繰延勘定償却、雑支出については、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 5. 特別利益 | ①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②過年度損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 6. 特別損失 | ①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②臨時損失、過年度損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 |

【観光施設事業NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|---|
| 1. 全般 | ①BS,PLからの数値及び固定資産明細書から数値を集計を基礎として、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の用途のうち、「事業用資産形成への財源措置」については、固定資産明細書から、有形・無形固定資産の増加分を記載する。 ②財源の用途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、固定資産明細書(投資)の増加額を基に集計を行う。 ③財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産明細書及び売却時の資料等から、売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ④財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、固定資産明細書より金融資産の元本回収額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産明細書の固定資産減少額(減価償却費除く)を基に、除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に固定資産明細書の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所に計上する。 |

【観光施設事業CF】

| 項目 | 組替方針 |
|-------|--|
| 1. 全般 | ①観光施設事業決算報告書の収益的収入・支出、資本的収入・支出の数値を基礎に集計を行う。 ②資金収支計算書の増減結果としての資金残高を、BS資金に計上する。 |

(7) 宅地造成事業

【宅地造成事業BS】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|-----------|--------------|
| 1 固定資産 | | | 資産合計 |
| (1) 有形固定資産 | | 26 | 1. 金融資産 |
| イ 土地 | 1 | | 資金 |
| ロ 建物 | 2 | | 金融資産(資金以外) |
| 建物減価償却引当金 | 3 | | 債権 |
| ハ 構築物 | 4 | 27 | 税等未収金 |
| 構築物減価償却引当金 | 5 | 21,30 | 未収金 |
| ニ 機械及び機械装置 | 6 | 31,32,33 | 貸付金 |
| 機械及び機械装置減価償却引当金 | 7 | | その他の債権 |
| ホ 車両及び運搬具 | 8 | 28 | (控除)貸倒引当金 |
| 車両及び運搬具減価償却引当金 | 9 | | 有価証券 |
| ヘ 工具、器具及び備品 | 10 | 19,20 | 投資等 |
| 工具、器具及び備品減価償却引当金 | 11 | | 出資金 |
| ト その他有形固定資産 | 12 | | 基金・積立金 |
| その他有形固定資産減価償却引当金 | 13 | 22 | 財政調整基金 |
| 有形固定資産合計 | | 22 | 減債基金 |
| (2) 無形固定資産 | | 23 | その他の基金・積立金 |
| イ 借地権 | 14 | | その他の投資 |
| ロ 地上権 | 15 | | 2. 非金融資産 |
| ハ 施設利用権 | 16 | | 事業用資産 |
| ニ 電話加入権 | 17 | 1 | 有形固定資産 |
| ホ その他無形固定資産 | 18 | | 土地 |
| 無形固定資産合計 | | 2-3 | 立木竹 |
| (3) 投資 | | 4-5 | 建物 |
| イ 投資有価証券 | 19 | 6-7,10-11 | 工作物 |
| ロ 出資金 | 20 | 8-9 | 機械器具 |
| ハ 長期貸付金 | 21 | | 物品 |
| ニ 基金 | 22 | | 船舶 |
| ホ その他の投資 | 23 | 12-13 | 航空機 |
| 投資合計 | | | その他の有形固定資産 |
| 固定資産合計 | | 15 | 建設仮勘定 |
| 2 宅地造成 | | | 無形固定資産 |
| (1) 完成宅地 | 24 | | 地上権 |
| (2) 未成宅地 | 25 | 17 | 著作権・特許権 |
| 宅地造成合計 | | 14,16,18 | ソフトウェア |
| 2 流動資産 | | 24,25,29 | 電話加入権 |
| (1) 現金預金 | 26 | | その他の無形固定資産 |
| (2) 未収金 | 27 | | 棚卸資産 |
| (3) 有価証券 | 28 | | インフラ資産 |
| (4) 貯蔵品 | 29 | | 公共用財産用地 |
| (5) 短期貸付金 | 30 | | 公共用財産施設 |
| (6) 前払費用 | 31 | | その他の公共用財産 |
| (7) 前払金 | 32 | | 公共用財産建設仮勘定 |
| (8) その他流動資産 | 33 | 35,37 | 繰延資産 |
| 流動資産合計 | | | |
| 3 繰延勘定 | | | |
| (1) 企業債発行差金 | 34 | →PL← | |
| (2) 開発費 | 35 | | |
| (3) 退職給与金 | 36 | →NW← | |
| (4) 試験研究費 | 37 | | |
| (5) 災害損失 | 38 | →NW← | |
| (6) 控除対象外消費税額 | 39 | →PL← | |
| 繰延勘定合計 | | | |

【注】「2-3」は、(2)の計上数値から(3)の計上数値を減ずることを指す。
以下同様。

| | | | | |
|---------------|----|---------------------|--|-----------------|
| 4 固定負債 | | | | 負債合計 |
| (1) 企業債 | 40 | 46,47 | | 1. 流動負債 |
| (2) 他会計借入金 | 41 | 48 | | 未払金及び未払費用 |
| (3) 引当金 | | | | 前受金及び前受収益 |
| イ 退職給与引当金 | 42 | | | 引当金 |
| ロ 修繕引当金 | 43 | | | 賞与引当金 |
| (4) その他固定負債 | 44 | | | 預り金(保管金等) |
| 固定負債合計 | | 40・51(一年以内償還予定) | | 公債(短期) |
| | | 45 | | 短期借入金 |
| | | 49 | | その他の流動負債 |
| 5 流動負債 | | | | 2. 非流動負債 |
| (1) 一時借入金 | 45 | 40・51(長期) | | 公債 |
| (2) 未払金 | 46 | 41,52 | | 借入金 |
| (3) 未払費用 | 47 | | | 責任準備金 |
| (4) 前受金 | 48 | | | 引当金 |
| (5) その他流動負債 | 49 | | | 退職給付引当金 |
| 流動負債合計 | | 42 | | その他の引当金 |
| 負債合計 | | 43 | | その他の非流動負債 |
| | | 44 | | 純資産合計 |
| 6 資本金 | | | | 財源 |
| (1) 自己資本金 | 50 | | | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| (2) 借入資本金 | | | | 税収 |
| イ 企業債 | 51 | | | 社会保険料 |
| ロ 他会計借入金 | 52 | | | 移転収入 |
| 借入資本金合計 | | | | 公債等 |
| 資本金合計 | | | | その他の財源の調達 |
| | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) | | 評価・換算差額等 |
| | | — | | その他の純資産 |
| 7 剰余金 | | | | 開始時未分析残高 |
| (1) 資本剰余金 | | | | 当期末その他純資産 |
| イ 再評価積立金 | 53 | | | |
| ロ 受贈財産評価額 | 54 | | | |
| ハ 寄附金 | 55 | | | |
| ニ その他資本剰余金 | 56 | | | |
| 資本剰余金合計 | | | | |
| (2) 利益剰余金 | | | | |
| イ 減債積立金 | 57 | | | |
| ロ 利益積立金 | 58 | | | |
| ハ その他積立金 | 59 | | | |
| ニ 当年度未処分利益剰余金 | 60 | | | |
| 利益剰余金合計 | | | | |
| | | 当期末開始時未分析残高(NWより) | | |
| | | 当期末その他純資産残高(NWより) | | |

【宅地造成事業PL】

| 現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---------------------------|-------|----------|--------------|----------------|
| 1 営業収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 宅地売買収益 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 受託工事収益 | 2 | | | ①人件費 |
| (3) その他営業収益 | 3 | | | 議員歳費 |
| 2 営業費用 | | | 6 | 職員給料 |
| (1) 宅地売却原価 | 4 | | | 賞与引当金繰入 |
| (2) 受託工事費 | 5 | | | 退職給付費用 |
| (3) 一般管理費 | 6 | 節単位で組み替え | 6 | その他の人件費 |
| (4) その他営業費用 | 7 | | | ②物件費 |
| 営業利益(又は営業損失) | | | 6 | 消耗品費 |
| 3 営業外収益 | | | 6 | 維持補修費 |
| (1) 受取利息及び配当金 | 8 | | 6 | 減価償却費 |
| (2) 他会計補助金 | 9 | →NWへ | 4,5,6 | その他の物件費 |
| (3) 補助金 | 10 | →NWへ | | ③経費 |
| (4) 雑収益 | 11 | | 6 | 業務費 |
| 4 営業外費用 | | | 6 | 委託費 |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 12 | | | 貸倒引当金繰入 |
| (2) 繰延勘定償却 | 13 | | BS39,6,7 | その他の経費 |
| (3) 雑支出 | 14 | | | ④業務関連費用 |
| 経常利益(又は経常損失) | | | BS34,12(企業債) | 公債費(利払分) |
| 5 特別利益 | 15 | →NWへ | 12(借入) | 借入金支払利息 |
| 6 特別損失 | 16 | →NWへ | | 資産売却損 |
| 当年度純利益(又は当年度純損失) | | | 13,14 | その他の業務関連費用 |
| | | | | 2. 移転支出 |
| | | | | ①他会計への移転支出 |
| | | | | ②補助金等移転支出 |
| | | | | ③社会保障関係費等移転支出 |
| | | | | ④その他の移転支出 |
| | | | | 経常収益合計 |
| | | | | 1. 経常業務収益 |
| | | | | ①業務収益 |
| | | | 1,2 | 自己収入 |
| | | | 3 | その他の業務収益 |
| | | | | ②業務関連収益 |
| | | | 8 | 受取利息等 |
| | | | | 資産売却益 |
| | | | 9,10,11 | その他の業務関連収益 |

【宅地造成事業NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産明細書より集計</p> <p>B: 固定資産明細書より集計</p> <p>BS36,BS38,PL16</p> <p>PL9</p> <p>PL10</p> <p>PL10</p> <p>PL10</p> <p>固定資産明細書、売却資料より集計</p> <p>C: 固定資産明細書より集計</p> <p>PL15,PL6の減価償却費</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>PL6の減価償却費</p> <p>固定資産明細書より集計</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 50,53～60の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置</p> <p>②固定資産形成への財源措置</p> <p>事業用資産形成への財源措置</p> <p>インフラ資産形成への財源措置</p> <p>③長期金融資産形成への財源措置</p> <p>④その他の財源の使途</p> <p>直接資本減耗</p> <p>その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収</p> <p>②社会保険料</p> <p>③移転収入</p> <p>他会計からの移転収入</p> <p>補助金等移転収入</p> <p>国庫支出金</p> <p>都道府県等支出金</p> <p>市町村等支出金</p> <p>その他の移転収入</p> <p>④その他の財源の調達</p> <p>固定資産売却収入(元本分)</p> <p>長期金融資産償還収入(元本分)</p> <p>その他財源調達</p> <p>当期財源増減額</p> <p>前期末財源残高</p> <p>当期末財源残高</p> <p>→BSへ</p> <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少</p> <p>減価償却費・直接資本減耗相当額</p> <p>除売却相当額</p> <p>②固定資産の増加</p> <p>固定資産形成</p> <p>無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少</p> <p>②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少</p> <p>再評価損</p> <p>その他評価額等減少</p> <p>②評価・換算差額等の増加</p> <p>再評価益</p> <p>その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額</p> <p>前期末資産形成充当財源残高</p> <p>当期末資産形成充当財源残高</p> <p>→BSへ</p> <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高</p> <p>当期開始時未分析残高増減額</p> <p>前期末開始時未分析残高</p> <p>当期末開始時未分析残高</p> <p>→BSへ</p> <p>2. その他純資産の変動</p> <p>その他純資産の減少</p> <p>その他純資産の増加</p> <p>当期その他純資産増減額</p> <p>前期末その他純資産残高</p> <p>当期末その他純資産残高</p> <p>→BSへ</p> |

【宅地造成事業CF】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|--|
| <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>— —</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>—</p> | <p>期末資金残高 期首資金残高 当期資金収支額 基礎的財政収支 I. 経常的収支 1. 経常的支出 ① 経常業務費用支出 人件費支出 物件費支出 経費支出 業務関連費用支出(財務的支出を除く) ② 移転支出 他会計への移転支出 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出 2. 経常的収入 ① 租税収入 ② 社会保険料収入 ③ 経常業務収益収入 業務収益収入 業務関連収益収入 ④ 移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 その他の移転収入 II. 資本的収支 1. 資本的支出 ① 固定資産形成支出 ② 長期金融資産形成支出 ③ その他の資本形成支出 2. 資本的収入 ① 固定資産売却収入 ② 長期金融資産償還収入 ③ その他の資本処分収入 III. 財務的収支 1. 財務的支出 ① 支払利息支出 公債費(利払分)支出 借入金支払利息支出 ② 元本償還支出 公債費(元本分)支出 公債(短期)元本償還支出 公債元本償還支出 借入金元本償還支出 短期借入金元本償還支出 借入金元本償還支出 その他の元本償還支出 2. 財務的収入 ① 公債発行収入 公債(短期)発行収入 公債発行収入 ② 借入金収入 短期借入金収入 借入金収入 ③ その他の財務的収入</p> |

【宅地造成事業BS】

| 項目 | 組替方針 |
|------------|--|
| 1. 固定資産 | <p>①宅地造成事業に関する有形固定資産・無形固定資産はすべて事業用資産とする。</p> <p>②有形固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を貸借対照表に計上する。</p> <p>③投資有価証券、出資金については、政策(支配)目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。</p> <p>④基金については、その内容に応じて「減債基金」「その他の基金」に組み替える。</p> |
| 2. 宅地造成 | <p>①完成宅地、未成宅地はともに販売を目的とした宅地であるため、「棚卸資産」に組み替える。</p> |
| 3. 流動資産 | <p>①未収金については、すべて「未収金」に組み替える。</p> <p>②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> <p>③前払費用、前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。</p> |
| 4. 繰延勘定 | <p>①企業債発行差金については、企業会計上も費用処理のため、行政コスト計算書の「公債費」に組み替える。</p> <p>②退職給与金については、過年度の退職手当支給分であるため、過年度損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>③災害損失については、当年度(あるいは過年度)特別損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>④控除対象外消費税額については、当年度損益相当として、行政コスト計算書「その他の経費」に組み替えることを原則としていたが、地方公営企業会計制度等研究会報告書(平成21年12月24日)において引き続き繰延経理が認められる方向となったため、繰延資産に組み替えることとする。</p> <p>⑤上記以外の開発費、試験研究費について、「繰延資産」に組み替える。</p> |
| 5. 固定負債 | <p>①企業債については、短期・長期の分類をした上で、「公債(短期)」「公債」に組み替える。</p> <p>②他会計借入金については、連結消去手続の中で消去される項目であり、短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |
| 6. 流動負債 | <p>①一時借入金は全て「短期借入金」に組み替える。</p> |
| 7. 資本金、剰余金 | <p>①自己資本金、剰余金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。</p> <p>②借入資本金は、建設にあてるための企業債及び他会計借入金を区分上資本金にしているものである。従って、基準モデル上は負債ととらえ、企業債については短期・長期の分類をした上で「公債(短期)」「公債」に、他会計借入金については短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |

【宅地造成事業P L】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|--|
| 1. 営業収益 | ①宅地売買収益、受託工事収益については、「自己収入」に組み替える。 ②その他営業収益については、「その他の業務収益」に組み替える。 |
| 2. 営業費用 | ①宅地売却原価、受託工事費は「その他の物件費」に組み替える。 ②一般管理費については、節単位で人件費、物件費、経費等を判断した上で、適当な科目に組み替える。組替科目の選択については、新地方公会計制度実務研究会報告書の別表A6、別表A7を参照する。 ③一般管理費に含まれている減価償却費は、すべて行政コスト計算書の「減価償却費」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 |
| 3. 営業外収益 | ①受取利息及び配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②他会計補助金については、純資産変動計算書の「他会計からの移転収入」に組み替える。 ③補助金については、その受け入れ先の区分に基づき、純資産変動計算書の「国庫支出金」「都道府県等支出金」「市町村等支出金」に組み替える。 ④雑収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 4. 営業外費用 | ①支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②繰延勘定償却、雑支出については、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 5. 特別利益 | ①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②過年度損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 6. 特別損失 | ①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②臨時損失、過年度損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 |

【宅地造成事業NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|--|
| 1. 全般 | ①BS,PLからの数値及び固定資産明細書から数値を集計を基礎として、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の用途のうち、「事業用資産形成への財源措置」については、固定資産明細書から、有形・無形固定資産の増加分を記載する。 ②財源の用途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、固定資産明細書(投資)の増加額を基に集計を行う。 ③財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産明細書及び売却時の資料等から、売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ④財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、固定資産明細書より金融資産の元本回収額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産明細書の固定資産減少額(減価償却費除く)を基に、除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に固定資産明細書の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所に計上する。 |

【宅地造成事業CF】

| 項目 | 組替方針 |
|-------|--|
| 1. 全般 | ①宅地造成事業決算報告書の収益的収入・支出、資本的収入・支出の数値を基礎に集計を行う。 ②資金収支計算書の増減結果としての資金残高を、BS資金に計上する。 |

(8) ガス事業

【ガス事業BS】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|-------------------------------|--|
| 1 固定資産 | | | 資産合計 |
| (1) 有形固定資産 | | 57 | 1. 金融資産 |
| イ 製造設備 | | | 資金 |
| a 土地 | 1 | | 金融資産(資金以外) |
| b 建物 | 2 | | 債権 |
| 建物減価償却累計額 | 3 | 58 | 税等未収金 |
| c 構築物 | 4 | 54.61 | 未収金 |
| 構築物減価償却累計額 | 5 | 62,63.64 | 貸付金 |
| d 機械装置 | 6 | | その他の債権 |
| 機械装置減価償却累計額 | 7 | 59 | (控除)貸倒引当金 |
| e 船舶 | 8 | | 有価証券 |
| 船舶減価償却累計額 | 9 | 52.53 | 投資等 |
| f 車両運搬具 | 10 | | 出資金 |
| 車両運搬具減価償却累計額 | 11 | | 基金・積立金 |
| g 工具、器具及び備品 | 12 | | 財政調整基金 |
| 工具、器具及び備品減価償却累計額 | 13 | 55 | 減債基金 |
| h その他製造設備 | 14 | 56 | その他の基金・積立金 |
| その他製造設備減価償却累計額 | 15 | | その他の投資 |
| ロ 天然ガス採取設備 | 16 | | 2. 非金融資産 |
| ハ 供給設備 | | | 事業用資産 |
| a 土地 | 17 | | 有形固定資産 |
| b 建物 | 18 | | 土地 |
| 建物減価償却累計額 | 19 | | 立木竹 |
| c 構築物 | 20 | | 建物 |
| 構築物減価償却累計額 | 21 | | 工作物 |
| d 機械装置 | 22 | 10-11,12-13,16,30-31,32-33,36 | 機械器具 |
| 機械装置減価償却累計額 | 23 | 8-9,16,28-29,36 | 物品 |
| e 導管 | 24 | | 船舶 |
| 導管減価償却累計額 | 25 | | 航空機 |
| f ガスメーター | 26 | | その他の有形固定資産 |
| ガスメーター減価償却累計額 | 27 | | 建設仮勘定 |
| g 船舶 | 28 | | 無形固定資産 |
| 船舶減価償却累計額 | 29 | 48 | 地上権 |
| h 車両運搬具 | 30 | | 著作権・特許権 |
| 車両運搬具減価償却累計額 | 31 | | ソフトウェア |
| i 工具、器具及び備品 | 32 | 47,51 | 電話加入権 |
| 工具、器具及び備品減価償却累計額 | 33 | 60 | その他の無形固定資産 |
| j その他供給設備 | 34 | | 棚卸資産 |
| その他供給設備減価償却累計額 | 35 | | 1,16,17,36,37 |
| ニ 業務設備 | 36 | | 2-3,4-5,16,18-19,20-21,36,38-39,40-41 |
| ホ 休止設備 | | | 6-7,14-15,16,22-23,24-25,26-27,34-35,36,42-43. |
| a 土地 | 37 | | 46 |
| b 建物 | 38 | | 66,68 |
| 建物減価償却累計額 | 39 | | |
| c 構築物 | 40 | | |
| 構築物減価償却累計額 | 41 | | |
| d 機械装置 | 42 | | |
| 機械装置減価償却累計額 | 43 | | |
| e その他休止設備 | 44 | | |
| その他休止設備減価償却累計額 | 45 | | |
| ヘ 建設仮勘定 | 46 | | |
| 有形固定資産合計 | | | |
| (2) 無形固定資産 | | | |
| イ 営業権 | 47 | | |
| ロ 特許権 | 48 | | |
| ハ 借地権 | 49 | | |
| ニ 鉱業権 | 50 | | |
| ホ その他無形固定資産 | 51 | | |
| 無形固定資産合計 | | | |
| (3) 投資 | | | |
| イ 投資有価証券 | 52 | | |
| ロ 出資金 | 53 | | |
| ハ 長期貸付金 | 54 | | |
| ニ 基金 | 55 | | |
| ホ その他投資 | 56 | | |
| 投資合計 | | | |
| 固定資産合計 | | | |
| 2 流動資産 | | | |
| (1) 現金預金 | 57 | | |
| (2) 未収金 | 58 | | |
| (3) 有価証券 | 59 | | |
| (4) 貯蔵品 | 60 | | |
| (5) 短期貸付金 | 61 | | |
| (6) 前払費用 | 62 | | |
| (7) 前払金 | 63 | | |
| (8) その他流動資産 | 64 | | |
| 流動資産合計 | | | |
| 3 繰延勘定 | | | |
| (1) 企業債発行差金 | 65 | →PL← | |
| (2) 開発費 | 66 | | |
| (3) 退職給与金 | 67 | →NW← | |
| (4) 試験研究費 | 68 | | |
| (5) 災害損失 | 69 | →NW← | |
| (6) 控除対象外消費税額 | 70 | →PL← | |
| 繰延勘定合計 | | | |

【注】「2-3」は、(2の計上数値)から(3の計上数値)を減ずることを指す。
以下同様。

| | | | | |
|---------------|----|---------------------|--|-----------------|
| 4 固定負債 | | | | 負債合計 |
| (1) 企業債 | 71 | 77.78 | | 1. 流動負債 |
| (2) 他会計借入金 | 72 | 79 | | 未払金及び未払費用 |
| (3) 引当金 | | | | 前受金及び前受収益 |
| イ 退職給与引当金 | 73 | | | 引当金 |
| ロ 修繕引当金 | 74 | | | 賞与引当金 |
| (4) その他固定負債 | 75 | 71・82(一年以内償還予定) | | 預り金(保管金等) |
| 固定負債合計 | | 76 | | 公債(短期) |
| | | 80 | | 短期借入金 |
| 5 流動負債 | | | | その他の流動負債 |
| (1) 一時借入金 | 76 | 71・82(長期) | | 2. 非流動負債 |
| (2) 未払金 | 77 | 72.83 | | 公債 |
| (3) 未払費用 | 78 | | | 借入金 |
| (4) 前受金 | 79 | | | 責任準備金 |
| (5) その他流動負債 | 80 | 73 | | 引当金 |
| 流動負債合計 | | 74 | | 退職給付引当金 |
| 負債合計 | | 75 | | その他の引当金 |
| | | | | その他の非流動負債 |
| 6 資本金 | | 当期末財源残高(NWより) | | 純資産合計 |
| (1) 自己資本金 | 81 | | | 財源 |
| (2) 借入資本金 | | — | | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| イ 企業債 | 82 | — | | 税収 |
| ロ 他会計借入金 | 83 | — | | 社会保険料 |
| 借入資本金合計 | | — | | 移転収入 |
| 資本金合計 | | — | | 公債等 |
| | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) | | その他の財源の調達 |
| | | — | | 評価・換算差額等 |
| 7 剰余金 | | 当期末開始時未分析残高(NWより) | | その他の純資産 |
| (1) 資本剰余金 | | 当期末その他純資産残高(NWより) | | 開始時未分析残高 |
| イ 再評価積立金 | 84 | | | その他純資産 |
| ロ 受贈財産評価額 | 85 | | | |
| ハ 寄附金 | 86 | | | |
| ニ その他資本剰余金 | 87 | | | |
| 資本剰余金合計 | | | | |
| (2) 利益剰余金 | | | | |
| イ 減債積立金 | 88 | | | |
| ロ 利益積立金 | 89 | | | |
| ハ その他積立金 | 90 | | | |
| ニ 当年度未処分利益剰余金 | 91 | | | |
| 利益剰余金合計 | | | | |

【ガス事業PL】

| 現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---------------------------|-------|----------|----------------|----------------|
| 1 営業収入 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 製品売上 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 営業雑益 | 2 | | | ① 人件費 |
| 2 営業費用 | | | | 議員歳費 |
| (1) 製造費 | 3 | 節単位で組み替え | 3,4,6 | 職員給料 |
| (2) 採取費 | 4 | 節単位で組み替え | | 賞与引当金繰入 |
| (3) 売上原価 | 5 | | | 退職給付費用 |
| (4) 供給販売及び一般管理費 | 6 | 節単位で組み替え | 3,4,6 | その他の人件費 |
| 3 その他営業費用 | | | | ② 物件費 |
| (1) 受注工事原価 | 7 | | 3,4,6 | 消耗品費 |
| (2) 器具販売原価 | 8 | | 3,4,6 | 維持補修費 |
| 営業利益(又は営業損失) | | | 3,4,6 | 減価償却費 |
| 4 営業外収益 | | | 3,4,5,6,7,8 | その他の物件費 |
| (1) 受取利息 | 9 | | | ③ 経費 |
| (2) 有価証券利息 | 10 | | 3,4,6 | 業務費 |
| (3) 受取配当金 | 11 | | 3,4,6 | 委託費 |
| (4) 雑収益 | 12 | | | 貸倒引当金繰入 |
| 5 営業外費用 | | | BS70,3,4,6 | その他の経費 |
| (1) 一時借入金利息 | 13 | | | ④ 業務関連費用 |
| (2) 企業債利息 | 14 | | BS65,14 | 公債費(利払分) |
| (3) 企業債発行差金償却 | 15 | | 13 | 借入金支払利息 |
| (4) 開発費償却 | 16 | | 23 | 資産売却損 |
| (5) 退職給与金償却 | 17 | | 15,16,17,18,19 | その他の業務関連費用 |
| (6) 試験研究費償却 | 18 | | | 2. 移転支出 |
| (7) 雑支出 | 19 | | | ① 他会計への移転支出 |
| 6 特別利益 | | | | ② 補助金等移転支出 |
| (1) 固定資産売却益 | 20 | | | ③ 社会保障関係費等移転支出 |
| (2) 過年度損益修正益 | 21 | →NWへ | | ④ その他の移転支出 |
| (3) その他特別利益 | 22 | →NWへ | | 経常収益合計 |
| 7 特別損失 | | | | 1. 経常業務収益 |
| (1) 固定資産売却損 | 23 | | 1 | ① 業務収益 |
| (2) 臨時損失 | 24 | →NWへ | 2 | 自己収入 |
| (3) 過年度損益修正損 | 25 | →NWへ | | その他の業務収益 |
| (4) その他特別損失 | 26 | →NWへ | 9,10,11 | ② 業務関連収益 |
| 当年度純利益(又は当年度純損失) | | | 20 | 受取利息等 |
| | | | 12 | 資産売却益 |
| | | | | その他の業務関連収益 |

【ガス事業NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|--|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産明細書より集計 B: 固定資産明細書より集計 C: 固定資産明細書より集計</p> <p>PL3・4・6のインフラ資産に係る減価償却費 BS67,BS69,PL24,PL25,PL26</p> <p>固定資産明細書、売却資料より集計 D: 固定資産明細書より集計 PL21,PL22,PL3・4・6の減価償却費</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>PL3・4・6の減価償却費 固定資産明細書より集計</p> <p>A+B</p> <p>D C</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 81,84～91の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置 ②固定資産形成への財源措置 事業用資産形成への財源措置 インフラ資産形成への財源措置 ③長期金融資産形成への財源措置 ④その他の財源の使途 直接資本減耗 その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収 ②社会保険料 ③移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 国庫支出金 都道府県等支出金 市町村等支出金 その他の移転収入 ④その他の財源の調達 固定資産売却収入(元本分) 長期金融資産償還収入(元本分) その他財源調達</p> <p>当期財源増減額 前期末財源残高 当期末財源残高</p> <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少 減価償却費・直接資本減耗相当額 除売却相当額 ②固定資産の増加 固定資産形成 無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少 ②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少 再評価損 その他評価額等減少 ②評価・換算差額等の増加 再評価益 その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額 前期末資産形成充当財源残高 当期末資産形成充当財源残高</p> <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高 当期開始時未分析残高増減額 前期末開始時未分析残高 当期末開始時未分析残高</p> <p>2. その他純資産の変動 その他純資産の減少 その他純資産の増加 当期その他純資産増減額 前期末その他純資産残高 当期末その他純資産残高</p> |

→BSへ

→BSへ

→BSへ

→BSへ

【ガス事業CF】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|--|
| <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>— —</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>—</p> | <p>期末資金残高 期首資金残高 当期資金収支額 基礎的財政収支 I. 経常的収支 1. 経常的支出 ① 経常業務費用支出 人件費支出 物件費支出 経費支出 業務関連費用支出(財務的支出を除く) ② 移転支出 他会計への移転支出 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出 2. 経常的収入 ① 租税収入 ② 社会保険料収入 ③ 経常業務収益収入 業務収益収入 業務関連収益収入 ④ 移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 その他の移転収入 II. 資本的収支 1. 資本的支出 ① 固定資産形成支出 ② 長期金融資産形成支出 ③ その他の資本形成支出 2. 資本的収入 ① 固定資産売却収入 ② 長期金融資産償還収入 ③ その他の資本処分収入 III. 財務的収支 1. 財務的支出 ① 支払利息支出 公債費(利払分)支出 借入金支払利息支出 ② 元本償還支出 公債費(元本分)支出 公債(短期)元本償還支出 公債元本償還支出 借入金元本償還支出 短期借入金元本償還支出 借入金元本償還支出 その他の元本償還支出 2. 財務的収入 ① 公債発行収入 公債(短期)発行収入 公債発行収入 ② 借入金収入 短期借入金収入 借入金収入 ③ その他の財務的収入</p> |

【ガス事業BS】

| 項目 | 組替方針 |
|------------|--|
| 1. 固定資産 | <p>①土地、建物、構築物、機械及び装置、その他設備等については、「ガス事業」というライフラインに着目し、インフラ資産の「公共用財産用地」「公共用財産施設」「その他の公共用財産」に組み替える。</p> <p>②車両及び運搬具、工具器具及び備品については、事業用資産の中の「物品」に組み替える。</p> <p>③建設仮勘定については、ライフライン建設に関するものが多いと考えられるため、インフラ資産の「公共用財産建設仮勘定」に組み替える。</p> <p>④天然ガス採取設備、業務設備については、製造設備と同じ目を使用するため、製造設備に準じて組み替える。</p> <p>⑤固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を貸借対照表に計上する。</p> |
| 2. 無形固定資産 | <p>①借地権、鉱業権については、有形固定資産同様、ライフラインに直接関係するものとして、インフラ資産の「その他の公共用財産」に組み替える。</p> <p>②それ以外の無形固定資産については、科目に応じて事業用資産の無形固定資産の適切な科目に組み替える。</p> |
| 3. 投資 | <p>①投資有価証券、出資金については、政策(支配)目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。</p> <p>②基金については、その内容に応じて「減債基金」「その他の基金」に組み替える。</p> |
| 4. 流動資産 | <p>①未収金については、税等未収金ではなく、「未収金」に組み替える。</p> <p>②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> <p>③前払費用、前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。</p> |
| 5. 繰延勘定 | <p>①企業債発行差金については、企業会計上も費用処理のため、行政コスト計算書の「公債費」に組み替える。</p> <p>②退職給与金については、過年度の退職手当支給分であるため、過年度損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>③災害損失については、当年度(あるいは過年度)特別損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>④控除対象外消費税額については、当年度損益相当として、行政コスト計算書「その他の経費」に組み替えることを原則としていたが、地方公営企業会計制度等研究会報告書(平成21年12月24日)において引き続き繰延経理が認められる方向となったため、繰延資産に組み替えることもできることとする。</p> <p>⑤上記以外の開発費、試験研究費について、「繰延資産」に組み替える。</p> |
| 6. 固定負債 | <p>①企業債については、短期・長期の分類をした上で、「公債(短期)」「公債」に組み替える。</p> <p>②他会計借入金については、連結消去手続の中で消去される項目であり、短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |
| 7. 流動負債 | <p>①一時借入金は全て「短期借入金」に組み替える。</p> |
| 8. 資本金、剰余金 | <p>①自己資本金、剰余金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。</p> <p>②借入資本金は、建設にあてるための企業債及び他会計借入金を区分上資本金にしているものである。従って、基準モデル上は負債ととらえ、企業債については短期・長期の分類をした上で「公債(短期)」「公債」に、他会計借入金については短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |

【ガス事業PL】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|---|
| 1. 営業収益 | ①製品売上については、「自己収入」に組み替える。 ②営業雑益については、「その他の業務収益」に組み替える。 |
| 2. 営業費用 | ①製造費、採取費、供給販売及び一般管理費については、節単位で人件費、物件費、経費等を判断した上で、適当な科目に組み替える。組替科目の選択については、新地方公会計制度実務研究会報告書の別表A6、別表A7を参照する。 ②減価償却費は、事業用資産に係る金額を行政コスト計算書の「減価償却費」に、インフラ資産に係る金額を純資産変動計算書の「直接資本減耗」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 |
| 3. 営業外収益 | ①受取利息及び配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②雑収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 4. 営業外費用 | ①支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②繰延勘定償却、雑支出については、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 5. 特別利益 | ①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②過年度損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 6. 特別損失 | ①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②臨時損失、過年度損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 |

【ガス事業NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|--|
| 1. 全般 | ①BS,PLからの数値及び固定資産明細書から数値を集計を基礎として、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の使途のうち、「事業用資産形成への財源措置」「インフラ資産形成への財源措置」については、固定資産明細書から、土地・建物・構築物・機械及び装置の増加、その他設備についてはインフラ資産として、それ以外の増加については事業用資産として集計を行う。 ②財源の使途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、固定資産明細書（投資）の増加額を基に集計を行う。 ③財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産明細書及び売却時の資料等から、売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ④財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、固定資産明細書より金融資産の元本回収額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産明細書の固定資産減少額（減価償却費除く）を基に、除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に固定資産明細書の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所に計上する。 |

【ガス事業CF】

| 項目 | 組替方針 |
|-------|--|
| 1. 全般 | ①ガス事業決算報告書の収益的収入・支出、資本的収入・支出の数値を基礎に集計を行う。 ②資金収支計算書の増減結果としての資金残高を、BS資金に計上する。 |

(9) 電気事業

【電気事業BS】

| 現行制度 (S/D: 地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|---------------------------------------|--------------|
| 1 固定資産 | | | 資産合計 |
| (1) 電気事業固定資産 | | 36 | 1. 金融資産 |
| イ 水力発電設備 | | | 資金 |
| a 土地 | 1 | | 金融資産(資金以外) |
| b 水源かん養林 | 2 | | 債権 |
| c 建物 | 3 | 37 | 税等未収金 |
| d 構築物 | 4 | 33,40 | 未収金 |
| e 機械装置 | 5 | 41,42,43 | 貸付金 |
| f 備品 | 6 | | その他の債権 |
| g 無形固定資産 | 7 | 38 | (控除)貸倒引当金 |
| h 総係費 | 8 | | 有価証券 |
| i 減価償却累計額 | 9 | 31,32 | 投資等 |
| j 共有者持分額 | 10 | | 出資金 |
| ロ 送電設備 | | | 基金・積立金 |
| a 土地 | 11 | 34 | 財政調整基金 |
| b 建物 | 12 | 34 | 減債基金 |
| c 構築物 | 13 | 35 | その他の基金・積立金 |
| d 機械装置 | 14 | | その他の投資 |
| e 備品 | 15 | | 2. 非金融資産 |
| f 無形固定資産 | 16 | | 事業用資産 |
| g 総係費 | 17 | | 有形固定資産 |
| h 減価償却累計額 | 18 | | 土地 |
| ハ 業務設備 | | | 立木竹 |
| a 土地 | 19 | | 建物 |
| b 建物 | 20 | | 工作物 |
| c 構築物 | 21 | 6-9-10,15-18,23-25 | 機械器具 |
| d 機械装置 | 22 | | 物品 |
| e 備品 | 23 | | 船舶 |
| f 総係費 | 24 | 27 | 航空機 |
| g 減価償却累計額 | 25 | | その他の有形固定資産 |
| 電気事業固定資産合計 | | | 建設仮勘定 |
| (2) 附帯事業固定資産 | 26 | | 無形固定資産 |
| (3) 事業外固定資産 | 27 | | 地上権 |
| (4) 固定資産仮勘定 | | | 著作権・特許権 |
| イ 建設仮勘定 | 28 | | ソフトウェア |
| ロ 建設準備勘定 | 29 | | 電話加入権 |
| ハ 除却仮勘定 | 30 | 39 | その他の無形固定資産 |
| 固定資産仮勘定合計 | | | 棚卸資産 |
| (5) 投資及び基金 | | 1-10,2-10,11,19 | インフラ資産 |
| イ 投資有価証券 | 31 | 3-9-10,4-9-10,12-18,13-18,20-25,21-25 | 公共用財産用地 |
| ロ 出資金 | 32 | 5-9-10,7,8,14-18,16,17,22-25,24,26 | 公共用財産施設 |
| ハ 長期貸付金 | 33 | 28,29,30 | その他の公共用財産 |
| ニ 基金 | 34 | 45,47 | 公共用財産建設仮勘定 |
| ホ その他投資 | 35 | | 繰延資産 |
| 投資及び基金合計 | | | |
| 2 流動資産 | | | |
| (1) 現金預金 | 36 | | |
| (2) 未収金 | 37 | | |
| (3) 有価証券 | 38 | | |
| (4) 貯蔵品 | 39 | | |
| (5) 短期貸付金 | 40 | | |
| (6) 前払費用 | 41 | | |
| (7) 前払金 | 42 | | |
| (8) その他流動資産 | 43 | | |
| 流動資産合計 | | | |
| 3 繰延勘定 | | | |
| (1) 企業債発行差金 | 44 | →PL← | |
| (2) 開発費 | 45 | | |
| (3) 退職給与金 | 46 | →NW← | |
| (4) 試験研究費 | 47 | | |
| (5) 災害損失 | 48 | →NW← | |
| (6) 控除対象外消費税額 | 49 | →PL← | |
| 繰延勘定合計 | | | |

【注】「2-3」は、(2)の計上数値から(3)の計上数値を減ずることを指す。
以下同様。

| | | | |
|---------------|----|---------------------|-----------------|
| 4 固定負債 | | | 負債合計 |
| (1) 企業債 | 50 | 56.57 | 1. 流動負債 |
| (2) 他会計借入金 | 51 | 58 | 未払金及び未払費用 |
| (3) 引当金 | | | 前受金及び前受収益 |
| イ 退職給与引当金 | 52 | | 引当金 |
| ロ 修繕引当金 | 53 | | 賞与引当金 |
| (4) その他固定負債 | 54 | 50・61(一年以内償還予定) | 預り金(保管金等) |
| 固定負債合計 | | 55 | 公債(短期) |
| | | 59 | 短期借入金 |
| 5 流動負債 | | | その他の流動負債 |
| (1) 一時借入金 | 55 | 50・61(長期) | 2. 非流動負債 |
| (2) 未払金 | 56 | 51.62 | 公債 |
| (3) 未払費用 | 57 | | 借入金 |
| (4) 前受金 | 58 | | 責任準備金 |
| (5) その他流動負債 | 59 | 52 | 引当金 |
| 流動負債合計 | | 53 | 退職給付引当金 |
| 負債合計 | | 54 | その他の引当金 |
| | | | その他の非流動負債 |
| 6 資本金 | | 当期末財源残高(NWより) | 純資産合計 |
| (1) 自己資本金 | 60 | | 財源 |
| (2) 借入資本金 | | — | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| イ 企業債 | 61 | — | 税収 |
| ロ 他会計借入金 | 62 | — | 社会保険料 |
| 借入資本金合計 | | — | 移転収入 |
| 資本金合計 | | — | 公債等 |
| | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) | その他の財源の調達 |
| | | — | 評価・換算差額等 |
| 7 剰余金 | | 当期末開始時未分析残高(NWより) | その他の純資産 |
| (1) 資本剰余金 | | 当期末その他純資産残高(NWより) | 開始時未分析残高 |
| イ 再評価積立金 | 63 | | その他純資産 |
| ロ 受贈財産評価額 | 64 | | |
| ハ 寄附金 | 65 | | |
| ニ その他資本剰余金 | 66 | | |
| 資本剰余金合計 | | | |
| (2) 利益剰余金 | | | |
| イ 減債積立金 | 67 | | |
| ロ 利益積立金 | 68 | | |
| ハ その他積立金 | 69 | | |
| ニ 当年度未処分利益剰余金 | 70 | | |
| 利益剰余金合計 | | | |

【電気事業PL】

| 現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 | |
|---------------------------|-------|----------|-----------------|----------------|------------|
| 1 営業収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) | |
| (1) 電力料 | 1 | | | 1. 経常業務費用 | |
| (2) 雑収益 | 2 | | | ① 人件費 | |
| 2 営業費用 | | | | 議員歳費 | |
| (1) 水力発電費 | 3 | 節単位で組み替え | 3 | 職員給料 | |
| (2) 送電費 | 4 | | | 賞与引当金繰入 | |
| (3) 一般管理費 | 5 | 節単位で組み替え | | 退職給付費用 | |
| 営業利益(又は営業損失) | | | 3 | その他の人件費 | |
| 3 財務収益 | | | | ② 物件費 | |
| (1) 受取配当金 | 6 | | 3 | 消耗品費 | |
| (2) 受取利息 | 7 | | 3,4,5 | 維持補修費 | |
| (3) 基金収益 | 8 | | 3(事業用資産) | 減価償却費 | |
| 4 附帯事業収益 | 9 | | 3 | その他の物件費 | |
| 5 事業外収益 | | | | ③ 経費 | |
| (1) 雑収益 | 10 | | 3,5 | 業務費 | |
| 6 財務費用 | | | 3,5 | 委託費 | |
| (1) 支払利息 | 11 | | | 貸倒引当金繰入 | |
| (2) 企業債発行差金償却費 | 12 | | BS49,3,5 | その他の経費 | |
| 7 附帯事業費用 | 13 | | | ④ 業務関連費用 | |
| 8 事業外費用 | | | | 公債費(利払分) | |
| (1) 雑損失 | 14 | | BS44,11(企業債),12 | 借入金支払利息 | |
| 経常利益(又は経常損失) | | | 11(借入) | 資産売却損 | |
| 9 特別利益 | | | | 18 | その他の業務関連費用 |
| (1) 固定資産売却益 | 15 | | 13,14 | 2. 移転支出 | |
| (2) 過年度損益修正益 | 16 | →NWへ | | ① 他会計への移転支出 | |
| (3) その他特別利益 | 17 | →NWへ | | ② 補助金等移転支出 | |
| 10 特別損失 | | | | ③ 社会保障関係費等移転支出 | |
| (1) 固定資産売却損 | 18 | | | ④ その他の移転支出 | |
| (2) 臨時損失 | 19 | →NWへ | | 経常収益合計 | |
| (3) 過年度損益修正損 | 20 | →NWへ | | 1. 経常業務収益 | |
| (4) その他特別損失 | 21 | →NWへ | | ① 業務収益 | |
| 当年度純利益(又は当年度純損失) | | | | 自己収入 | |
| | | | 1 | その他の業務収益 | |
| | | | 2 | ② 業務関連収益 | |
| | | | 6,7,8 | 受取利息等 | |
| | | | 15 | 資産売却益 | |
| | | | 9,10 | その他の業務関連収益 | |

【電気事業NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|--|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産明細書より集計 B: 固定資産明細書より集計 C: 固定資産明細書より集計</p> <p>PL3の減価償却費(インフラ資産分のみ) BS46,BS48,PL19,PL20,PL21</p> <p>固定資産明細書、売却資料より集計 D: 固定資産明細書より集計 PL16,PL17,PL3の減価償却費</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>PL3の減価償却費 固定資産明細書より集計</p> <p>A+B</p> <p>D C</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 60,63～70の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置 ②固定資産形成への財源措置 事業用資産形成への財源措置 インフラ資産形成への財源措置 ③長期金融資産形成への財源措置 ④その他の財源の使途 直接資本減耗 その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収 ②社会保険料 ③移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 国庫支出金 都道府県等支出金 市町村等支出金 その他の移転収入 ④その他の財源の調達 固定資産売却収入(元本分) 長期金融資産償還収入(元本分) その他財源調達</p> <p>当期財源増減額 前期末財源残高 当期末財源残高</p> <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少 減価償却費・直接資本減耗相当額 除売却相当額 ②固定資産の増加 固定資産形成 無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少 ②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少 再評価損 その他評価額等減少 ②評価・換算差額等の増加 再評価益 その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額 前期末資産形成充当財源残高 当期末資産形成充当財源残高</p> <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高 当期開始時未分析残高増減額 前期末開始時未分析残高 当期末開始時未分析残高</p> <p>2. その他純資産の変動 その他純資産の減少 その他純資産の増加 当期その他純資産増減額 前期末その他純資産残高 当期末その他純資産残高</p> |

→BSへ

→BSへ

→BSへ

→BSへ

【電気事業CF】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|--|
| <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>— —</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計 決算報告書「収益の収入」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「収益の支出」を基礎に集計 決算報告書「収益の支出」を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の支出」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計 決算報告書「資本の収入」及び資本の収入・支出明細書を基礎に集計</p> <p>—</p> | <p>期末資金残高 期首資金残高 当期資金収支額 基礎的財政収支 I. 経常的収支 1. 経常的支出 ① 経常業務費用支出 人件費支出 物件費支出 経費支出 業務関連費用支出(財務的支出を除く) ② 移転支出 他会計への移転支出 補助金等移転支出 社会保障関係費等移転支出 その他の移転支出 2. 経常的収入 ① 租税収入 ② 社会保険料収入 ③ 経常業務収益収入 業務収益収入 業務関連収益収入 ④ 移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 その他の移転収入 II. 資本的収支 1. 資本的支出 ① 固定資産形成支出 ② 長期金融資産形成支出 ③ その他の資本形成支出 2. 資本的収入 ① 固定資産売却収入 ② 長期金融資産償還収入 ③ その他の資本処分収入 III. 財務的収支 1. 財務的支出 ① 支払利息支出 公債費(利払分)支出 借入金支払利息支出 ② 元本償還支出 公債費(元本分)支出 公債(短期)元本償還支出 公債元本償還支出 借入金元本償還支出 短期借入金元本償還支出 借入金元本償還支出 その他の元本償還支出 2. 財務的収入 ① 公債発行収入 公債(短期)発行収入 公債発行収入 ② 借入金収入 短期借入金収入 借入金収入 ③ その他の財務的収入</p> |

【電気事業BS】

| 項目 | 組替方針 |
|------------|---|
| 1. 有形固定資産 | <p>①土地、水源かん養林、建物、構築物、機械装置については、「電気事業」というライフラインに着目し、インフラ資産の「公共用財産用地」「公共用財産施設」「その他の公共用財産」に組み替える。</p> <p>②車両及び運搬具、工具器具及び備品については、事業用資産の中の「物品」に組み替える。</p> <p>③無形固定資産は、水道事業やガス事業と同様に、本来は性質に着目してインフラ資産と事業用資産に区分すべきであるが、金額に重要性がない場合、一括して「その他の公共用財産」に組み替えることができる。</p> <p>④総係費は資産の取得価額に含めるべきものであり、本来は各資産に分解すべきであるが、金額に重要性がない場合、一括して「その他の公共用財産」に組み替えることとする。</p> <p>⑤水力発電設備における共有者持分額は所有権がないため資産金額から控除する。</p> <p>⑥付帯事業固定資産は、電気事業固定資産に準じて各固定資産に組み替える。ただし、金額に重要性がない場合、一括して「その他の公共用財産」に組み替えることができる。</p> <p>⑦事業外固定資産は、電気事業固定資産に準じて各固定資産に組み替える。ただし、金額に重要性がない場合、一括して「その他の有形固定資産」に組み替えることができる。</p> <p>⑧固定資産仮勘定については、本来は性質に着目してインフラ資産と事業用資産に区分すべきであるが、金額に重要性がない場合、一括して「公共用財産建設仮勘定」に読み替えることとする。</p> <p>⑨固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を貸借対照表に計上する。</p> |
| 2. 投資 | <p>①投資有価証券、出資金については、政策(支配)目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。</p> <p>②基金については、その内容に応じて「減債基金」「その他の基金」に組み替える。</p> |
| 3. 流動資産 | <p>①未収金については、税等未収金ではなく、「未収金」に組み替える。</p> <p>②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> <p>③前払費用、前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。</p> |
| 4. 繰延勘定 | <p>①企業債発行差金については、企業会計上も費用処理のため、行政コスト計算書の「公債費」に組み替える。</p> <p>②退職給与金については、過年度の退職手当支給分であるため、過年度損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>③災害損失については、当年度(あるいは過年度)特別損益相当として、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。</p> <p>④控除対象外消費税額については、当年度損益相当として、行政コスト計算書「その他の経費」に組み替えることを原則としていたが、地方公営企業会計制度等研究会報告書(平成21年12月24日)において引き続き繰延経理が認められる方向となったため、繰延資産に組み替えることもできることとする。</p> <p>⑤上記以外の開発費、試験研究費について、「繰延資産」に組み替える。</p> |
| 5. 固定負債 | <p>①企業債については、短期・長期の分類をした上で、「公債(短期)」「公債」に組み替える。</p> <p>②他会計借入金については、連結消去手続の中で消去される項目であり、短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |
| 6. 流動負債 | <p>①一時借入金は全て「短期借入金」に組み替える。</p> |
| 7. 資本金、剰余金 | <p>①自己資本金、剰余金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を經由して純資産の各項目の残高を算定する。</p> <p>②借入資本金は、建設にあてるための企業債及び他会計借入金を区分上資本金にしているものである。従って、基準モデル上は負債ととらえ、企業債については短期・長期の分類をした上で「公債(短期)」「公債」に、他会計借入金については短期・長期の分類をせずに「借入金」に組み替える。</p> |

【電気事業PL】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|---|
| 1. 営業収益 | ①電力料については、「自己収入」に組み替える。 ②雑収益については、「その他の業務収益」に組み替える。 |
| 2. 営業費用 | ①水力発電費、一般管理費については、節単位で人件費、物件費、経費等を判断した上で、適当な科目に組み替える。組替科目の選択については、新地方公会計制度実務研究会報告書の別表A6、別表A7を参照する。 ②送電費は、物件費の「維持補修費」に組み替える。 ③水力発電費に含まれる減価償却費は、事業用資産に係る金額を行政コスト計算書の「減価償却費」に、インフラ資産に係る金額を純資産変動計算書の「直接資本減耗」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 |
| 3. 営業外収益 | ①受取配当金、受取利息は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②雑収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 4. 営業外費用 | ①支払利息については、企業債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②企業債発行差金償却費は「公債費(利払分)」に組み替える。 |
| 5. 特別利益 | ①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②過年度損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 6. 特別損失 | ①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②臨時損失、過年度損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 |

【電気事業NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|--|
| 1. 全般 | ①BS,PLからの数値及び固定資産明細書から数値を集計を基礎として、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の用途のうち、「事業用資産形成への財源措置」「インフラ資産形成への財源措置」については、固定資産明細書から、土地・建物・構築物・機械装置の増加についてはインフラ資産として、それ以外の増加については事業用資産として集計を行う。 ②財源の用途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、固定資産明細書(投資)の増加額を基に集計を行う。 ③財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産明細書及び売却時の資料等から、売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ④財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、固定資産明細書より金融資産の元本回収額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産明細書の固定資産減少額(減価償却費除く)を基に、除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に固定資産明細書の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所に計上する。 |

【電気事業CF】

| 項目 | 組替方針 |
|-------|--|
| 1. 全般 | ①電気事業決算報告書の収益的収入・支出、資本的収入・支出の数値を基礎に集計を行う。 ②資金収支計算書の増減結果としての資金残高を、BS資金に計上する。 |

(10) 土地開発公社

【土地開発公社BS】

| 現行制度 (S/D:土地開発公社経理基準要綱) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|-----------------------------|--------------|
| | | | 資産合計 |
| 1 流動資産 | | | 1. 金融資産 |
| (1) 現金及び預金 | 1 | 1 | 資金 |
| (2) 事業未収金 | 2 | | 金融資産(資金以外) |
| (3) 貸倒引当金 | 3 | | 債権 |
| (4) 公有用地 | 4 | — | 税等未収金 |
| (5) 代行用地 | 5 | 2,19 | 未収金 |
| (6) 市街地開発用地 | 6 | 16,35 | 貸付金 |
| (7) 観光施設用地 | 7 | 15,18,20 | その他の債権 |
| (8) 特定土地 | 8 | 3,17 | (控除)貸倒引当金 |
| (9) 完成土地等 | 9 | 33・34(政策目的以外) | 有価証券 |
| (10) 開発中土地 | 10 | | 投資等 |
| (11) 代替地 | 11 | 33・34(政策目的) | 出資金 |
| (12) 関連施設 | 12 | | 基金・積立金 |
| (13) 原材料 | 13 | | 財政調整基金 |
| (14) 貯蔵品 | 14 | | 減債基金 |
| (15) 前渡金 | 15 | | その他の基金・積立金 |
| (16) 短期貸付金 | 16 | 36,37,39 | その他の投資 |
| (17) 貸倒引当金 | 17 | | 2. 非金融資産 |
| (18) 前払費用 | 18 | | 事業用資産 |
| (19) 未収収益 | 19 | | 有形固定資産 |
| (20) その他の流動資産 | 20 | 26,38 | 土地 |
| 流動資産合計 | | — | 立木竹 |
| | | 21 | 建物 |
| 2 有形固定資産 | | 22 | 工作物 |
| (1) 建物又はその附属設備 | 21 | 23 | 機械器具 |
| (2) 構築物 | 22 | 24,25 | 物品 |
| (3) 機械及び装置 | 23 | | 船舶 |
| (4) 車両その他の運搬具 | 24 | | 航空機 |
| (5) 工具、器具及び備品 | 25 | 28 | その他の有形固定資産 |
| (6) 土地 | 26 | 27 | 建設仮勘定 |
| (7) 建設仮勘定 | 27 | | 無形固定資産 |
| (8) その他の有形固定資産 | 28 | — | 地上権 |
| 有形固定資産合計 | | — | 著作権・特許権 |
| | | 31 | ソフトウェア |
| 3 無形固定資産 | | 30 | 電話加入権 |
| (1) 借地権 | 29 | 29,32 | その他の無形固定資産 |
| (2) 電話加入権 | 30 | 4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14* | 棚卸資産 |
| (3) ソフトウェア | 31 | | インフラ資産 |
| (4) その他の無形固定資産 | 32 | | 公共用財産用地 |
| 無形固定資産合計 | | | 公共用財産施設 |
| | | | その他の公共用財産 |
| 4 投資その他の資産 | | | 公共用財産建設仮勘定 |
| (1) 投資有価証券 | 33 | | 繰延資産 |
| (2) 出資金 | 34 | | |
| (3) 長期貸付金 | 35 | | |
| (4) 長期前払費用 | 36 | | |
| (5) 長期性預金 | 37 | | |
| (6) 賃貸事業の用に供する土地 | 38 | | |
| (7) その他の長期資産 | 39 | | |
| 投資その他の資産合計 | | | |
| 資産合計 | | | |

【注】No.4,5,6,7については、一旦棚卸資産に組み替えた上で、使途に応じて公共用財産用地、有形固定資産に連結修正する。No.8については、一旦棚卸資産に組み替えた上で、有形固定資産の土地に連結修正する。

| | | | | |
|-----------------------|----|---------------------|-----------------|--|
| 5 流動負債 | | | 負債合計 | |
| (1) 未払金 | 40 | 40,42 | 1. 流動負債 | |
| (2) 短期借入金 | 41 | 43,45 | 未払金及び未払費用 | |
| (3) 未払費用 | 42 | | 前受金及び前受収益 | |
| (4) 前受金 | 43 | 46 | 引当金 | |
| (5) 預り金 | 44 | 47,48 | 賞与引当金 | |
| (6) 前受収益 | 45 | 44 | その他の引当金 | |
| (7) 引当金 | | | 預り金(保管金等) | |
| 賞与引当金 | 46 | 50(一年以内償還予定) | 公債(短期) | |
| 修繕引当金 | 47 | 41,51(一年以内返済予定) | 短期借入金 | |
| ××××引当金 | 48 | 49 | その他の流動負債 | |
| (8) その他の流動負債 | 49 | 50(長期) | 2. 非流動負債 | |
| 流動負債合計 | | 51(長期) | 公債 | |
| | | | 借入金 | |
| 6 固定負債 | | | 責任準備金 | |
| (1) 公社債 | 50 | 52 | 引当金 | |
| (2) 長期借入金 | 51 | 53,54 | 退職給付引当金 | |
| (3) 引当金 | | 55 | その他の引当金 | |
| 退職給付引当金 | 52 | | その他の非流動負債 | |
| 特別修繕引当金 | 53 | 当期末財源残高(NWより) | 純資産合計 | |
| ××××引当金 | 54 | | 財源 | |
| (4) その他の固定負債 | 55 | — | 資産形成充当財源(調達源泉別) | |
| 固定負債合計 | | — | 税収 | |
| 負債合計 | | — | 社会保険料 | |
| | | — | 移転収入 | |
| 7 資本金 | | 当期末資産形成充当財源残高(NWより) | 公債等 | |
| (1) 基本財産 | 56 | — | その他の財源の調達 | |
| 資本金合計 | | | 評価・換算差額等 | |
| | | 当期末開始時未分析残高(NWより) | その他の純資産 | |
| 8 準備金(又は欠損金) | | 当期末その他純資産残高(NWより) | 開始時未分析残高 | |
| (1) 前期繰越準備金(又は前期繰越損失) | 57 | | その他純資産 | |
| (2) 当期純利益(又は当期純損失) | 58 | | | |
| 準備金合計(又は欠損金合計) | | | | |

【土地開発公社PL】

| 現行制度 (S/D:土地開発公社経理基準要綱) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------------|-------|------|-------------------|----------------|
| 1 事業収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 公有地取得事業収益 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 開発事業用地取得事業収益 | 2 | | | ①人件費 |
| (3) 土地造成事業収益 | 3 | | 13 | 議員歳費 |
| (4) 附帯等事業収益 | 4 | | 13 | 職員給料 |
| (5) 関連施設整備事業収益 | 5 | | 13 | 賞与引当金繰入 |
| (6) あっせん等事業収益 | 6 | | 13 | 退職給付費用 |
| 事業収益計 | | | | その他の人件費 |
| | | | 15 | ②物件費 |
| 2 事業原価 | | | | 消耗品費 |
| (1) 公有地取得事業原価 | 7 | | 15 | 維持補修費 |
| (2) 開発事業用地取得事業原価 | 8 | | 14 | 減価償却費 |
| (3) 土地造成事業原価 | 9 | | 7,8,9,10,11,12,15 | その他の物件費 |
| (4) 附帯等事業原価 | 10 | | 15 | ③経費 |
| (5) 関連施設整備事業原価 | 11 | | 15 | 業務費 |
| (6) あっせん等事業原価 | 12 | | 15 | 委託費 |
| 事業原価計 | | | 15 | 貸倒引当金繰入 |
| 事業総利益 | | | | その他の経費 |
| | | | 20(公社債) | ④業務関連費用 |
| 3 販売費及び一般管理費 | | | 20(借入) | 公債費(利払分) |
| (1) 人件費 | 13 | | 28,29 | 借入金支払利息 |
| (2) 減価償却費 | 14 | | 21 | 資産売却損 |
| (3) その他経費 | 15 | | | その他の業務関連費用 |
| 販売費及び一般管理費計 | | | | 2. 移転支出 |
| 事業利益 | | | | ①他会計への移転支出 |
| | | | | ②補助金等移転支出 |
| 4 事業外収益 | | | | ③社会保障関係費等移転支出 |
| (1) 受取利息 | 16 | | | ④その他の移転支出 |
| (2) 有価証券利息 | 17 | | | 経常収益合計 |
| (3) 受取配当金 | 18 | | | 1. 経常業務収益 |
| (4) 雑収益 | 19 | | 1,2,3,4,5,6 | ①業務収益 |
| 事業外収益計 | | | | 自己収入 |
| | | | | その他の業務収益 |
| 5 事業外費用 | | | | ②業務関連収益 |
| (1) 支払利息 | 20 | | 16,17,18 | 受取利息等 |
| (2) 雑損失 | 21 | | 23,24 | 資産売却益 |
| 事業外費用計 | | | 19 | その他の業務関連収益 |
| 経常利益 | | | | |
| 6 特別利益 | | | | |
| (1) 前期損益修正益 | 22 | →NWへ | | |
| (2) 投資有価証券売却益 | 23 | | | |
| (3) 固定資産売却益 | 24 | | | |
| (4) その他の特別利益 | 25 | →NWへ | | |
| 特別利益計 | | | | |
| 7 特別損失 | | | | |
| (1) 前期損益修正損 | 26 | →NWへ | | |
| (2) 土地評価損 | 27 | →NWへ | | |
| (3) 投資有価証券売却損 | 28 | | | |
| (4) 固定資産売却損 | 29 | | | |
| (5) 災害による損失 | 30 | →NWへ | | |
| (6) その他の特別損失 | 31 | →NWへ | | |
| 特別損失計 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |

【土地開発公社NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|--|--|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産増減明細より集計</p> <p>B: 金融資産増減明細より集計</p> <p>PL26,PL30,PL31</p> <p>固定資産増減明細、売却資料より集計</p> <p>C: 金融資産増減明細より集計</p> <p>PL22,PL25,PL14</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置</p> <p>②固定資産形成への財源措置</p> <p>事業用資産形成への財源措置</p> <p>インフラ資産形成への財源措置</p> <p>③長期金融資産形成への財源措置</p> <p>④その他の財源の使途</p> <p>直接資本減耗</p> <p>その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収</p> <p>②社会保険料</p> <p>③移転収入</p> <p>他会計からの移転収入</p> <p>補助金等移転収入</p> <p>国庫支出金</p> <p>都道府県等支出金</p> <p>市町村等支出金</p> <p>その他の移転収入</p> <p>④その他の財源の調達</p> <p>固定資産売却収入(元本分)</p> <p>長期金融資産償還収入(元本分)</p> <p>その他財源調達</p> <p>当期財源増減額</p> <p>前期末財源残高</p> <p>当期末財源残高</p> |
| <p>PL14</p> <p>固定資産増減明細より集計</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>PL27</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少</p> <p>減価償却費・直接資本減耗相当額</p> <p>除売却相当額</p> <p>②固定資産の増加</p> <p>固定資産形成</p> <p>無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少</p> <p>②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少</p> <p>再評価損</p> <p>その他評価額等減少</p> <p>②評価・換算差額等の増加</p> <p>再評価益</p> <p>その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額</p> <p>前期末資産形成充当財源残高</p> <p>当期末資産形成充当財源残高</p> |
| <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 56,57,58の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高</p> <p>当期開始時未分析残高増減額</p> <p>前期末開始時未分析残高</p> <p>当期末開始時未分析残高</p> <p>2. その他純資産の変動</p> <p>その他純資産の減少</p> <p>その他純資産の増加</p> <p>当期その他純資産増減額</p> <p>前期末その他純資産残高</p> <p>当期末その他純資産残高</p> |

→BSへ

→BSへ

→BSへ

→BSへ

【土地開発公社CF】

| 現行制度 (S/D:土地開発公社経理基準要綱) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|-------------------------------|-------|----|----------|--------------------|
| I 事業活動によるキャッシュ・フロー | | | | 期末資金残高 |
| (1) 公有地取得事業及び開発事業 用地取得事業収入 | 1 | | | 期首資金残高 |
| (2) 土地造成事業収入 | 2 | | | 当期資金収支額 |
| (3) その他事業収入 | 3 | | | 基礎的財政収支 |
| (4) 補助金等収入 | 4 | | | I. 経常的収支 |
| (5) 公有地取得事業及び開発事業 用地取得事業支出 | 5 | | | 1. 経常的支出 |
| (6) 土地造成事業支出 | 6 | | | ① 経常業務費用支出 |
| (7) 取得に係る支出 | 7 | | 10 | 人件費支出 |
| (8) 管理に係る支出 | 8 | | 5,6,7 | 物件費支出 |
| (9) その他事業支出 | 9 | | 8,9 | 経費支出 |
| (10) 人件費支出 | 10 | | 11 | 業務関連費用支出(財務的支出を除く) |
| (11) その他の業務支出 | 11 | | | ② 移転支出 |
| 小計 | | | | 他会計への移転支出 |
| (12) 利息の受取額 | 12 | | | 補助金等移転支出 |
| (13) 利息の支払額 | 13 | | | 社会保障関係費等移転支出 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | | | | その他の移転支出 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | 2. 経常的収入 |
| (1) 投資有価証券の取得による支出 | 14 | | | ① 租税収入 |
| (2) 投資有価証券の売却による収入 | 15 | | | ② 社会保険料収入 |
| (3) 有形固定資産の取得による支出 | 16 | | 1,2,3 | ③ 経常業務収益収入 |
| (4) 有形固定資産の売却による収入 | 17 | | | 業務収益収入 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | 業務関連収益収入 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | ④ 移転収入 |
| (1) 短期借入れによる収入 | 18 | | 4 | 他会計からの移転収入 |
| (2) 短期借入金の返済による支出 | 19 | | | 補助金等移転収入 |
| (3) 長期借入れによる収入 | 20 | | | その他の移転収入 |
| (4) 長期借入金の返済による支出 | 21 | | | II. 資本的収支 |
| (5) 公社債の発行による収入 | 22 | | 16 | 1. 資本的支出 |
| (6) 公社債の償還による支出 | 23 | | 14 | ① 固定資産形成支出 |
| (7) 金銭出資の受入による収入 | 24 | | | ② 長期金融資産形成支出 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | ③ その他の資本形成支出 |
| IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | | | 2. 資本的収入 |
| V 現金及び現金同等物の増加額(又は 減少額) | | | | ① 固定資産売却収入 |
| VI 現金及び現金同等物の期首残高 | | | 17 | ② 長期金融資産償還収入 |
| VII 現金及び現金同等物の期末残高 | | | 15 | ③ その他の資本処分収入 |
| | | | | III. 財務的収支 |
| | | | 13(公社債) | 1. 財務的支出 |
| | | | 13(借入) | ① 支払利息支出 |
| | | | | 公債費(利払分)支出 |
| | | | | 借入金支払利息支出 |
| | | | | ② 元本償還支出 |
| | | | | 公債費(元本分)支出 |
| | | | 23 | 公債(短期)元本償還支出 |
| | | | 23 | 公債元本償還支出 |
| | | | | 借入金元本償還支出 |
| | | | 19 | 短期借入金元本償還支出 |
| | | | 21 | 借入金元本償還支出 |
| | | | | その他の元本償還支出 |
| | | | | 2. 財務的収入 |
| | | | | ① 公債発行収入 |
| | | | 22 | 公債(短期)発行収入 |
| | | | 22 | 公債発行収入 |
| | | | | ② 借入金収入 |
| | | | 18 | 短期借入金収入 |
| | | | 20 | 借入金収入 |
| | | | 12,24 | ③ その他の財務的収入 |

【土地開発公社BS】

| 項目 | 組替方針 |
|-------------|--|
| 1. 流動資産 | ①事業未収金については、税等未収金ではなく、「未収金」に組み替える。 ②流動資産に計上されている用地(土地)、関連施設、原材料、貯蔵品は、「棚卸資産」に組み替える。No.4,5,6,7については、一旦棚卸資産に組み替えた上で、その用途に応じて公共用財産用地あるいは有形固定資産・土地に連結修正する。No.8については、一旦棚卸資産に組み替えた上で有形固定資産・土地に連結修正する。 ③前渡金、前払費用、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。 ④事業用未収金及び短期貸付金の控除科目である貸倒引当金は、「(控除)貸倒引当金」に組み替える。 |
| 2. 有形固定資産 | ①土地開発公社の固定資産は全て事業用資産とする。 ②車両その他の運搬具、工具器具及び備品については、事業用資産の中の「物品」に組み替える。 ③有形固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を基準モデル貸借対照表に計上する。 |
| 3. 無形固定資産 | ①無形固定資産については、科目に応じて事業用資産の無形固定資産の適宜の科目に組み替える。 |
| 4. 投資その他の資産 | ①投資有価証券、出資金については、政策(支配)目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。 ②長期前払費用、長期性預金、その他の長期資産については、「その他の投資」に組み替える。 ③賃貸事業の用に供する土地については、事業用資産の土地に組み替える。 |
| 5. 流動負債 | ①引当金については、流動負債の「引当金」の適宜の科目に組み替える。 |
| 6. 固定負債 | ①公社債、長期借入金については、短期・長期の分類をした上で、「公債(短期)」「公債」「短期借入金」「借入金」に組み替える。 ②引当金については、固定負債の「引当金」の適宜の科目に組み替える。 |
| 7. 資本金、準備金 | ①資本金、準備金については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を經由して純資産の各項目の残高を算定する。 |

【土地開発公社PL】

| 項目 | 組替方針 |
|---------------|--|
| 1. 事業収益 | ①事業収益については、業務収益の「自己収入」に組み替える。 |
| 2. 事業原価 | ①事業原価については、物件費の「その他の物件費」に組み替える。 |
| 3. 販売費及び一般管理費 | ①販売費及び一般管理費については、公社側で処理している費目毎に人件費、物件費、経費の帰属を判断した上で、適切な科目に組み替える。 ②減価償却費は、「減価償却費」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 |
| 4. 事業外収益 | ①受取利息、有価証券利息、受取配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②雑収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 5. 事業外費用 | ①支払利息については、公社債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②雑損失については、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 6. 特別利益 | ①投資有価証券売却益、固定資産売却益については、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②前期損益修正益、その他の特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 7. 特別損失 | ①投資有価証券売却損、固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②前期損益修正損、災害による損失、その他の特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 ③土地評価損については、純資産変動計算書の「再評価損」に組み替える。 |

【土地開発公社NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|--|
| 1. 全般 | <p>①BS,PLからの数値及び固定資産・金融資産の増減明細から数値を集計して、純資産変動計算書を作成する。</p> <p>②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。</p> |
| 2. BS,PLからの項目 | <p>①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。</p> |
| 3. 財源変動の部 | <p>①財源の使途のうち、「事業用資産形成への財源措置」については、固定資産増減明細の固定資産増加額を基に集計を行う。</p> <p>②財源の使途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、金融資産(投資有価証券・貸付金等)増減明細の増加額を基に集計を行う。</p> <p>③財源の使途のうち、「その他財源措置」については、PLで計上されている前期損益修正損、災害による損失、その他の特別損失を組み替える。</p> <p>④財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産増減明細及び売却時の資料等から売却資産の帳簿価額の集計を行う。</p> <p>⑤財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、金融資産増減明細より金融資産の回収額の集計を行う。</p> <p>⑥財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他の特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。</p> |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | <p>①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。</p> <p>②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産増減明細の固定資産減少額(減価償却費除く)を基に除売却資産の帳簿価額の集計を行う。</p> <p>③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に増減明細の固定資産増加額を計上する。</p> <p>④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。</p> <p>⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。</p> <p>⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所計上する。</p> |

【土地開発公社CF】

| 項目 | 組替方針 |
|--------------------|---|
| 1. 事業活動によるキャッシュフロー | <p>①公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入、土地造成事業収入、その他事業収入については、経常業務収益収入の「業務収益収入」に組み替える。</p> <p>②補助金等収入については、経常業務収益収入の「補助金等移転収入」に組み替える。</p> <p>③公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出、土地造成事業支出、取得に係る支出については、経常業務費用支出の「物件費支出」に組み替える。</p> <p>④管理に係る支出、その他事業支出については、経常業務費用支出の「経費支出」に組み替える。</p> <p>⑤人件費支出については、経常業務費用支出の「人件費支出」に組み替える。</p> <p>⑥その他の業務支出については、経常業務費用支出の「業務関連費用支出」に組み替える。</p> <p>⑦利息の受取額については、財務的収入の「その他の財務的収入」に組み替える。</p> <p>⑧利息の支払額については、財務的支出の「公債費(利払分)支出」「借入金支払利息支出」に組み替える。</p> |
| 2. 投資活動によるキャッシュフロー | <p>①投資有価証券の取得による支出については、資本的支出の「長期金融資産形成支出」に組み替える。</p> <p>②投資有価証券の売却による収入については、資本的収入の「長期金融資産償還収入」に組み替える。</p> <p>③有形固定資産の取得による支出については、資本的支出の「固定資産形成支出」に組み替える。</p> <p>④有形固定資産の売却による収入については、資本的収入の「固定資産売却収入」に組み替える。</p> |
| 3. 財務活動によるキャッシュフロー | <p>①短期借入れによる収入については、財務的収入の「短期借入金収入」に組み替える。</p> <p>②短期借入金の返済による支出については、財務的支出の「短期借入金元本償還支出」に組み替える。</p> <p>③長期借入れによる収入については、財務的収入の「借入金収入」に組み替える。</p> <p>④長期借入金の返済による支出については、財務的支出の「借入金元本償還支出」に組み替える。</p> <p>⑤公社債の発行による収入については、短期・長期の分類をした上で、財務的収入の「公債(短期)発行収入」「公債発行収入」に組み替える。</p> <p>⑥公社債の償還による支出については、短期・長期の分類をした上で、財務的支出の「公債(短期)元本償還支出」「公債元本償還支出」に組み替える。</p> <p>⑦金銭出資の受入による収入については、財務的支出の「その他の財務的収入」に組み替える。</p> |

(12) 株式会社

【株式会社BS】

| 現行制度 (S/D: 経団連離型) | 区分No. | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|----------------------|-------|-------------|-------------------|
| | | | 資産合計 |
| 1 流動資産 | | | 1. 金融資産 |
| 現金及び預金 | 1 | 1 | 資金 |
| 受取手形 | 2 | | 金融資産(資金以外) |
| 売掛金 | 3 | | 債権 |
| 有価証券 | 4 | | 税等未収金 |
| 製品 | 5 | 3 | 未収金 |
| 原材料 | 6 | 24 | 貸付金 |
| 仕掛品 | 7 | 2,9,10,11 | その他の債権 |
| 貯蔵品 | 8 | | (控除)貸倒引当金 |
| 前払費用 | 9 | 4,22 | 有価証券 |
| 繰延税金資産 | 10 | | 投資等 |
| その他 | 11 | 23 | 出資金 |
| | | | 基金・積立金 |
| | | | 財政調整基金 |
| | | | 減債基金 |
| | | | その他の基金・積立金 |
| 2 固定資産 | | | その他の投資 |
| (1) 有形固定資産 | | | 2. 非金融資産 |
| 建物 | 12 | | 事業用資産 |
| 構築物 | 13 | 25,26 | 有形固定資産 |
| 機械装置 | 14 | | 土地 |
| 工具器具備品 | 15 | | 立木竹 |
| 土地 | 16 | 16 | 建物 |
| 建設仮勘定 | 17 | | 工作物 |
| その他 | 18 | | 機械器具 |
| (2) 無形固定資産 | | | 物品 |
| ソフトウェア | 19 | 12 | 船舶 |
| のれん | 20 | 13 | 航空機 |
| その他 | 21 | 14 | その他の有形固定資産 |
| (3) 投資その他の資産 | | 18(あれば) | 建設仮勘定 |
| 投資有価証券 | 22 | 18(あれば) | 無形固定資産 |
| 関係会社株式 | 23 | 18 | 地上権 |
| 長期貸付金 | 24 | 17 | 著作権・特許権 |
| 繰延税金資産 | 25 | | ソフトウェア |
| その他 | 26 | | 電話加入権 |
| | | | その他の無形固定資産 |
| 3 繰延資産 | | 19 | 棚卸資産 |
| 社債発行費 | 27 | | インフラ資産 |
| | | 20,21 | 公共用財産用地 |
| | | 5,6,7,8 | 公共用財産施設 |
| 4 流動負債 | | | その他の公共用財産 |
| 支払手形 | 28 | | 公共用財産建設仮勘定 |
| 買掛金 | 29 | | 繰延資産 |
| 短期借入金 | 30 | | |
| 未払金 | 31 | | |
| 未払費用 | 32 | | |
| 未払法人税等 | 33 | 27 | |
| 前受金 | 34 | | |
| 預り金 | 35 | | |
| 前受収益 | 36 | | |
| 〇〇引当金 | 37 | 29,31,32,33 | |
| その他 | 38 | 34,36 | |
| | | 37 | |
| 5 固定負債 | | | 負債合計 |
| 社債 | 39 | 35 | 1. 流動負債 |
| 長期借入金 | 40 | | 未払金及び未払費用 |
| 〇〇引当金 | 41 | 30 | 前受金及び前受収益 |
| その他 | 42 | 28,38 | 引当金 |
| | | | 賞与引当金 |
| | | | 預り金(保管金等) |
| | | | 公債(短期) |
| | | | 短期借入金 |
| | | | その他の流動負債 |
| | | | 2. 非流動負債 |
| | | | 公債 |
| | | | 借入金 |
| | | | 責任準備金 |
| | | | 引当金 |
| | | | 退職給付引当金 |
| | | | その他の引当金 |
| | | | その他の非流動負債 |
| 6 株主資本 | | | 純資産合計 |
| 資本金 | 43 | | 財源 |
| 資本剰余金 | 44 | | 資産形成充当財源(調達源泉別) |
| 資本準備金 | 45 | | 税収 |
| その他資本剰余金 | 46 | | 社会保険料 |
| 利益剰余金 | 47 | | 移転収入 |
| 利益準備金 | 48 | | 公債等 |
| その他利益剰余金 | 49 | | その他の財源の調達 |
| 〇〇積立金 | 47 | | 評価・換算差額等 |
| 繰越利益剰余金 | 48 | | その他の純資産 |
| 自己株式 | 49 | | 開始時未分析残高 |
| | | | 当期末未分析残高(NWより) |
| 7 評価・換算差額等 | | | 当期末その他純資産残高(NWより) |
| その他有価証券評価差額金 | 50 | | |
| 繰延ヘッジ損益 | 51 | | |
| 土地再評価差額金 | 52 | | |
| 8 新株予約権 | 53 | | |

【株式会社PL】

| 現行制度 (S/D: 経団連離型) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類(PL) |
|----------------------|-------|------|------------|------------------|
| I 売上高 | 1 | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| II 売上原価 | 2 | | | 1. 経常業務費用 |
| III 売上総利益 | | | | ①人件費 |
| III 販売費及び一般管理費 | 3 | | | 議員歳費 |
| IV 営業外収益 | | | | 職員給料 |
| 1. 受取利息及び配当金 | 4 | | | 賞与引当金繰入 |
| 2. その他 | 5 | | | 退職給付費用 |
| V 営業外費用 | | | | その他の人件費 |
| 1. 支払利息 | 6 | | | ②物件費 |
| 2. その他 | 7 | | | 消耗品費 |
| VI 特別利益 | | | | 維持補修費 |
| 1. 前期損益修正益 | 8 | →NWへ | 2 | 減価償却費 |
| 2. 固定資産売却益 | 9 | | | その他の物件費 |
| その他 | 10 | →NWへ | 3 | ③経費 |
| VII 特別損失 | | | | 業務費 |
| 1. 前期損益修正損 | 11 | →NWへ | | 委託費 |
| 2. 固定資産売却損 | 12 | | | 貸倒引当金繰入 |
| 3. 減損損失 | 13 | | | その他の経費 |
| その他 | 14 | →NWへ | 6(社債分) | ④業務関連費用 |
| 税引前当期純利益 | | | 6(借入分) | 公債費(利私分) |
| 法人税、住民税及び事業税 | 16 | | 12 | 借入金支払利息 |
| 法人税等調整額 | 17 | | 7,13,16,17 | 資産売却損 |
| 当期純利益 | | | | その他の業務関連費用 |
| | | | | 2. 移転支出 |
| | | | | ①他会計への移転支出 |
| | | | | ②補助金等移転支出 |
| | | | | ③社会保障関係費等移転支出 |
| | | | | ④その他の移転支出 |
| | | | | 経常収益合計 |
| | | | | 1. 経常業務収益 |
| | | | | ①業務収益 |
| | | | 1 | 自己収入 |
| | | | | その他の業務収益 |
| | | | | ②業務関連収益 |
| | | | 4 | 受取利息等 |
| | | | 9 | 資産売却益 |
| | | | 5 | その他の業務関連収益 |

【株式会社NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|---|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産増減明細より集計 — B: 金融資産増減明細より集計 — PL11, PL14, 剰余金配当, 自己株式取得</p> <p>固定資産増減明細、売却資料より集計 C: 金融資産増減明細より集計 PL8, PL10, 新株発行, 自己株式処分, PL減価償却費計上額</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>PL減価償却費計上額 固定資産増減明細より集計</p> <p>A. 現物出資、組織再編も含めた固定資産増加 (ただし、無償所管換資産等は除く)</p> <p>C. 抱合せ株式消却損 B</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 43~53 の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置 ②固定資産形成への財源措置 事業用資産形成への財源措置 インフラ資産形成への財源措置 ③長期金融資産形成への財源措置 ④その他の財源の使途 直接資本減耗 その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税収 ②社会保険料 ③移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 国庫支出金 都道府県等支出金 市町村等支出金 その他の移転収入 ④その他の財源の調達 固定資産売却収入(元本分) 長期金融資産償還収入(元本分) その他財源調達</p> <p>当期財源増減額 前期末財源残高 当期末財源残高</p> <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少 減価償却費・直接資本減耗相当額 除売却相当額 ②固定資産の増加 固定資産形成 無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少 ②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少 再評価損 その他評価額等減少 ②評価・換算差額等の増加 再評価益 その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額 前期末資産形成充当財源残高 当期末資産形成充当財源残高</p> <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高 当期開始時未分析残高増減額 前期末開始時未分析残高 当期末開始時未分析残高</p> <p>2. その他純資産の変動 その他純資産の減少 その他純資産の増加 当期その他純資産増減額 前期末その他純資産残高 当期末その他純資産残高</p> |

→BSへ

→BSへ

→BSへ

→BSへ

【株式会社CF】

| 現行制度 | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|------------------------|-------|----|----------------|--------------------|
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | 期末資金残高 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1 | | | 期首資金残高 |
| 減価償却額 | 2 | | | 当期資金収支額 |
| 有形固定資産除却損 | 3 | | | 基礎的財政収支 |
| 引当金の減少額 | 4 | | | I. 経常的収支 |
| 受取利息及び受取配当金 | 5 | | | 1. 経常的支出 |
| 支払利息 | 6 | | | ① 経常業務費用支出 |
| 売上債権の減少額 | 7 | | PL人件費を基礎に集計 | 人件費支出 |
| 棚卸資産の減少額 | 8 | | PL物件費を基礎に集計 | 物件費支出 |
| 仕入債務の減少額 | 9 | | PL経費を基礎に集計 | 経費支出 |
| 未払金の減少額 | 10 | | PL業務関連費用を基礎に集計 | 業務関連費用支出(財務的支出を除く) |
| 前払費用の減少額 | 11 | | | ② 移転支出 |
| 短期貸付金の減少額 | 12 | | | 他会計への移転支出 |
| 仮払金の減少額 | 13 | | | 補助金等移転支出 |
| 小計 | | | | 社会保障関係費等移転支出 |
| 利息及び配当金の受取額 | 14 | | | その他の移転支出 |
| 利息の支払額 | 15 | | | 2. 経常的収入 |
| 法人税等の支払額 | 16 | | | ① 租税収入 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | ② 社会保険料収入 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | ③ 経常業務収益収入 |
| 有価証券の取得による支出 | 17 | | PL業務収益を基礎に集計 | 業務収益収入 |
| 有価証券の売却による収入 | 18 | | PL業務関連収益を基礎に集計 | 業務関連収益収入 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 19 | | | ④ 移転収入 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 20 | | | 他会計からの移転収入 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 21 | | | 補助金等移転収入 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 22 | | | その他の移転収入 |
| 貸付けによる支出 | 23 | | | II. 資本的収支 |
| 貸付金の回収による収入 | 24 | | | 1. 資本的支出 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | 19 | ① 固定資産形成支出 |
| | | | 21.23 | ② 長期金融資産形成支出 |
| | | | 17 | ③ その他の資本形成支出 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | 2. 資本的収入 |
| 短期借入れによる収入 | 25 | | 20 | ① 固定資産売却収入 |
| 短期借入金の返済による支出 | 26 | | 22.24 | ② 長期金融資産償還収入 |
| 長期借入れによる収入 | 27 | | 18 | ③ その他の資本処分収入 |
| 長期借入金の返済による支出 | 28 | | | III. 財務的収支 |
| 社債の発行による収入 | 29 | | | 1. 財務的支出 |
| 社債の償還による支出 | 30 | | | ① 支払利息支出 |
| 株式の発行による収入 | 31 | | | 公債費(利払分)支出 |
| 自己株式の取得による支出 | 32 | | | 借入金支払利息支出 |
| 配当金の支払額 | 33 | | | ② 元本償還支出 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | 公債費(元本分)支出 |
| | | | 30 | 公債(短期)元本償還支出 |
| IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | | 30 | 公債元本償還支出 |
| V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | | | 26 | 借入金元本償還支出 |
| VI 現金及び現金同等物の期首残高 | | | 28 | 短期借入金元本償還支出 |
| VII 現金及び現金同等物の期末残高 | | | 32.33 | 借入金元本償還支出 |
| | | | | その他の元本償還支出 |
| | | | | 2. 財務的収入 |
| | | | 29 | ① 公債発行収入 |
| | | | 29 | 公債(短期)発行収入 |
| | | | | 公債発行収入 |
| | | | 25 | ② 借入金収入 |
| | | | 27 | 短期借入金収入 |
| | | | 31 | 借入金収入 |
| | | | | ③ その他の財務的収入 |

【株式会社BS】

| 項目 | 組替方針 |
|-------------|--|
| 1. 流動資産 | ①売掛金については、「未収金」に組み替える。 ②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。 ③前払費用、繰延税金資産、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。 |
| 2. 有形固定資産 | ①株式会社の固定資産については、インフラ資産に該当するケースは少ないと思われるため、全て事業用資産に組み替える。 ②その他有形固定資産の中に車両及び運搬具がある場合には、事業用資産の中の「物品」に組み替える。 ③②以外のその他有形固定資産については、該当するものがあれば「船舶」「航空機」に、それ以外は「その他の有形固定資産」に組み替える。 |
| 3. 無形固定資産 | ①のれんは、株式会社の単体BS上も生じうる科目であるが、もしある場合、「その他の無形固定資産」に振り替える。 ②それ以外の無形固定資産については、科目に応じて事業用資産の無形固定資産の適宜の科目に組み替える。 |
| 4. 投資その他の資産 | ①株式会社の場合、投資有価証券に政策目的分の投資は含まれないため、「有価証券」に組み替える。 ②関係会社株式については、基本的に政策目的であるため、投資等の「出資金」に組み替える。 |
| 5. 純資産 | 株主資本、評価・換算差額等、新株予約権については、直接貸借対照表への組替は行わない。基準モデルの純資産は、純資産変動計算書からの連動とする。 |

【株式会社PL】

| 項目 | 組替方針 |
|---------------|---|
| 1. 売上高 | ①売上は、全て「自己収入」に組み替える。 |
| 2. 売上原価 | ①売上原価は、その明細がわかる場合には科目の性質に応じて、人件費、物件費、経費の適宜の科目に組み替える。明細が不明の場合は一括して「その他の物件費」に組み替える。 ②売上原価に含まれる減価償却費がある場合、物件費の「減価償却費」に組み替える。 |
| 3. 販売費及び一般管理費 | ①販売費及び一般管理費は、科目の性質に応じて、人件費、物件費、経費の適宜の科目に組み替える。詳細が不明の場合や総額に重要性がない等の場合は、一括して「業務費」に組み替える。 ②販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費がある場合、物件費の「減価償却費」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 |
| 4. 営業外収益 | ①受取利息及び配当金は、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②その他の営業外収益は、業務関連収益の「その他の業務関連収益」に組み替える。 |
| 5. 営業外費用 | ①支払利息については、社債に係る金額を「公債費(利払分)」に、借入に係る金額を「借入金支払利息」に組み替える。 ②その他の営業外費用については、「その他の業務関連費用」に組み替える。 |
| 6. 特別利益 | ①固定資産売却益は、業務関連収益の「資産売却益」に組み替える。 ②前期損益修正益、その他特別利益については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源調達」に組み替える。 |
| 7. 特別損失 | ①固定資産売却損は、業務関連費用の「資産売却損」に組み替える。 ②減損損失は、業務関連費用の「その他の業務関連費用」に組み替える。 ③前期損益修正損、その他特別損失については、当年度の行政コストとは異なるため、純資産変動計算書の「その他財源措置」に組み替える。 |

【株式会社NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|---|
| 1. 全般 | ①株式会社の剰余金計算書等からの組替は行わず、BS,PLからの数値及び固定資産・金融資産の増減明細から数値を集計して、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS,PLからの項目 | ①BS,PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の用途のうち、「事業用資産形成への財源措置」については、固定資産増減明細の固定資産増加額を元に集計を行う。 ②財源の用途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、金融資産（投資有価証券・貸付金等）増減明細の増加額を基に集計を行う。 ③財源の用途のうち、「その他財源措置」については、PLで計上されている前期損益修正損やその他特別損失を組み替える。 ④剰余金の配当を行った場合、「その他の財源措置」に計上する。 ⑤自己株式の取得を行った場合、「その他の財源措置」に計上する。 ⑥財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産増減明細及び売却時の資料等から売却価額の集計を行う。 ⑦財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、金融資産増減明細より金融資産の回収額の集計を行う。 ⑧増資(新株発行、自己株式処分)による資本金等の増加については、「その他の財源調達」に集計する。 ⑨財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLで計上されている前期損益修正益やその他特別利益を組み替えるとともに、PLの減価償却費と同額を計上する。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる株式会社PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産増減明細の固定資産減少額(減価償却費除く)を元に集計を行う。 ③①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に増減明細の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④及び4. ⑧の金額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所に計上する。 ⑦固定資産の現物出資や組織再編に伴う固定資産の受入があった場合、その受入金額を固定資産の増加として「固定資産形成」に集計する。 ⑧親子会社間における組織再編に伴い、抱合せ株式消却損が発生している場合、その金額を「長期金融資産の減少」に集計する。 |
| 5. その他 | ①資本金の額の減少、準備金の額の減少、剰余金の資本組入れ等、純資産内部の計数変動については、財源、資産形成充当財源に変動を伴わないため、特に財務書類上の処理は行わない。 ②自己株式の消却については、純資産内部での計数変動となるため、特に財務書類上の処理は行わない。 |

【株式会社CF】

| 項目 | 組替方針 |
|----------|--|
| 1. 経常的支出 | ①人件費支出は、PL人件費を基礎とし、未払の調整をして、金額の集計を行う。 ②物件費支出は、PL物件費を基礎とし、未払・買掛金の調整、減価償却費の加味、在庫の調整をした上で、金額の集計を行う。 ③経費支出は、PL経費を基礎とし、未払の調整をして、金額の集計を行う。 ④業務関連支出は、PL業務関連費用のうち、「その他業務関連費用」を基礎とし、未払の調整をして、金額の集計を行う。 |
| 2. 経常的収入 | ①業務収益収入は、PL業務収益を基礎とし、売掛金の調整をして、金額の集計を行う。 ②業務関連収益収入は、PL業務関連収益を基礎とし、未収の調整をして、金額の集計を行う。 |
| 3. 資本的収支 | ①投資活動に記載される有価証券、固定資産、投資有価証券、貸付金につき、それぞれの項目毎に転記する。 |
| 4. 財務的収支 | ①財務活動に記載される社債、株式発行の内容を、財務的収支に転記する。 ②剰余金の配当、自己株式の取得については、「その他の財務的支出」という項目がないため、「その他の元本償還支出」に転記する。 |

【注】当該株式会社がCFを作成していない場合は、有形固定資産明細表などを参照して作成します。

【公益法人PL】

| 現行制度 (S/D:公益法人会計基準) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|------------------------|-------|------|----------|----------------|
| 1 経常収益 | | | | 経常費用合計(総行政コスト) |
| (1) 基本財産運用益 | 1 | | | 1. 経常業務費用 |
| (2) 特定資産運用益 | 2 | | | ①人件費 |
| (3) 受取入会金 | 3 | | 10,14,15 | 議員歳費 |
| (4) 受取会費 | 4 | | | 職員給料 |
| (5) 事業収益 | 5 | | 11,16 | 賞与引当金繰入 |
| (6) 受取補助金等 | 6 | →NWへ | 13,18 | 退職給付費用 |
| (7) 受取負担金 | 7 | | | その他の人件費 |
| (8) 受取寄付金 | 8 | | 13,18 | ②物件費 |
| (9) 雑収益 | 9 | | 13,18 | 消耗品費 |
| 経常収益計 | | | 12,17 | 維持補修費 |
| | | | 13,18 | 減価償却費 |
| | | | | その他の物件費 |
| 2 経常費用 | | | | ③経費 |
| (1) 事業費 | | | 13,18 | 業務費 |
| イ 給料手当 | 10 | | 13,18 | 委託費 |
| ロ 退職給付費用 | 11 | | 13,18 | 貸倒引当金繰入 |
| ハ 減価償却費 | 12 | | 13,18 | その他の経費 |
| ニ その他 | 13 | | | ④業務関連費用 |
| (2) 管理費 | | | | 公債費(利払分) |
| イ 役員報酬 | 14 | | | 借入金支払利息 |
| ロ 給料手当 | 15 | | 24 | 資産売却損 |
| ハ 退職給付費用 | 16 | | | その他の業務関連費用 |
| ニ 減価償却費 | 17 | | | 2. 移転支出 |
| ホ その他 | 18 | | | ①他会計への移転支出 |
| 経常費用計 | | | | ②補助金等移転支出 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | | | | ③社会保障関係費等移転支出 |
| (3) 基本財産評価損益等 | 19 | →NWへ | | ④その他の移転支出 |
| (4) 特定資産評価損益等 | 20 | →NWへ | | 経常収益合計 |
| (5) 投資有価証券評価損益等 | 21 | →NWへ | | 1. 経常業務収益 |
| 評価損益等計 | | | | ①業務収益 |
| 当期経常増減額 | | | 3,4,5 | 自己収入 |
| | | | 7,8,9 | その他の業務収益 |
| 3 経常外収益 | | | | ②業務関連収益 |
| (1) 固定資産売却益 | 22 | | 1,2 | 受取利息等 |
| (2) 固定資産受贈益 | 23 | →NWへ | 22 | 資産売却益 |
| 経常外収益計 | | | | その他の業務関連収益 |
| 4 経常外費用 | | | | |
| (1) 固定資産売却損 | 24 | | | |
| (2) 固定資産減損損失 | 25 | →NWへ | | |
| (3) 災害損失 | 26 | →NWへ | | |
| 経常外費用計 | | | | |
| 当期経常外増減額 | | | | |
| 当期一般正味財産増減額 | | | | |
| 一般正味財産期首残高 | | | | |
| 一般正味財産期末残高 | | | | |
| 5 指定正味財産増減の部 | | | | |
| (1) 受取補助金等 | 27 | →NWへ | | |
| (2) 受取負担金 | 28 | →NWへ | | |
| (3) 受取寄付金 | 29 | →NWへ | | |
| (4) 固定資産受贈益 | 30 | →NWへ | | |
| (4) 基本財産評価益 | 31 | →NWへ | | |
| (5) 特定資産評価益 | 32 | →NWへ | | |
| (6) 基本財産評価損 | 33 | →NWへ | | |
| (7) 特定資産評価損 | 34 | →NWへ | | |
| (8) 一般正味財産への振替額 | | 組替不要 | | |
| 当期指定正味財産増減額 | | | | |
| 指定正味財産期首残高 | | | | |
| 指定正味財産期末残高 | | | | |
| 6 基金増減の部 | | | | |
| (1) 基金受入額 | | 組替不要 | | |
| (2) 基金返還額 | | 組替不要 | | |
| 正味財産期末残高 | | | | |

【公益法人NW】

| 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|--|---|
| <p>PLより</p> <p>A: 固定資産増減明細より集計</p> <p>B: 金融資産増減明細より集計</p> <p>PL26</p> <p>PL6,PL27</p> <p>PL28,PL29</p> <p>固定資産増減明細、売却資料より集計</p> <p>C: 金融資産増減明細より集計</p> <p>PL12,PL17</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>I. 財源変動の部</p> <p>1. 財源の使途</p> <p>①純経常費用への財源措置</p> <p>②固定資産形成への財源措置 事業用資産形成への財源措置 インフラ資産形成への財源措置</p> <p>③長期金融資産形成への財源措置</p> <p>④その他の財源の使途 直接資本減耗 その他財源措置</p> <p>2. 財源の調達</p> <p>①税込</p> <p>②社会保険料</p> <p>③移転収入 他会計からの移転収入 補助金等移転収入 国庫支出金 都道府県等支出金 市町村等支出金 その他の移転収入</p> <p>④その他の財源の調達 固定資産売却収入(元本分) 長期金融資産償還収入(元本分) その他財源調達</p> <p>当期財源増減額 前期末財源残高 当期末財源残高</p> |
| <p>PL12,PL17</p> <p>固定資産増減明細より集計</p> <p>A</p> <p>PL23,PL30</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>PL19,PL20,PL21,PL25,PL33,PL34</p> <p>PL19,PL20,PL21,PL31,PL32</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>II. 資産形成充当財源変動の部</p> <p>1. 固定資産の変動</p> <p>①固定資産の減少 減価償却費・直接資本減耗相当額 除売却相当額</p> <p>②固定資産の増加 固定資産形成 無償所管換等</p> <p>2. 長期金融資産の変動</p> <p>①長期金融資産の減少</p> <p>②長期金融資産の増加</p> <p>3. 評価・換算差額等の変動</p> <p>①評価・換算差額等の減少 再評価損 その他評価額等減少</p> <p>②評価・換算差額等の増加 再評価益 その他評価額等増加</p> <p>当期資産形成充当財源増減額 前期末資産形成充当財源残高 当期末資産形成充当財源残高</p> |
| <p>(初年度においては開始時点におけるB/S 35 ~40の合計)</p> <p>(初年度においては原則としてゼロ)</p> | <p>III. その他の純資産変動の部</p> <p>1. 開始時未分析残高 当期開始時未分析残高増減額 前期末開始時未分析残高 当期末開始時未分析残高</p> <p>2. その他の純資産の変動 その他純資産の減少 その他純資産の増加 当期その他純資産増減額 前期末その他純資産残高 当期末その他純資産残高</p> |

→BSへ

→BSへ

→BSへ

→BSへ

【公益法人CF】

| 現行制度 (S/D:公益法人会計基準) | 区分No. | 備考 | 組替元区分No. | 総務省基準モデル財務書類 |
|------------------------|-------|----|----------|--------------------|
| I 事業活動によるキャッシュ・フロー | | | | 期末資金残高 |
| 1. 事業活動収入 | | | | 期首資金残高 |
| (1) 基本財産運用収入 | 1 | | | 当期資金収支額 |
| (2) 入会金収入 | 2 | | | 基礎的財政収支 |
| (3) 会費収入 | 3 | | | I. 経常的収支 |
| (4) 事業収入 | 4 | | | 1. 経常的支出 |
| (5) 補助金等収入 | 5 | | | ① 経常業務費用支出 |
| 事業活動収入計 | | | 6,9 | 人件費支出 |
| | | | 7,10 | 物件費支出 |
| | | | 8,11 | 経費支出 |
| 2. 事業活動支出 | | | | 業務関連費用支出(財務的支出を除く) |
| (1) 事業費支出 | | | | ② 移転支出 |
| ア 人件費支出 | 6 | | | 他会計への移転支出 |
| イ 物件費支出 | 7 | | | 補助金等移転支出 |
| ウ その他経費支出 | 8 | | | 社会保障関係費等移転支出 |
| (2) 管理費支出 | | | | その他の移転支出 |
| ア 人件費支出 | 9 | | | 2. 経常的収入 |
| イ 物件費支出 | 10 | | | ① 租税収入 |
| ウ その他経費支出 | 11 | | | ② 社会保険料収入 |
| 事業活動支出計 | | | | ③ 経常業務収益収入 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | | | 2,3,4 | 業務収益収入 |
| | | | 1 | 業務関連収益収入 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | ④ 移転収入 |
| 1. (1) 固定資産売却収入 | 12 | | | 他会計からの移転収入 |
| (2) 投資有価証券売却収入 | 13 | | | 補助金等移転収入 |
| 投資活動収入計 | | | 5 | その他の移転収入 |
| | | | | II. 資本的収支 |
| 2. (1) 固定資産取得支出 | 14 | | | 1. 資本的支出 |
| (2) 投資有価証券取得支出 | 15 | | | ① 固定資産形成支出 |
| 投資活動支出計 | | | 14 | ② 長期金融資産形成支出 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | 15 | ③ その他の資本形成支出 |
| | | | | 2. 資本的収入 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | ① 固定資産売却収入 |
| 1. (1) 借入金収入 | 16 | | | ② 長期金融資産償還収入 |
| (2) 基金受入収入 | 17 | | | ③ その他の資本処分収入 |
| 財務活動収入計 | | | 12 | III. 財務的収支 |
| | | | 13 | 1. 財務的支出 |
| 2. (1) 借入金返済支出 | 18 | | | ① 支払利息支出 |
| (2) 基金返還支出 | 19 | | | 公債費(利払分)支出 |
| 財務活動支出計 | | | | 借入金支払利息支出 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | ② 元本償還支出 |
| | | | | 公債費(元本分)支出 |
| IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | | | 公債(短期)元本償還支出 |
| V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | | | 18,19 | 公債元本償還支出 |
| VI 現金及び現金同等物の期首残高 | | | | 借入金元本償還支出 |
| VII 現金及び現金同等物の期末残高 | | | | 短期借入金元本償還支出 |
| | | | | 借入金元本償還支出 |
| | | | | その他の元本償還支出 |
| | | | | 2. 財務的収入 |
| | | | | ① 公債発行収入 |
| | | | | 公債(短期)発行収入 |
| | | | | 公債発行収入 |
| | | | 16,17 | ② 借入金収入 |
| | | | | 短期借入金収入 |
| | | | | 借入金収入 |
| | | | | ③ その他の財務的収入 |

【公益法人BS】

| 項目 | 組替方針 |
|--------------|---|
| 1. 流動資産 | <p>①未収会費、未収金については、税等未収金ではなく、「未収金」に組み替える。</p> <p>②流動資産の有価証券については、政策目的とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> <p>③前払金、その他流動資産については、「その他の債権」に組み替える。</p> |
| 2. 固定資産 | <p>公益法人の固定資産は全て事業用資産とする。</p> |
| (1) 基本財産 | <p>①土地については、事業用資産「土地」に組み替える。</p> <p>②投資有価証券は、基本財産の運用を目的としたものであり、政策目的(支配目的)とは考えられないため、「有価証券」に組み替える。</p> |
| (2) 特定資産 | <p>①特定資産は、本来資産の性質に応じて、「資金」「有価証券」「その他の基金・積立金」「その他の投資」に組み替えるべきであるが、ここではすべてを「その他の投資」に組み替える考え方をとった。</p> |
| (3) その他の固定資産 | <p>①土地、建物、構築物については、事業用資産の有形固定資産「土地」「建物」「工作物」に組み替える。</p> <p>②車両運搬具、什器備品については、事業用資産の中の「物品」に組み替える。</p> <p>③建設仮勘定については、事業用資産「建設仮勘定」に組み替える。</p> <p>④その他有形固定資産については、該当するものがあれば「船舶」「航空機」に、それ以外は「その他の有形固定資産」に組み替える。</p> <p>⑤固定資産の組替に当たっては、減価償却累計額を控除した純額を基準モデル貸借対照表に計上する。</p> <p>⑥借地権、電話加入権、それ以外の無形固定資産については、科目に応じて事業用資産の無形固定資産の適宜の科目に組み替える。</p> <p>⑦敷金、保証金については、投資等の「その他の投資」に組み替える。</p> <p>⑧投資有価証券、子会社株式、関係会社株式については、政策(支配)目的とそれ以外に区分し、前者を投資等の「出資金」、後者を「有価証券」に組み替える。</p> |
| 3. 固定負債 | <p>①長期借入金については、短期(一年以内返済予定)・長期の分類をした上で、「短期借入金」「借入金」に組み替える。</p> <p>②受入保証金は「その他の非流動負債」に組み替える。</p> |
| 4. 正味財産 | <p>①基金は実質的に長期的な負債と考えられるため、非流動負債の「借入金」に組み替える。</p> <p>②指定正味財産、一般正味財産については、BSからの組替とはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。</p> |

【公益法人PL】

| 項目 | 組替方針 |
|---------------|--|
| 1. 経常収益 | ①基本財産運用益、特定資産運用益については、業務関連収益の「受取利息等」に組み替える。 ②受取入会金、受取会費、事業収益については、業務収益の「自己収入」に組み替える。 ③受取補助金等については、純資産変動計算書の「補助金等移転収入」に組み替える。 ④その他の経常収益については、「その他の業務収益」に組み替える。 |
| 2. 経常費用 | ①事業費、管理費については、公益法人側で処理している費目毎に人件費、物件費、経費の帰属を判断した上で、適切な科目に組み替える。 ②減価償却費は、「減価償却費」に組み替える。また、減価償却費総額を純資産変動計算書の「その他財源調達」及び「減価償却費・直接資本減耗相当額」にも組み替える。 ③基本財産評価損益、特定資産評価損益、投資有価証券評価損益については、純資産変動計算書の「評価・換算差額の増加」または、「評価・換算差額の減少」に組み替える。 |
| 3. 経常外収益 | 固定資産受贈益については、純資産変動計算書の「無償所管換等」に組み替える。 |
| 4. 経常外費用 | 固定資産減損損失については、純資産変動計算書の「評価・換算差額の減少」に組み替える。 |
| 5. 指定正味財産増減の部 | ①受取補助金等については、純資産変動計算書の「補助金等移転収入」に組み替える。 ②受取負担金、受取寄附金については、純資産変動計算書の「その他の財源調達」に組み替える。 ③固定資産受贈益については、純資産変動計算書の「固定資産の増加」に組み替える。 ④基本財産評価益、特定資産評価益については、純資産変動計算書の「評価・換算差額の増加」に組み替える。 ⑤基本財産評価損、特定資産評価損については、純資産変動計算書の「評価・換算差額の減少」に組み替える。 |
| 6. 基金増減の部 | ①基金受入額、基金返還額については、実質的には借入金の借入れ、返済と考えられ、CFに計上されるため、PLには計上しない。 |

【公益法人NW】

| 項目 | 組替方針 |
|-----------------|---|
| 1. 全般 | ①BS.PLからの数値及び固定資産・金融資産の増減明細から数値を集計して、純資産変動計算書を作成する。 ②純資産変動計算書の「財源」「資産形成充当財源」「開始時未分析残高」「その他純資産」の増減結果としての残高を、BS純資産に計上する。 |
| 2. BS.PLからの項目 | ①BS.PLで説明の通り、一部項目については、純資産変動計算書に計上される。 |
| 3. 財源変動の部 | ①財源の使途のうち、「事業用資産形成への財源措置」については、固定資産増減明細の固定資産増加額を基に集計を行う。 ②財源の使途のうち、「長期金融資産形成への財源措置」については、金融資産（投資有価証券・貸付金等）増減明細の増加額を基に集計を行う。 ③財源の使途のうち、「その他財源措置」については、PLで計上されている前期損益修正損、災害損失等を組み替える。 ④財源の調達のうち、「固定資産売却収入(元本分)」については、固定資産増減明細及び売却時の資料等から売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ⑤財源の調達のうち、「長期金融資産償還収入(元本分)」については、金融資産増減明細より金融資産の回収額の集計を行う。 ⑥財源の調達のうち、「その他財源調達」については、PLの減価償却費と同額を計上する。また前期損益修正益に類する計上があればこれについても組み替える。 |
| 4. 資産形成充当財源変動の部 | ①固定資産の減少のうち、「減価償却費・直接資本減耗相当額」については、PLの減価償却費と同額を計上する。 ②固定資産の減少のうち、「除売却相当額」については、固定資産増減明細の固定資産減少額（減価償却費除く）を基に除売却資産の帳簿価額の集計を行う。 ③3. ①と同時に、固定資産の増加として、「固定資産形成」に増減明細の固定資産増加額を計上する。 ④長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の減少」については、3. ④と同額とする。 ⑤長期金融資産の変動のうち、「長期金融資産の増加」については、3. ②と同額とする。 ⑥固定資産や長期金融資産について評価替えを行って評価差額が発生した場合には、これを「評価・換算差額等の変動」の適切な箇所計上する。 |

【公益法人CF】

| 項目 | 組替方針 |
|--------------------|---|
| 1. 事業活動によるキャッシュフロー | |
| (1) 事業活動収入 | ①基本財産運用収入については、経常業務収益収入の「業務関連収益収入」に組み替える。 ②入会金収入、会費収入、事業収入については、経常業務収益収入の「業務収益収入」に組み替える。 ③補助金等収入については、経常業務収益収入の「補助金等移転収入」に組み替える。 |
| (2) 事業活動支出 | ①事業費、管理費については、節単位で人件費、物件費、経費を判断した上で、経常業務費用支出の「人件費支出」「物件費支出」「経費支出」に組み替える。 |
| 2. 投資活動によるキャッシュフロー | |
| (1) 投資活動収入 | ①固定資産売却収入については、資本的収入の「固定資産売却収入」に組み替える。 ②投資有価証券売却収入については、資本的収入の「長期金融資産償還収入」に組み替える。 |
| (2) 投資活動支出 | ①固定資産取得支出については、資本的支出の「固定資産形成支出」に組み替える。 ②投資有価証券取得支出については、資本的支出の「長期金融資産形成支出」に組み替える。 |
| 3. 財務活動によるキャッシュフロー | |
| (1) 財務活動収入 | ①借入金収入については、短期・長期の分類をした上で、財務的収入の「短期借入金収入」「借入金収入」に組み替える。 ②基金受入収入については、実質的には長期の借入金の借入れと考えられるため、「借入金収入」に計上する。 |
| (2) 財務活動支出 | ①借入金返済支出については、元本償還部分と利息部分に分け、利息部分は財務的支出の「借入金支払支出」に組み替え、元金償還部分は、短期・長期の分類をした上で、財務的支出の「短期借入金元本償還支出」「借入金元本償還支出」に組み替える。 ②基金返還支出については、実質的には長期の借入金の返済と考えられるため、「借入金元本償還支出」に計上する。 |

(新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引【基準モデル編】終わり)